

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	廃棄 00-02 R 5
提出年月日	令和5年4月28日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（廃棄）

(MO X燃料加工施設)

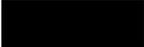
## 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 20 条廃棄施設」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。  
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

# 別紙

 : 商業機密の観点から公開できない箇所

## 廃棄00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(廃棄)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	4/28	5	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	4/28	5	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	4/28	1	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	4/28	1	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	4/28	1	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	4/28	1	

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (1 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(廃棄施設) 第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p><b>【凡例】</b> 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 本項目では「気体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理していることから、許可において「廃棄施設」と記載している箇所を「気体廃棄物の廃棄設備」として、記載内容を展開する。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 気①, 液①</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」は、第1章共通項目「7. 遮蔽」において、「線量告示」と定義している。P3に記載の基本設計方針(気①-4, 気⑥)にて、「排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする」と記載しており、発電炉の記載はP3に記載の基本設計方針(気①-4, 気⑥)と一致しているため、当該基本設計方針では許可本文の記載と整合させることとした。</p>	<p>第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 <u>放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</u></p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 <u>廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</u> 気①-1</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 本項目では「気体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理しているため、「気体廃棄物の廃棄設備」と「放射性廃棄物を処理する設備」で主語が異なる。</p>	<p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設</p> <p>⑧ 核燃料物質の貯蔵施設 MOX燃料加工施設は、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵容器一時保管設備、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を設ける。気⑧ また、燃料集合体貯蔵設備等は、建屋排気設備等で換気することにより適切に冷却する。 気⑦-1, 2, 3</p> <p>⑨ 廃棄施設 a. 廃棄施設は、通常時において、<u>周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</u>気①-1, 液①-1 【①P16～】</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄施設 <u>MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u>気①-2, 気③-1 【②P3～】</p>	<p>(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 (1) 安全機能を有する施設 ⑩ 廃棄施設 (廃棄施設) 第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。 2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限る。)を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの)に限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年)(以下「線量目標値指針」という。)を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる設計とする。気④</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 事業変更許可申請書の記載は、廃棄施設全般として、気体廃棄物、液体廃棄物を合わせた状態で記載しているが、設工認申請書の基本設計方針では気体廃棄物の廃棄設備で考慮すべき方針を「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に記載し、液体廃棄物の廃棄設備で考慮すべき方針を「5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備」に分けて記載したため。</p>	<p>別添I (施設共通) I-1 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備等 1.2 廃棄物処理設備</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、<u>周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。</u> さらに、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「<u>発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針</u>」を満足する設計とする。 【⑤P16～】</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 施設周辺の一般公衆の線量を低減する設計方針は同様だが、発電炉では「発電所」MOX燃料加工施設と発電炉で施設の名称が異なるため。また、発電炉では「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を「満足する設計とする」であるが、MOX燃料加工施設では、許可の記載を踏まえ「参考」とする。</p>	<p>気⑦-1 (P6～) 気⑦-2 (P9～) 気⑦-3 (P10～)</p> <p>液①-1 (P16～)</p> <p>気①-2 (P3～) 気③-1 (P3～)</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 水中の放射性物質の濃度に関する基本設計方針は「5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備」に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (2 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。気①-6</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。気①-7</p>	<p>(b) 液体廃棄物の廃棄施設  MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。液①-2 【③P16～】</p> <p>b. 保管廃棄施設は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。液⑥-1, 固③ 【④P20, 25～】</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>第2項について  保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。  液④, 固④</p>		<p>液①-2 (P16～)</p> <p>液⑥-1 (P20～) 固③ (P25～)</p> <p>気①-6 (P4から)</p> <p>気①-7 (P4から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (3 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄)</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。</p> <p>イ 排気施設によって排出すること。</p> <p>四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。気⑥</p>	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、<u>放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u> 気①-2, 3, 気③-1, 気⑥</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の補足。</p> <p>【許可からの変更点等】 「放射性物質の濃度等」について対象を明確にした。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の大気中の濃度限度以下となる設計とする。 気①-4, 気⑥</p> <p>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。</p>	<p>(a) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、<u>管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u> 気①-2, 気③-1</p> <p>【②P1 から】</p> <p>【用語の定義】 「線量告示」については、第1章 共通項目の「7. 遮蔽」において「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」と定義している。(以下同じ)</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX燃料加工施設には、主復水器の空気抽出器、排ガス再結合器及び排ガス減衰管並びに活性炭ホールドアップ装置と同様の機器がないため。また、MOX燃料加工施設の「排気筒」と発電炉の「主排気筒等」で用語が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX燃料加工施設には、排ガス減衰管及び活性炭ホールドアップ装置と同様の機器がないため。</p>	<p>気体廃棄物処理設備は、主として主復水器の空気抽出器、排ガス再結合器及び排ガス減衰管並びに活性炭ホールドアップ装置等で構成し、排ガスはろ過処理後、<u>放射性物質の濃度を監視しながら主排気筒等から放出する設計とする。</u></p> <p>なお、排ガス減衰管は排ガスの通過に通常約30分、活性炭ホールドアップ装置は排ガス中のクセノンの通過に約27日間、クリプトンの通過に約40時間を要する設計とする。</p> <p>気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し<u>放射性物質の濃度を監視可能な主排気筒等から放出する設計とする。</u> 【⑨P7 から】</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX燃料加工施設の「排気筒」と発電炉の「主排気筒等」で用語が異なるため。</p> <p>液体廃棄物処理設備は、廃液の発生源により、機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で処理する設計とする。</p> <p>放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において原子炉冷却系統外に排出する場合は、床ドレン及び機器ドレン系のサンプルを介して、液体廃棄物処理系へ導く設計とする。 【⑥P16 ～】</p>	<p>気①-2 (P1 から) 気①-3 (P4 から) 気③-1 (P1 から)</p> <p>気①-4 (P6 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (4 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備                      (イ) 気体廃棄物の廃棄設備                      (1) 構造                      ①概要                      a. 設計基準対処の施設  <u>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。気①-6</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する。気①-7</u></p> <p><u>燃料加工建屋の主要構造は「ハ.(ハ)成型施設(1)施設の種類の」に示す。気③</u></p> <p>各排気設備は、高性能エアフィルタ、排風機等を設ける。気④-1</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。</u>                      また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。                      また、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する。気⑧-1</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、排気中に含まれる放射性物質を高性能エアフィルタにより除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気①-3</u></p> <p>燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする。気⑧-2</p>	<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設                      (イ) 気体廃棄物の廃棄設備                      (1) 設計基準対象の施設                      ①概要</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。気④</u></p>	<p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固化材と混練して固化するセメント混練固化装置（東海、東海第二発電所共用）、可燃性雑固体廃棄物及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する雑固体廃棄物焼却設備（東海、東海第二発電所共用）、不燃性雑固体廃棄物を熔融・焼却する雑固体減容処理設備（東海、東海第二発電所共用）で処理する設計とする。</p> <p>セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及び固体廃棄物作業建屋は、東海発電所と共用とするが、その処理量は東海第二発電所及び東海発電所における合計の予想発生量を考慮することで安全性を損なわない設計とする。【⑦P25～】</p>	<p>気①-6 (P2～)</p> <p>気①-7 (P2～)</p> <p>気④-1 (P6～)</p> <p>気⑧-1 (P6～)</p> <p>気①-3 (P3～)</p> <p>気⑧-2 (P6～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (5 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。気②、液②</p> <p>【許可からの変更点等】仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>【許可からの変更点等】技術基準規則の1項2号を受け、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置することについての基本設計方針として発電炉の記載を参考に新規に記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】各排気設備における具体的なフィルタの段数に関しては「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」にて示すため、基本設計方針に記載する高性能エアフィルタの段数は複数段とした。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>【許可からの変更点等】技術基準規則の1項4号を受け、高性能エアフィルタの取替えが容易な構造であることについての基本設計方針として新規に記載した。</p>	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。気①-5</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。気②</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章個別項目の「5.2 気設備」に基づくものとする。</p> <p>燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。気④-4</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</p>	<p>【用語の定義】「核燃料物質等」については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」において「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物」と定義している。(以下同じ)</p> <p>核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。気②</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 核燃料物質等の逆流を防止する設計方針は同様だが、表現が異なるため。</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 気①-5, 10, 14, 18</p> <p>①排気能力 建屋排風機, 工程室排風機, グローブボックス排風機の排気量の合計【気①-5】約 320000m<sup>3</sup>/h 気④</p> <p>【用語の定義】「グローブボックス等」については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」において「グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉, スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置」と定義している。(以下同じ)</p> <p>②高性能エアフィルタの捕集効率 気①-11, 15, 19, 気④-2 99.97%以上 (0.15μmDOP粒子) 気④</p>	<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 本項目では「気体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針に記載しているため、「気体廃棄物の廃棄設備」と「放射性廃棄物を処理する設備」で主語が異なる。</p> <p>燃料加工建屋及びグローブボックスを設置する部屋等は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、高性能エアフィルタ2段【気④】でろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。気④-4</p> <p>グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、高性能エアフィルタ3段又は4段【気④】で放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する。気④-4</p>	<p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。【⑧P17〜】</p>	<p>気①-10 (P9〜) 気①-14 (P10〜) 気①-18 (P11〜)</p> <p>気①-11 (P9〜) 気①-15 (P10〜) 気①-19 (P11〜) 気④-2 (P6〜)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (6 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 技術基準規則の1項4号を受け、高性能エアフィルタの取替えが容易な構造であることについての基本設計方針として発電炉の記載を参考に新規に記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の補足。</p> <p>【許可からの変更点等】 「燃料集合体貯蔵設備等」を「燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設」に詳細化し、換気される対象を補足した。また、換気により除去する対象が崩壊熱であることを補足した。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 気③</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 気④</p>	<p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。 気④-1, 2</p> <p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。 気④-3</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。 気⑧-1, 2</p> <p>なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。 気⑦-1</p>	<p>【「等」の解説】 「燃料集合体貯蔵設備等」の指す内容は「貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備」であり、「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(3) 排気口の位置 排気口は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さは約20m（標高約75m）である。【気①-26】排気口の位置を第2図に示す。 気②</p>	<p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となるようにする。 気①-4</p>	<p>また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替が容易な設計とする。 【⑩P7 から】</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計方針は同様だが、表現が異なるため。</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。</p>	<p>気④-1 (P4 から) 気④-2 (P5 から)</p> <p>気④-3 (P11 から)</p> <p>気⑧-1 (P4 から) 気⑧-2 (P4 から)</p> <p>気⑦-1 (P1 から)</p> <p>気①-26 (P11 ~)</p> <p>気①-4 (P3 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (7 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>②設計方針</p> <p>a. 放射性物質の放出低減                      気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域からの排気を高性能エアフィルタ等で浄化できる設計とする。気④</p> <p>b. 閉じ込め                      気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。気④                      また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。気④                      グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する。気④                      燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする。気④                      核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。気④</p> <p>c. 外部電源喪失                      気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備に接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。気⑩</p> <p>d. 火災                      気体廃棄物の廃棄設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。気④</p> <p>e. 換気・空調                      気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域の換気・空調を適切に行える設計とする。気④</p> <p>f. 共用                      貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時に</p>	<p>気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な主排気筒等から放出する設計とする。【⑨P3～】</p> <p>また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替が容易な設計とする。【⑩P6～】</p> <p>流体状の放射性廃棄物は、管理区域内で処理することとし、流体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は設置しない。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物（放射線量が科技庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値を超えるもの（除染等により線量低減ができるものは除く））を管理区域外において運搬するための固体廃棄物移送容器は、容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがない設計とする。</p> <p>また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。【⑩P25～】</p> <p>固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から1mの距離における線量当量率が「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定められた線量当量率を超えない設計とする。【⑫P26～】</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      流体状の放射性廃棄物の取扱いについては第10条(閉じ込めの機能)において基本設計方針に記載しているため。</p> <p>気⑩ (P10～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (8 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>は、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。気⑨</p> <p>③主要設備の仕様            気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。            気◇            気体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様を⑦に示す。また、気体廃棄物の廃棄設備の能力を添5第59表に【気◇】、放射性気体廃棄物の処理系統図を添5第4図に、排気口の位置を添5第5図に示す。気◇</p> <p>④系統構成及び主要設備            各排気設備は、高性能エアフィルタ及び排風機等を設ける。【気◇】粉末状の核燃料物質を取り扱う工程等の排気系への核燃料物質の移行率が高い工程からの排気系については、高性能エアフィルタを2段以上設ける設計とする。【気◇】また、排風機には予備機を設ける設計とし、【気◇】グローブボックス排風機は、外部電源喪失時に非常用所内電源設備から電力を自動的に供給する設計とする。気◇            気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。気◇            また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。気◇            気体廃棄物の廃棄設備は、窒素雰囲気下で運転する窒素雰囲気型グローブボックスの負圧が浅くなった場合、自動的にグローブボックスへの</p>		<p>気⑨ (P9～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (9 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄七条の八 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排気施設によつて排出すること。気⑤</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】建屋排気設備で崩壊熱を除去する貯蔵施設の対象を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点等】対象の明確化。</p> <p>【許可からの変更点等】仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p>	<p>(1) 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。気①-8, 気⑤ 建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。気⑦-2 建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。気①-9 貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。気⑨ 建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。気①-10 建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。気①-11</p> <p>(2) 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。気①-12, 気⑤ 工程室排気設備は、工程室排</p>		<p>窒素ガス供給を停止することで正圧になることを防止する設計とする。 気④</p> <p>a. 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備である。気①-8</p> <p>b. 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備である。気①-12</p>		<p>気⑤ (P10, 11 ~)</p> <p>気⑦-2 (P1 から)</p> <p>気①-9 (P13 から)</p> <p>気⑨ (P8 から)</p> <p>気①-10 (P5 から)</p> <p>気①-11 (P5 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (10 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>【許可からの変更点等】 グローブボックス排気設備で崩壊熱を除去する貯蔵施設の対象を明確にした。</p>	<p>気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。気①-13</p> <p>工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。気①-14</p> <p>工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。気①-15</p> <p>(3) グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。気①-16, 気⑤</p> <p>グローブボックス排気設備は、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。気⑦-3</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備に接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。気⑩</p> <p>なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外</p>	<p>【許可からの変更点等】 他設備と兼用している基本設計方針対象設備であるため、主登録側で兼用していることを追記した。</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p>	<p>c. グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設備である。気①-16</p>		<p>気①-13 (P13, 14 から) 気①-14 (P5 から)</p> <p>気①-15 (P5 から)</p> <p>気⑤ (P9 から)</p> <p>気⑦-3 (P1 から)</p> <p>気⑩ (P7 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (11 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p>	<p>部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。気①-17</p> <p>グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。気①-18</p> <p>グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。気①-19</p> <p>(4) 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。気①-20, 21</p> <p>(5) 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。気①-22</p> <p>窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。気①-23</p> <p>(6) 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上1階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約20m(標高約75m)とする設計とする。気①-24, 25, 26, 気⑤</p>	<p>【許可からの変更点等】他設備と兼用している基本設計方針対象設備であるため、主登録側で兼用していることを追記した。</p> <p>【許可からの変更点等】基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p>	<p>d. 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設備である。【気①-21】また、送風機には、予備機を設ける設計とする。気④</p> <p>e. 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設備である。気①-22</p> <p>窒素循環ファン及び窒素循環冷却機には、予備機を設ける設計とする。気④</p> <p>f. 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設備である。気①-25</p> <p>⑤試験・検査 気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設の排風機及び【気④】高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。気④-3</p>	<p>気①-17 (P14, 15 から)</p> <p>気①-18 (P5 から)</p> <p>気①-19 (P5 から)</p> <p>気①-20 (P15 から)</p> <p>気①-23 (P15 から)</p> <p>気①-24 (P15 から)</p> <p>気①-26 (P6 から)</p> <p>気⑤ (P9 から)</p> <p>気④-3 (P6 へ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (12 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑥評価</p> <p>a. 放射性物質の放出低減            気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域からの排気を高性能エアフィルタ等でろ過することにより、排気の浄化ができる。気◇</p> <p>b. 閉じ込め            気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計としているので汚染の拡大を防止できる。気◇            また、オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持する設計としているので汚染の拡大を防止できる。気◇            安全上重要な施設の系統は、溶接構造、逆止ダンパ等を適切に使用する設計としているので気体状の放射性物質が漏えい及び逆流を防止できる。気◇</p> <p>c. 外部電源喪失            気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備に接続する設計としているので、外部電源喪失時に閉じ込め機能を確保できる。気◇</p> <p>d. 火災            気体廃棄物の廃棄設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に延焼防止ダンパを設ける設計としているので、火災の拡大を防止できる。気◇</p> <p>e. 換気・空調            気体廃棄物の廃棄設備は、管理区域の換気・空調を行える設計としているので、管理区域の負圧及び温湿度を所定の条件に維持できる。気◇</p> <p>f. 共用            貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時に</p>	<p>(発電炉の記載)            &lt;不一致の理由&gt;            発電炉の記載は規則要求の展開であり、当社では第10条(閉じ込めの機能)及び第21条(核燃料物質等による汚染の防止)の基本設計方針に同様の趣旨を記載しているため。</p> <p>1.3 汚染拡大防止            1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止            放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度が 37 Bq/cm<sup>3</sup> を超える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰については、次のとおりとする。</p> <p>(発電炉の記載)            &lt;不一致の理由&gt;            当社では第21条(核燃料物質等による汚染の防止)の基本設計方針にて建屋の床及び壁の表面を除染が容易で腐食し難い材料(樹脂系塗料等)で仕上げる設計とすることとしており、発電炉の記載と同様の趣旨を記載しているため。</p> <p>(1) 漏えいし難い構造            全ての床面、適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は、耐水性を有する設計とし、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする。また、その貫通部は堰の機能を失わない構造とする。</p> <p>(2) 漏えいの拡大防止            床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (13 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 設計基準対象の施設</p> <p>(a) 建屋排気設備</p> <p>i. 建屋排気ダクト気①-9</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気④, 気⑩</p> <p>(ii) 個数 1 式気④</p> <p>ii. 建屋排気フィルタユニット 気①-9</p> <p>(i) 設置場所 排気フィルタ第2室及び排気フィルタ第3室気④, 気⑩</p> <p>(ii) 個数 1 式気④</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段気④</p> <p>iii. 建屋排風機気①-9</p> <p>(i) 設置場所 排風機室気④, 気⑩</p> <p>(ii) 個数 3 台 (うち 1 台予備) 気④</p> <p>(b) 工程室排気設備</p> <p>i. 工程室排気ダクト気①-13</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気④, 気⑩</p> <p>(ii) 個数 1 式気④</p> <p>ii. 工程室排気フィルタユニット 気①-13</p> <p>(i) 設置場所</p>	<p>は、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。気④</p> <p>⑦ 気体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>a. 建屋排気設備 (設備能力 約 19 万 m<sup>3</sup>/h)</p> <p>(a) 建屋排気ダクト気④</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋気④</p> <p>ii. 個数 1 式気④</p> <p>(b) 建屋排気フィルタユニット気④</p> <p>i. 設置場所 排気フィルタ第2室及び排気フィルタ第3室気④</p> <p>ii. 個数 1 式気④</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2 段気④</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上 (0.15 μm DOP 粒子) 気④</p> <p>(c) 建屋排風機気④</p> <p>i. 設置場所 排風機室気④</p> <p>ii. 個数 3 台 (うち 1 台予備) 気④</p> <p>b. 工程室排気設備 (設備能力 約 8 万 m<sup>3</sup>/h)</p> <p>(a) 工程室排気ダクト気④</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋気④</p> <p>ii. 個数 1 式気④</p> <p>(b) 工程室排気フィルタユニット気④</p> <p>i. 設置場所</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉の放射性廃棄物処理施設に係る堰については、第 10 条 (閉じ込めの機能) の基本設計方針にて同様の趣旨を記載しているため。 また、堰の能力については第 10 条の添付書類にて説明するため。</p> <p>(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉の放射性廃棄物処理施設に係る堰については、第 10 条 (閉じ込めの機能) の基本設計方針にて同様の趣旨を記載しているため。 また、堰の能力については第 10 条の添付書類にて説明するため。</p> <p>施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管について、長さが当該設備に接続される配管の内径の 1/2、幅がその配管の肉厚の 1/2 の大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉の放射性廃棄物処理施設に係る堰については、第 10 条 (閉じ込めの機能) の基本設計方針にて同様の趣旨を記載しているため。 また、堰の能力については第 10 条の添付書類にて説明するため。</p> <p>この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施設内の貯蔵設備に 1 ヶ所想定し、漏えい時間は漏えいを適切に止めることができるまでの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンフ</p>	<p>気①-9 (P9 ~)</p> <p>気①-9 (P9 ~)</p> <p>気①-9 (P9 ~)</p> <p>気①-13 (P10 ~)</p> <p>気①-13 (P10 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (14 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>排気フィルタ第1室気④, 気①</p> <p>(ii) 個数 1式気④</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気④</p> <p>iii. 工程室排風機気①-13</p> <p>(i) 設置場所 排風機室気④, 気①</p> <p>(ii) 個数 2台(うち1台予備)気④</p> <p>iv. 工程室排風機入口手動ダンパ気①-13</p> <p>(i) 個数 2基気①-13</p> <p>(c) グローブボックス排気設備</p> <p>i. グローブボックス排気ダクト気①-17</p> <p>(i) 設置場所 燃料加工建屋気④, 気①</p> <p>(ii) 個数 1式気④</p> <p>ii. グローブボックス給気フィルタ気①-17</p> <p>(i) 設置場所 各グローブボックス給気口気④, 気①</p> <p>(ii) 個数 1式気④</p> <p>iii. グローブボックス排気フィルタ気①-17</p> <p>(i) 設置場所 工程室内気④, 気①</p> <p>(ii) 個数 1式気④</p> <p>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ1段又は2段気④</p> <p>iv. グローブボックス排気フィルタユニット気①-17</p> <p>(i) 設置場所 排気フィルタ第1室気④, 気①</p>	<p>排気フィルタ第1室気④</p> <p>ii. 個数 1式気④</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段気④</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率99.97%以上(0.15μmDOP粒子)気④</p> <p>(c) 工程室排風機気④</p> <p>i. 設置場所 排風機室気④</p> <p>ii. 個数 2台(うち1台予備)気④</p> <p>(d) 工程室排風機入口手動ダンパ気④</p> <p>i. 個数 2基気④</p> <p>c. グローブボックス排気設備(設備能力約5万m<sup>3</sup>/h)</p> <p>(a) グローブボックス排気ダクト気④</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋気④</p> <p>ii. 個数 1式気④</p> <p>(b) グローブボックス給気フィルタ気④</p> <p>i. 設置場所 各グローブボックス給気口気④</p> <p>ii. 個数 1式気④</p> <p>(c) グローブボックス排気フィルタ気④</p> <p>i. 設置場所 工程室内気④</p> <p>ii. 個数 1式気④</p> <p>iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ1段又は2段気④</p> <p>iv. 高性能エアフィルタの捕集効率99.97%以上(0.15μmDOP粒子)気④</p> <p>(d) グローブボックス排気フィルタユニット気④</p> <p>i. 設置場所 排気フィルタ第1室気④</p>	<p>アンネルは、その機能が確実なものとなるように設計する。</p> <p>(「(4) 放射性廃棄物貯蔵施設に係る堰の施設」の項は省略)</p> <p>(「1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止」の項は省略)</p>	<p>気①-13 (P10へ)</p> <p>気①-13 (P10へ)</p> <p>気①-13 (P10へ)</p> <p>気①-17 (P11へ)</p> <p>気①-17 (P11へ)</p> <p>気①-17 (P11へ)</p> <p>気①-17 (P11へ)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (15 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		(ii) 個数 1式気④ (iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2段気④  v. グローブボックス排風機 気①-17 (i) 設置場所 排風機室気④, 気① (ii) 個数 2台 (うち1台予備) 気④ vi. グローブボックス排風機入口 手動ダンパ気①-17 (i) 個数 2基気①-17 (d) 給気設備 i. 設置場所 燃料加工建屋気①-20 ii. 個数 1式気①-20  (e) 窒素循環設備 i. 窒素循環ダクト気①-23 (i) 設置場所 燃料加工建屋気④, 気① (ii) 個数 1式気④ ii. 窒素循環ファン気①-23 (i) 設置場所 冷却機械室気④, 気① (ii) 個数 2台 (うち1台予備) 気④ iii. 窒素循環冷却機気①-23 (i) 設置場所 冷却機械室気④, 気① (ii) 個数 2台 (うち1台予備) 気④ (f) 排気筒 i. 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外 気①-24 ii. 個数 1基気①-24 気体廃棄物の廃棄設備の配置図 を第5図に示す。また、気体廃棄 物の廃棄設備の系統概要図を第10 図に示す。気⑤	ii. 個数 1式気④ iii. フィルタ段数 高性能エアフィルタ 2段気④ iv. 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP粒 子) 気④ (e) グローブボックス排風機気④ i. 設置場所 排風機室気④ ii. 個数 2台 (うち1台予備) 気④  (f) グローブボックス排風機入口手 動ダンパ気④ i. 個数 2基気④ d. 給気設備 (a) 設置場所 燃料加工建屋気④ (b) 個数 1式気④ e. 窒素循環設備 (設備能力 約3万 m <sup>3</sup> /h) (a) 窒素循環ダクト気④ i. 設置場所 燃料加工建屋気④ ii. 個数 1式気④ (b) 窒素循環ファン気④ i. 設置場所 冷却機械室気④ ii. 個数 2台 (うち1台予備) 気④ (c) 窒素循環冷却機気④ i. 設置場所 冷却機械室気④ ii. 個数 2台 (うち1台予備) 気④ f. 排気筒 (a) 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外気④ (b) 個数 1基気④		気①-17 (P11 ~)  気①-17 (P11 ~) 気①-17 (P11 ~) 気①-20 (P11 ~) 気①-20 (P11 ~)  気①-23 (P11 ~)  気①-23 (P11 ~)  気①-23 (P11 ~)  気①-24 (P11 ~) 気①-24 (P11 ~)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (16 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 本項目では「液体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理しており、「液体廃棄物の廃棄設備」が許可の「廃棄施設」に含まれていることを明確化した。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」は、第1章共通項目「7. 遮蔽」において、「線量告示」と定義している。後段に記載の基本設計方針(液①-2)にて、「廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする」と記載しており、発電炉の記載は後段に記載の基本設計方針(液①-2)と一致しているため、当該基本設計方針では許可本文の記載と整合させることとした。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX 燃料加工施設の設備・系統が、発電炉と異なるため。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の補足。</p> <p>【許可からの変更点等】 「放射性物質の濃度等」について対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX 燃料加工施設の設備・系統が発電炉と異なるため。</p>	<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 本項目では「液体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理しているため、「液体廃棄物の廃棄設備」と「放射性廃棄物を処理する設備」で主語が異なる。</p> <p>廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。液①-1</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。液①-4</p> <p>低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。液①-5</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。液①-2</p>	<p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>⑨ 廃棄施設</p> <p>a. 廃棄施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。液①-1 【①P1 から】</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>① 概要</p> <p>a. 液体廃棄物の廃棄設備の種類</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。液①-4</p> <p>低レベル廃液処理設備及び廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に収納する。液①-5</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ.(ハ)成形施設(1)施設の種類の」に示す。液①</p> <p>【③P2 から】</p> <p>(b) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。液①-2</p>	<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 概要</p> <p>MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物のうち油類廃棄物を除くものは、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等及び油類廃棄物である。液①</p> <p>分析設備から発生する廃液は、分析設備の分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が十分低い廃液と、通常放射性物質が含まれていない試薬調整器具の洗浄水等の廃液である。液①</p> <p>放出管理分析設備から発生する廃液は、試料の前処理で使用した器具の洗浄水等の廃液である。液①</p> <p>管理区域内で発生する空調機器ドレン水等は、通常放射性物質が含まれない廃液である。液①</p> <p>油類廃棄物は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を廃棄物としたものである。液①</p> <p>MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物のうち油類廃棄物を除くものは、分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液、試薬調整器具の洗浄水等及び放出管理分析設備から発生する廃液並びに管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して、それぞれ低レベル廃液処理設備の検査槽に受け入れ、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液貯槽に送液す</p>	<p>【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書の記載は、廃棄施設全般として、気体廃棄物、液体廃棄物を合わせた状態で記載しているが、設工認申請書の基本設計方針では気体廃棄物の廃棄設備で考慮すべき方針を「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に記載し、液体廃棄物の廃棄設備で考慮すべき方針を「5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備」に分けて記載したため。</p> <p>放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。【⑤P1 から】</p> <p>液体廃棄物処理設備は、廃液の発生源により、機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系、洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で処理する設計とする。</p> <p>放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において原子炉冷却系統外に排出する場合は、床ドレン及び機器ドレン系のサンプルを介して、液体廃棄物処理系へ導く設計とする。【⑥P3 から】</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 空気中の放射性物質の濃度に関する基本設計方針は「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」で記載するため。</p> <p>液①-1 (P1 から)</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉の設備・系統が、MOX 燃料加工施設と異なるため。</p> <p>液①-2 (P2 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (17 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 本項目は液体廃棄物の廃棄設備の系統構成の概要を示すため事業変更許可申請書の記載を抜粋して記載しており、詳細は「5.1.2.3 海洋放出管理系」にて示す。</p> <p>【許可からの変更点等】 廃棄物を処理するために必要な容量について、仕様となる容量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>【許可からの変更点等】 発電炉の記載を踏まえ、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することを追記した。</p> <p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄 第七条の八 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を有する保管廃棄施設に保管廃棄すること。液⑥ ホ 放射線障害防止の効果を有する固型化設備で固型化すること。液⑥</p>	<p>排水口から排出した排水は、<u>海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。</u>液①-11</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u>液①-3、液⑥-4</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し</u>、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。液②</p> <p>なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。液⑥-2</p> <p>なお、<u>油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u>液⑥</p> <p><u>固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。</u>液⑥</p>	<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 技術基準規則の相違による「処理」と「廃棄」の違い。</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化及び本項目では油類の取扱いを方針として記載したため。</p> <p>【許可からの変更点等】 油類の取扱い及び固型化した油類の展開先を明確化した。</p>	<p>る。【液④】 廃液貯槽では廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。液④</p> <p>なお、廃液貯槽等では、必要に応じて希釈処理を行う。液④</p> <p>また、廃液貯槽の廃液は必要に応じて、ろ過処理又は吸着処理を行う。液④</p> <p>排水口から排出した排水は、再処理施設の海洋放出管理系の第1放出前貯槽に送液し、海洋放出管を経由して沖合約3km、水深約44mの海洋へ放出する。液④</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>① 放射性物質の放出低減</p> <p>a. 低レベル廃液処理設備は、排水口から放出する排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、希釈、ろ過又は吸着の適切な処理を行う設計とする。液④</p> <p>b. 低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。液④</p> <p>② 閉じ込め</p> <p>低レベル廃液処理設備は、腐食しにくい材料を使用し、かつ、漏えいしにくい構造とするとともに、万一液体廃棄物が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。液④</p> <p>③ 共用</p> <p>海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋へ放出する設計とし、排水が通過する再処理施設の経路は、再処理施設と共用する。液④</p> <p>MOX燃料加工施設は、<u>海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、【液⑦-2】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</u>液④</p>	<p>放射性廃棄物を処理する設備は、<u>放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し</u>、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。【⑧P5から】</p>	<p>液①-11 (P19 から)</p> <p>液①-3 (P24 から) 液⑥-4 (P24 から)</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別する基本方針は同様だが、MOX燃料加工施設の液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備との接続箇所が存在し、発電炉と設備が異なっているため。</p> <p>液② (P24 から)</p> <p>液⑥-2 (P20 から)</p> <p>液⑦-2 (P21 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (18 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【「等」の解説】「液体廃棄物を内包する貯槽等」の指す内容は、容器、管及びポンプ等であり、具体的な設備については、添付書類「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」で示すため当該箇所では「等」の記載を用いた。</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。液⑧-1,2</p> <p>なお、液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p>	<p>【「等」の解説】「堰等」の指す内容は、堰、漏えい液受皿及び漏えい検知器であり、具体的な設備については、添付書類「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」で示すため当該箇所では「等」の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p>	<p>(3) 主要設備の仕様 液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。【液◇】また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。液◇ 液体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様を(6)に示す。液◇ 排水口の位置を添5第5図に、放射性液体廃棄物の処理系統図を添5第6図に示す。液◇</p> <p>(4) 系統構成及び主要設備 低レベル廃液処理設備は、核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を検査槽に受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液貯槽に送液する。液◇ 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等は、床ドレン回収槽を経由して、検査槽に受け入れる。液◇ 廃液貯槽で受け入れた廃液は、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。液◇ 排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から放出する設計とする。液◇ 廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。液◇</p>		<p>液⑧-1,2 (P24 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (19 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「ドレン水等」の指す内容は、手洗い・シャワー水、床ドレン・消火水、純水製造機器ドレン、金相試験機器ドレン等の管理区域内で発生する廃液の総称であり、添付の説明書で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 液③</p> <p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄 第七条の八 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排水施設によって排出すること。液③ 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。液④</p>	<p>5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。 液①-6</p> <p><u>低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。液①-8</u></p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。液①-7、液③、液④</p> <p><u>排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。液①-13、液③</u></p> <p><u>また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。液③</u></p> <p>【許可からの変更点等】 「ろ過等」について対象を明確にした。</p>	<p>【許可からの変更点等】 低レベル廃液処理設備における液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量について、仕様となる容量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じてろ過等の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。液①-7</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX燃料加工施設では管理区域内で発生する液体状の放射性廃棄物を明確にして記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】 管理区域内で発生する液体状の放射性物質を管理せずに排水しないよう、設計として明確にするために記載した。</p> <p>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。液①-9、11、12</p> <p>MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 液⑦-1</p>	<p>① 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。液①-6 検査槽は、核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液及び放出管理分析設備から発生する廃液と管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して受け入れる設計とする。受け入れる廃液等は、検査槽を適切に使い分ける。液④ ろ過処理装置は、ろ過剤及びフィルタを用いたろ過処理を行う設計とする。液④ 吸着処理装置は、吸着剤及びフィルタを用いた吸着処理を行う設計とする。液④ 廃液貯槽は、検査槽で受け入れた廃液又は検査槽から必要に応じてろ過処理若しくは吸着処理が行われた廃液を受け入れる設計とする。液④ 廃液貯槽で受け入れた廃液は、廃液中の放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。液④ 廃液貯槽等では必要に応じて希釈処理を行う。また、廃液貯槽の廃液は必要に応じて、ろ過処理又は吸着処理を行う。液④</p> <p>② グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 液④ また、グローブボックスの負圧を検知し、グローブボックスの負</p>	<p>1.4 排水路 液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋の床面下には、発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 工場等外に排水を排出する排水路上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないようにすることの要求は、第10条(閉じ込めの機能)の基本設計方針にて整理するため、記載しない。</p> <p>また、液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋内部には発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</p>	<p>液①-6 (P22, 23 から)</p> <p>液①-8 (P24 から)</p> <p>液①-13 (P24 から)</p> <p>液①-9 (P21 ~) 液①-11 (P17 ~) 液①-12 (P21 ~)</p> <p>液⑦-1 (P21 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (20 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>事業許可基準規則 (廃棄施設) 第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。液⑥</p>	<p>5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア <u>保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</u> 液⑥-1, 5, 6</p>	<p>【許可からの変更点等】 油類廃棄物を保管廃棄するために必要な容量について、仕様となる容量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。</p> <p>b. 保管廃棄施設は、<u>放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u> 液⑥-1 【④P2 から】</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 液⑥-2, 6</p>	<p>圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。液④</p>		<p>液⑥-1 (P2 から) 液⑥-5 (P24 から)</p>
<p>加工規則 工場又は事業所において行われる廃棄 第七条の八 九 第六号の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。液⑤ ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。液⑤ ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。液⑤ 十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。液⑤</p>	<p>【許可からの変更点等】 廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する油類は、再利用しない油類のうち固型化しない油類であり、事業変更許可申請書の内容と同義であるが、加工規則の要求に基づき記載した「5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備」の内容との整合を図り記載を適正化した。</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、<u>固型化</u>しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。液⑥-3 なお、<u>油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</u>液⑤ (1) <u>水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</u> 液⑤ (2) <u>亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</u> 液⑤ (3) <u>容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</u> 液⑤</p>	<p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 加工規則の要求に基づき、油類廃棄物を保管廃棄する際は留意すべき事項が考慮された容器を使用することを、運用として明確にした。</p>	<p>③ 廃油保管室の廃油保管エリア <u>廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する。</u>液⑥-3</p>		<p>液⑥-2 (P17 ~)</p> <p>液⑤ (P21 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (21 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するとき は、次によること。 イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するとき は、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。液⑤</p>	<p>5.1.2.3 海洋放出管理系  <u>海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。液①-12</u>  <u>海洋放出管理系は、MOX 燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX 燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。液①-9, 10</u>  <u>海洋放出管理系のうち、MOX 燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。</u>  <u>再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX 燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。液⑦-1, 2</u></p>	<p>【許可からの変更点等】 海洋放出管理系における液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有することを設計として明確にするために記載した。</p>	<p>④ 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、排水口から排出した排水を、第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から放出する。液④</p>	<p>液⑤ (P20 ~)</p> <p>液①-12 (P19 から)</p> <p>液①-9 (P19 から) 液①-10 (P24 から)</p> <p>液⑦-1 (P19 から) 液⑦-2 (P17 から)</p>	<p>備考</p>
<p>【許可からの変更点等】 主語及び廃棄物の経路について明記。</p>					
<p>【許可からの変更点等】 共用するものが、海洋放出管理系の一部であることがわかるように記載を拡充。</p>					
<p>【許可からの変更点等】 逆流防止対策及び逆流する先を明記。</p>					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (22 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>b. 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(a) 低レベル廃液処理設備</p> <p>i. 検査槽液①-6</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液②</p> <p>(ii) 個数 4基液②</p> <p>ii. ろ過処理オープンポートボックス液①-6</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液②</p> <p>(ii) 個数 1基液②</p> <p>iii. ろ過処理装置液①-6</p> <p>(i) 設置場所</p>	<p>(5) 評価</p> <p>① 放射性物質の放出低減 低レベル廃液処理設備は、ろ過等の適切な処理を行うことにより、排水口より放出する排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くすることができる。液④</p> <p>また、低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出することができる。液④</p> <p>② 閉じ込め 低レベル廃液処理設備の主要機器は、ステンレス鋼等の腐食しにくい材料を用い、かつ、接液部は溶接構造等で漏えいしにくい設計としているため、閉じ込め機能を確保できる。液④</p> <p>低レベル廃液処理設備の主要機器を収納する室には、堰等を設ける設計としているため、万一の液体状の放射性物質の漏えいを想定しても、その拡大を防止できる。液④</p> <p>③ 共用 MOX燃料加工施設は、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。液④</p> <p>(6) 液体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>① 低レベル廃液処理設備</p> <p>a. 検査槽液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液④</p> <p>(b) 個数 約10m<sup>3</sup>×2基液④ 約2m<sup>3</sup>×2基液④</p> <p>b. ろ過処理オープンポートボックス液④</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液④</p> <p>(b) 個数 1基液④</p> <p>c. ろ過処理装置液④</p> <p>(a) 設置場所</p>		<p>液①-6 (P19 ~)</p> <p>液①-6 (P19 ~)</p> <p>液①-6 (P19 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (23 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>液体廃棄物処理第2室及び液体廃棄物処理第3室液②</p> <p>(ii) 個数 1台液②</p> <p>iv. 吸着処理オープンポートボックス液①-6</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液②</p> <p>(ii) 個数 1基液②</p> <p>v. 吸着処理装置液①-6</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第1室及び液体廃棄物処理第2室液②</p> <p>(ii) 個数 1台液②</p> <p>vi. 廃液貯槽液①-6</p> <p>(i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液②</p> <p>(ii) 個数 3基液②</p> <p>(b) 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>i. 設置場所 廃油保管室液②</p> <p>(c) グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>i. 個数 1式液④</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の配置図を第5図に示す。また、液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図を第11図に示す。液③</p>	<p>液体廃棄物処理第2室及び液体廃棄物処理第3室液⑥</p> <p>(b) 個数 1台液⑥</p> <p>(c) 処理能力 約5m<sup>3</sup>/d液⑥</p> <p>d. 吸着処理オープンポートボックス液⑥</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第2室液⑥</p> <p>(b) 個数 1基液⑥</p> <p>e. 吸着処理装置液⑥</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第1室及び液体廃棄物処理第2室液⑥</p> <p>(b) 個数 1台液⑥</p> <p>(c) 処理能力 約0.5m<sup>3</sup>/d液⑥</p> <p>f. 廃液貯槽液⑥</p> <p>(a) 設置場所 液体廃棄物処理第3室液⑥</p> <p>(b) 個数 約22m<sup>3</sup>×3基液⑥</p> <p>② 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>a. 設置場所 廃油保管室液⑥</p> <p>b. 保管能力 約100本(200Lドラム缶換算)液⑥</p> <p>c. 油類廃棄物の推定発生量 約5本/年(200Lドラム缶換算)液⑥</p> <p>③ グローブボックス負圧・温度監視設備液⑥</p> <p>a. 個数 1式液⑥</p>		<p>液①-6 (P19 ~)</p> <p>液①-6 (P19 ~)</p> <p>液①-6 (P19 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (24 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考														
		<p>(2) 廃棄物の処理能力</p> <p>① 低レベル廃液処理設備の処理能力を以下に示す。液①-3, 8</p> <table border="1" data-bbox="1062 344 1525 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="1062 344 1279 415">主要な設備・機器</th> <th data-bbox="1279 344 1525 415">処理能力又は貯槽容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1062 415 1279 478">低レベル廃液処理設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1062 478 1279 516">検査槽</td> <td data-bbox="1279 478 1525 516">約10m<sup>3</sup>×2基,</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1279 516 1525 554">約2m<sup>3</sup>×2基</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1062 554 1279 592">ろ過処理装置</td> <td data-bbox="1279 554 1525 592">約5m<sup>3</sup>/d</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1062 592 1279 630">吸着処理装置</td> <td data-bbox="1279 592 1525 630">約0.5m<sup>3</sup>/d</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1062 630 1279 688">廃液貯槽</td> <td data-bbox="1279 630 1525 688">約22m<sup>3</sup>×3基 液②</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 廃油保管室の廃油保管エリアは、油類廃棄物を200Lドラム缶換算で約100本【液②】保管廃棄する能力を確保する。液⑥-4, 5</p> <p>(3) 排水口の位置</p> <p>排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に位置する。【液①-13】排水口の位置を第2図に示す。液③</p> <p>なお、排水口からの排水は、再処理施設の海洋放出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する。液①-10</p>	主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量	低レベル廃液処理設備		検査槽	約10m <sup>3</sup> ×2基,		約2m <sup>3</sup> ×2基	ろ過処理装置	約5m <sup>3</sup> /d	吸着処理装置	約0.5m <sup>3</sup> /d	廃液貯槽	約22m <sup>3</sup> ×3基 液②	<p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(3) 閉じ込めの機能</p> <p>⑥ 低レベル廃液処理設備</p> <p>a. 低レベル廃液処理設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とする。</p> <p>また、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。液⑧-1</p> <p>b. 液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。液⑧-2</p> <p>また、内包する液体廃棄物による腐食を考慮し、主要な構造材をステンレス鋼とする。液④</p> <p>c. 液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、逆止弁、電磁弁又は調節弁を設置することにより、【液④】液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。液②</p> <p>d. 低レベル廃液処理設備のオープンポートボックスを、装置の保守又は修理の際に汚染管理のために設ける設計とする。液④</p>		<p>液①-3 (P17 ~)</p> <p>液①-8 (P19 ~)</p> <p>液⑥-4 (P17 ~)</p> <p>液⑥-5 (P20 ~)</p> <p>液①-13 (P19 ~)</p> <p>液①-10 (P21 ~)</p> <p>液⑧-1 (P18 ~)</p> <p>液⑧-2 (P18 ~)</p> <p>液② (P17 ~)</p>
主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量																		
低レベル廃液処理設備																			
検査槽	約10m <sup>3</sup> ×2基,																		
	約2m <sup>3</sup> ×2基																		
ろ過処理装置	約5m <sup>3</sup> /d																		
吸着処理装置	約0.5m <sup>3</sup> /d																		
廃液貯槽	約22m <sup>3</sup> ×3基 液②																		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (25 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>事業許可基準規則 (廃棄施設)</p> <p>第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。固③</p>	<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>保管廃棄施設のうち、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固③</u></p> <p>【許可からの変更点等】 本項目では「固体廃棄物の廃棄設備」の基本設計方針を整理していることから、許可において「保管廃棄施設」と記載している箇所を「固体廃棄物の廃棄設備」として、記載内容を展開する。</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。固①</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。固②</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体（<u>固化した油類を含む。</u>）は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。固④</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。固⑤</p>	<p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造</p> <p>b. <u>保管廃棄施設は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固③</u> 【④P2 から】</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 事業変更許可申請書から基本設計方針として展開すべき設計方針として記載。</p> <p>① 固体廃棄物の廃棄設備の種類 固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。固①</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する。固② 燃料加工建屋の主要構造は「ハ.(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。固④</p> <p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。固①、固③</p> <p>このため、再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。固⑧-3</p> <p>【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 放射性固体廃棄物の保管廃棄の管理について、プルトニウム質量を測定することを、運用として明確にした。</p>		<p>発電炉設工認 基本設計方針</p> <p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を乾燥・造粒固化する減容固化設備及び固化材と混練して固化するセメント混練固化装置（東海、東海第二発電所共用）、可燃性雑固体廃棄物及び使用済樹脂並びに廃スラッジを焼却する雑固体廃棄物焼却設備（東海、東海第二発電所共用）、不燃性雑固体廃棄物を熔融・焼却する雑固体減容処理設備（東海、東海第二発電所共用）で処理する設計とする。</p> <p>セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及び固体廃棄物作業建屋は、東海発電所と共用とするが、その処理量は東海第二発電所及び東海発電所における合計の予想発生量を考慮することで安全性を損なわない設計とする。【⑦P4 から】</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性的の固体状の放射性廃棄物（放射エネルギーが科 庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値を超えるもの（除染等により線量低減ができるものは除く））を管理区域外において運搬するための固体廃棄物移送容器は、容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがない設計とする。また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。【⑩P7 から】</p>	<p>備考</p> <p>固③ (P2 から)</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 固体廃棄物処理設備は、発電炉特有の設備であり MOX 燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 高放射性的の固体状の放射性廃棄物を取り扱う容器は、発電炉特有の設備であり MOX 燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>固⑧-3 (P26 へ)</p> <p>固④ (P26 から)</p> <p>固⑤ (P27 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (26 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>加工規則 (工場又は事業所において行われる廃棄) 第七条の八 九 第六号の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。固⑥ ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。固⑥ ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。固⑥ 十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。固⑦</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p>	<p>5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。固⑦-1,2 なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。固⑥ (2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。固⑥ (3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。固⑥</p> <p>5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。固⑦-1,3 第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。固⑧-1 第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、【固⑧-2】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。固⑧-3</p>	<p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する。固⑦-1</p> <p>【許可からの変更点等】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】加工規則の要求に基づき、固体廃棄物を保管廃棄する際は留意すべき事項が考慮された容器を使用することを、運用として明確にした。</p>	<p>ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 概要 保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。固④ 固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。固④ 廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する。固④ (2) 設計方針 ① 貯蔵等に関する考慮 固体廃棄物の廃棄設備は、適切な貯蔵容量を有する設計とする。固④ ② 共用 再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の【固④】第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。固⑧-1 MOX燃料加工施設から発生する雑固体は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。固④ また、第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することから、【固⑧-2】共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。固④</p>	<p>固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から1mの距離における線量当量率が「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定められた線量当量率を超えない設計とする。【⑫P7から】</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 固体廃棄物移送容器は、発電炉特有の設備でありMOX燃料加工施設の廃棄施設では同様の設計上の考慮を要する設備がないため記載しない。</p> <p>固⑦-2 (P27 から)</p> <p>固⑦-3 (P27 から)</p> <p>固④ (P25 へ)</p> <p>固⑧-3 (P25 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (27 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 廃棄物保管設備</p> <p>(a) 廃棄物保管エリア固⑦-2</p> <p>i. 設置場所 廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室固③</p> <p>b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>(a) 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用) 固⑦-3</p> <p>i. 設置場所 再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋固④</p> <p>廃棄物保管設備の位置を第5図に、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の位置を第2図に示す。固②</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 該当なし</p> <p>(3) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 固体廃棄物の廃棄設備の最大保管廃棄能力を以下に示す。</p> <p>① 廃棄物保管設備 200Lドラム缶換算で約2500本</p> <p>② 第2低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>③ 200Lドラム缶換算で約55200本 固③</p>	<p>(3) 主要設備の仕様</p> <p>MOX燃料加工施設で発生する放射性固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性の雑固体廃棄物であり、分別等を行った後、【固◇】ドラム缶等に封入する。</p> <p>固◇ ドラム缶等は、廃棄物保管室(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)で保管廃棄するか、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で保管廃棄する。固◇</p> <p>放射性固体廃棄物の推定発生量は、200Lドラム缶換算で約1000本/年である。固◇</p> <p>廃棄物保管室(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)の保管廃棄能力は、200Lドラム缶換算で約2500本(約2m<sup>3</sup>角型容器換算で約250基)であり、共用する再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の保管廃棄能力は、200Lドラム缶換算で約55200本である。固◇</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、適切に管理する。固⑤</p> <p>(4) 評価</p> <p>① 貯蔵等に関する考慮 固体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することから、発生した固体廃棄物及び雑固体を保管廃棄することができる。</p> <p>固◇</p> <p>② 共用 MOX燃料加工施設から発生する雑固体は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>固◇ また、第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発</p>		<p>固⑦-2 (P26 ~)</p> <p>固⑦-3 (P26 ~)</p> <p>固⑤ (P25 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十条 (廃棄施設) (28 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>生ずる雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。固◇</p> <p>(5) 固体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>① 廃棄物保管設備</p> <p>a. 廃棄物保管エリア固◇</p> <p>(a) 設置場所                      廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室固◇</p> <p>(b) 最大保管廃棄能力                      200Lドラム缶換算で約2500本固◇</p> <p>② 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>a. 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用) 固◇</p> <p>(a) 設置場所                      再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋固◇</p> <p>(b) 最大保管廃棄能力                      200Lドラム缶換算で約55200本固◇</p>		

第二十条（廃棄施設）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
気①	周辺監視区域の濃度限度，線量目標値に係る放射性廃棄物の処理能力	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1項1号 (10条1項1号) (23条1項1号)	—	d, e
気②	放射性廃棄物以外の廃棄物処理設備との区別	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1項2号 (10条1項1号) (23条1項2号)	—	d, e
気③	経路外放出の防止	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1項3号	—	d, e
気④	ろ過装置の機能維持，汚染の除去又は取替え	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1項4号 (23条1項3号)	—	d, e
気⑤	排気施設による気体状の放射性廃棄物の排出	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
気⑥	排気中における放射性物質の濃度の低減及び濃度の監視	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
気⑦	貯蔵施設の冷却	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	— (17条1項)	—	d, e
気⑧	閉じ込めの機能による漏えいの拡大防止	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	— (10条1項3号) (10条1項5号) (10条1項6号) (23条1項1号)	—	b, d, e
気⑨	貯蔵容器搬送用洞道の負圧維持	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	— (10条1項6号)	—	d, e
気⑩	外部電源喪失時におけるグローブボックス排風機の機能維持	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	— (24条1項)	—	d, e
液①	周辺監視区域の濃度限度，線量目標値に係る放射性廃棄物の処理能力	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1項1号	—	d, e
液②	放射性廃棄物以外の廃棄物処理設備との区別	技術基準の要求事項を受けた内容として記載する。	1項2号 (10条1項1号)	—	d, e
液③	排水口からの排水	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	1項5号	—	d, e
液④	排水中における放射性物質の濃度の低減及び濃度の低減	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
液⑤	保管廃棄の場所及び保管廃棄する封入容器の設計	加工の事業に関する規則の要求事項を受けた内容として記載する。	—	—	d, e
液⑥	廃油保管エリアの概要及び容	事業許可基準規則の要求事項を受	—	—	a, d

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

	量に関する事項	けた内容として記載する。			
液⑦	他条文からの要求による記載 (安全機能を有する施設)	第 14 条「安全機能を有する施設」 の共用に係る要求を受けている内 容	— (14 条 4 項)	—	d
液⑧	閉じ込め機能による漏えいの 防止及び漏えいの拡大防止	技術基準の要求事項を受けた内容 として記載する。	— (10 条 1 項 4 号) (10 条 1 項 7 号イ, ロ)	—	b, e
固①	固体廃棄物の廃棄設備の構成	固体廃棄物の廃棄設備の構成を基 本設計方針に記載する。	—	—	d, e
固②	廃棄物保管設備の配置	廃棄物保管設備は燃料加工建屋内 に配置する旨を記載する。	—	—	d, e
固③	保管廃棄容量に関する事項	事業許可基準規則の要求事項を受 けた内容である旨を記載する。	—	—	d, e
固④	廃棄物特性に関する事項	再処理施設で発生する雑固体と同 等の廃棄物特性である旨を記載す る。	—	—	d, e
固⑤	保管廃棄の管理に関する事項	保管廃棄するに当たり管理の内容 について保安規定に定める旨を記 載する。	—	—	d, e
固⑥	保管廃棄する容器について	保管廃棄する容器について記載す る。	—	—	d, e
固⑦	廃棄物保管設備及び低レベル 固体廃棄物貯蔵設備について	保管廃棄する場所(保管エリア)に ついて記載する。	—	—	d, e
固⑧	他条文からの要求による記載 (安全機能を有する施設)	第 14 条「安全機能を有する施設」 の共用に係る要求を受けている内 容	— (14 条 4 項)	—	d

## 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの方針

No.	項目	考え方	添付書類
気①	換気設備に関する事項	設置場所については、換気設備に関する事項であるため、 第 23 条「換気設備」の基本設計方針に記載する。	—
気②	排気口の位置に関する事項	排気口の位置については、添付書類にて示すため、基本 設計方針には記載しない。	e, g
気③	他条文との重複記載 (燃料加工建屋の主要構造)	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方 針であるため、基本設計方針には記載しない。	—
気④	設備仕様	仕様表および添付書類の設備別記載事項の設定根拠に関 する説明書にて記載する。	a, b
気⑤	廃棄施設の系統構成に関する 設計	廃棄施設の系統構成については、添付書類にて詳細を示 すため、基本設計方針には記載しない。	e, f
気⑥	貯蔵施設の説明に関する冒頭 宣言	貯蔵施設の説明に関する冒頭宣言であることから、基本 設計方針には記載しない。	—
液①	他条文との重複記載	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方	—

	(燃料加工建屋の主要構造)	針である。	
液②	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
液③	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成及び配置については、添付書類にて詳細を示すため、基本設計方針には記載しない。	e, f, g
液④	グローブボックス負圧・温度監視設備に関する設計	グローブボックス負圧・温度監視設備の設計については、第18条「警報設備等」の基本設計方針に記載する。	—
固①	他条文との重複記載 (燃料加工建屋の主要構造)	第14条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針である。	—
固②	設備の設置	設備の設置については、添付書類の配置図にて示すため、基本設計方針には記載しない。	g
固③	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
気◇	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
気◇	フィルタによる核燃料物質等の除去	フィルタによる核燃料物質等の除去については、添付書類にて詳細を示すため、基本設計方針には記載しない。	e
気◇	試験・検査に係る事項	排風機の試験および検査に係る設計については、添付書類で記載する。	d, e
気◇	換気設備に関する事項	管理区域における換気、負圧維持、負圧順序の維持、逆流防止、漏えい防止及び送排風機の予備機の設置については、換気設備に関する事項であるため、第23条(換気設備)の基本設計方針に記載する。	—
気◇	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成については、添付書類にて詳細を示すため、基本設計方針には記載しない。	e, f
気◇	開口部における空気流入風速の維持に関する事項	オープンポートボックス、フード及びグローブポートの開口部における空気流入風速の維持については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条(閉じ込めの機能)の基本設計方針に記載する。	—
気◇	グローブボックス排風機における外部電源喪失時の安全機能維持に関する設計	グローブボックス排風機における外部電源喪失時の安全機能については、非常用電源設備に関する事項であるため、第24条(非常用電源設備)の基本設計方針に記載する。	—
気◇	不燃性・難燃性材料の使用及び火災区域境界における延焼防止ダンパの設置に関する事項	不燃性・難燃性材料の使用及び火災区域境界における延焼防止ダンパの設置については、火災防護に関する事項であるため、第11条(火災等による損傷の防止)の基本設計方針に記載する。	—
気◇	設備仕様	仕様表および添付書類の設備別記載事項の設定根拠に関する説明書にて記載する。	a, c
液◇	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

液④	放射性液体廃棄物の種類の説明	液体廃棄物の廃棄設備で処理する放射性液体廃棄物の種類の説明は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
液④	閉じ込めの機能に係る具体設計	腐食の考慮及び逆流防止に関する具体設計については、閉じ込めの機能に関する事項であるため、第10条「閉じ込めの機能」の添付書類で記載する。	b
液④	詳細な廃液処理の方法	詳細な廃液処理の方法は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
液④	漏えいの拡大防止及び漏えいしにくい設計	放射性廃棄物の漏えい拡大防止及び漏えいしにくい設計については、第10条「閉じ込めの機能」の添付書類で記載する。	b
液④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
液④	廃棄施設の系統構成に関する設計	廃棄施設の系統構成及び排水口の位置については、添付書類にて詳細を示すため、基本設計方針には記載しない。	f, g
液④	オープンポートボックスの設置	オープンポートボックスの設置については、第10条「閉じ込めの機能」の添付書類で記載する。	b
液④	海洋放出の方法の説明	海洋放出の方法の説明は、添付書類にて説明するため記載しない。	e
液④	グローブボックス負圧・温度監視設備に関する設計	グローブボックス負圧・温度監視設備の設計については、第18条「警報設備等」の基本設計方針に記載する。	—
固④	重複記載事項	本文と添五又は添五間での重複記載であることから記載しない。	—
固④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
固④	固体廃棄物の詳細説明	固体廃棄物の詳細説明は、添付書類にて説明するため記載しない。	e

## 4. 添付書類等

No.	書類名
a	仕様表（設計条件及び仕様）
b	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書
c	V-1-1-3-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射性廃棄物の廃棄施設）
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書
f	V-2-3 系統図
g	V-2-4 配置図

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設における溜水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言【5 条～8条、10条 ～12条、14 条、15条、17 条、23条、25条 ～31条、33 条】	-	-	-	-	-	-	-	第1回申請と同一				
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の放射線目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する健康を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20 条- 16, 22, 26】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グループボックス排気設備、給気設備、給気設備、空車積荷設備及び排気筒で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	建屋排気設備、工程室排気設備、グループボックス排気設備、給気設備及び空車積荷設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気流量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20 条- 16, 22, 26】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が健康告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の基本設計については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20 条- 16, 22, 26】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	附属宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設  3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数を満足するために必要な風量 (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量 (ハ) 負圧維持に必要な風量 (ニ) グループボックス、オープンボートボックス及びフードの給気に必要な風量 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量 イ. 各排気設備の換気風量 イ. 建屋排気設備の換気風量 ロ. 工程室排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量 ハ. グループボックス排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)e. (a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ニ) グループボックス、オープンボートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グループボックス、オープンボートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (b)イ. (イ) 考慮する因子】 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ロ) 換気風量】 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ハ) 換気風量】 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ロ) 換気風量】	○	-	-	-	○	-	-	-	建屋排気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備 グループボックス排気設備	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設  3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数を満足するために必要な風量 (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量 (ハ) 負圧維持に必要な風量 (ニ) グループボックス、オープンボートボックス及びフードの給気に必要な風量 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量 イ. 各排気設備の換気風量 イ. 建屋排気設備の換気風量 ロ. 工程室排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量 ハ. グループボックス排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)e. (a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ニ) グループボックス、オープンボートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グループボックス、オープンボートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (b)イ. (イ) 考慮する因子】 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ロ) 換気風量】 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ハ) 換気風量】 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ロ) 換気風量】
8	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。	附属宣言【23条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(系統の区別)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設  3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により放射性物質等を拡散させない設計とすることについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気機入口手動ダンパ グループボックス排気設備 主配管(グループボックス排気系) グループボックス排気機入口手動ダンパ  ピストンダンパ 延焼防止ダンパ 遮圧ユリダ形成用自動閉止ダンパ 防炎ダンパ 工程室排気閉止ダンパ グループボックス排気閉止ダンパ	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設  3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により放射性物質等を拡散させない設計とすることについて説明する。
9	燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタを通過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グループボックス等並びにオープンボートボックス及びフードは、グループボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。	附属宣言【20条-16, 21, 22, 25, 26, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(汚染装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理】 ・建屋排気設備による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排気設備による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 ・グループボックス排気設備による排気並びにグループボックス排気フィルタ及びグループボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グループボックス排気設備 グループボックス排気フィルタ グループボックス排気フィルタユニット	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理】 ・建屋排気設備による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排気設備による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 ・グループボックス排気設備による排気並びにグループボックス排気フィルタ及びグループボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【23条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	燃料加工棟屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンボートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 21, 22, 25, 26, 31】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20 案- 21,25,31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) グループボックス排気フィルタ (ロ) グループボックス排気フィルタユニット (ハ) グループボックス給気フィルタ	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)ロ.(イ) 工程室排気フィルタユニット】 ・工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)ハ.(イ) グループボックス排気フィルタ】 ・グループボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)ハ.(ロ) グループボックス排気フィルタユニット】 ・グループボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)ハ.(ハ) グループボックス給気フィルタ】 ・グループボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。											V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) 建屋排気フィルタユニット ロ. 工程室排気フィルタユニット ハ. グループボックス排気フィルタ ニ. グループボックス給気フィルタ 【3.1.1(2)a.(a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)イ.(ロ) 工程室排気フィルタユニット】 ・工程室排気設備による気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)イ.(ハ) グループボックス排気フィルタ】 ・グループボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)イ.(ニ) グループボックス給気フィルタ】 ・グループボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (イ) 密封交換型フィルタユニット (ロ) 箱型フィルタ (ハ) 特型フィルタ ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ハ) 特型フィルタ】 ・特型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定】 ・高性能エアフィルタの交換時期の設定について説明する。											V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (イ) 密封交換型フィルタユニット (ロ) 箱型フィルタ (ハ) 特型フィルタ ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ハ) 特型フィルタ】 ・特型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定】 ・高性能エアフィルタの交換時期の設定について説明する。
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩道を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (イ) 密封交換型フィルタユニット (ロ) 箱型フィルタ (ハ) 特型フィルタ	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ハ) 特型フィルタ】 ・特型フィルタの交換方法について説明する。											V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (イ) 密封交換型フィルタユニット (ロ) 箱型フィルタ (ハ) 特型フィルタ	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)イ.(ハ) 特型フィルタ】 ・特型フィルタの交換方法について説明する。
13	高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 ハ. 高性能エアフィルタの検査方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)ハ. 高性能エアフィルタの検査方法】 ・高性能エアフィルタの検査方法について説明する。											V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計標準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計標準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 ハ. 高性能エアフィルタの検査方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計標準対象の施設】 ・設計標準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a.(d)ハ. 高性能エアフィルタの検査方法】 ・高性能エアフィルタの検査方法について説明する。

項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20 条、 21, 25, 31】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
14	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ箱が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の開口部負圧を低くする設計とする。	計画宣言【20条、23条】	グローブボックス排気設備	設計方針(漏えいの拡大防止)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・核燃料物質等の漏えいの拡大防止について説明する。	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気設備 グローブボックス排気機	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・核燃料物質等の漏えいの拡大防止について説明する。
15	気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	計画宣言【20条-17,27】	建屋排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の崩壊熱除去	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 建屋排気機 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気機	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の崩壊熱除去	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。
16	(1) 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室の外の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、気体状の放射性廃棄物の排出)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理】 ・建屋排気機による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	-	-	-	-	○	-	排気筒 防炎ダンパ 【機能要求②】 建屋排気機 建屋排気フィルタユニット 建屋排気ダクト	(フアン) ・容量 ・駆動機 (フィルタ) ・効率 (圧配管) ・外径・厚さ	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理】 ・建屋排気機による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。
17	建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の崩壊熱除去	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 建屋排気機	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の崩壊熱除去	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。
18	建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排気機で構成する。	機能要求①	建屋排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 a. 建屋排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の設備構成について説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 防炎ダンパ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 a. 建屋排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の設備構成について説明する。
19	貯蔵容器搬送用胴道は、MOX燃料加工施設稼働時の開閉時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の屋開放時に、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用胴道を負圧に維持する設計とする。また、MOX燃料加工施設境界の屋及び再処理施設境界の屋は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	建屋排気設備	設計方針(貯蔵容器搬送用胴道の負圧維持)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・貯蔵容器搬送用胴道のMOX燃料加工施設境界の屋の開閉時に、貯蔵容器搬送用胴道内を負圧に維持できる設計について説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 建屋排気機	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・貯蔵容器搬送用胴道のMOX燃料加工施設境界の屋の開閉時に、貯蔵容器搬送用胴道内を負圧に維持できる設計について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンボートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ/フードが破損した場合でもグローブボートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の開口部を低くする設計とする。	冒頭宣言【20条,23条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより瞬発熱を適切に除去できる設計とする。	冒頭宣言【20条-17,27】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	(1) 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室の室外の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する瞬発熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排気機で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	貯蔵容器貯蔵送用送道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器貯蔵送用送道を負圧に維持する設計とする。また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表		
20	建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数を満足するために必要な風量 (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量 (ハ) 負圧維持に必要な風量 (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量 b) 各種排気設備の換気風量 イ. 建屋排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(b)イ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e.(b)イ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 建屋排風機	(ファン) ・容量 ・駆動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数を満足するために必要な風量 (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量 (ハ) 負圧維持に必要な風量 (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量 b) 各種排気設備の換気風量 イ. 建屋排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e.(a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 換気風量】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e.(b)イ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e.(b)イ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。
21	建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) 建屋排気フィルタユニット	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット	(フィルタ) ・効率	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) 建屋排気フィルタユニット	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。
22	(2) 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	工程室排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、気体状の放射性廃棄物の排出)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排気設備による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	排気筒 遮圧エリア形成用自動閉止ダンパ 工程室排気筒止ダンパ 工程室排気筒入口手動ダンパ 【機能要求②】 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット 工程室排気ダクト	(ファン) ・容量 ・駆動機 (フィルタ) ・効率 (主配管) ・外径・厚さ	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排気設備による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。
23	工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排気機及び工程室排気筒入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排気筒入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 b. 工程室排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の設備構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	工程室排気設備 遮圧エリア形成用自動閉止ダンパ 工程室排気筒止ダンパ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 b. 工程室排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の設備構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	増設排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	増設排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	(2) 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排気機及び工程室排気機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排気機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	工程室排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数を満足するために必要な風量 (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量 (ハ) 負圧維持に必要な風量 (ニ) グループボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量 b. 各排気設備の換気風量 ロ. 工程室排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(b)ロ.(イ) 考慮する因子】 【3.1.1(2)e.(b)ロ.(ロ) 換気風量】 【決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。】	-	-	-	-	-	○	-	工程室排気設備 工程室排気機	(ファン) ・容量 ・駆動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数を満足するために必要な風量 (ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量 (ハ) 負圧維持に必要な風量 (ニ) グループボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量 b. 各排気設備の換気風量 ロ. 工程室排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子 (ロ) 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e.(a)イ. 風量決定因子の考え方】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び閉鎖熱の除去に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 【3.1.1(2)e.(b)ロ.(イ) 考慮する因子】 【3.1.1(2)e.(b)ロ.(ロ) 換気風量】 【決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。】
25	工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) 工程室排気フィルタユニット	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ロ.(イ) 工程室排気フィルタユニット】 【工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。】	-	-	-	-	-	○	-	工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット	(フィルタ) ・効率	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) 工程室排気フィルタユニット	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ロ.(イ) 工程室排気フィルタユニット】 【工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。】
26	(3) グループボックス排気設備 グループボックス排気設備は、グループボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気口の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	グループボックス排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、気体状の放射性廃棄物の排出)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ハ、グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 【グループボックス排気筒による排気並びにグループボックス排気フィルタ及びグループボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。】	-	-	-	-	-	○	-	排気筒 ダストダンパ 逆流防止ダンパ グループボックス排気筒止ダンパ グループボックス排気筒入口手動ダンパ  【機能要求②】 グループボックス排気機 グループボックス給気フィルタ グループボックス排気フィルタ グループボックス排気フィルタユニット グループボックス排気ダクト	(ファン) ・容量 ・駆動機 (フィルタ) ・効率 (主配管) ・外径・厚さ	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ハ. グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ハ、グループボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 【グループボックス排気筒による排気並びにグループボックス排気フィルタ及びグループボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。】
27	グループボックス排気設備は、原料MO粉末一時保管設備、粉末一時保管設備、ベレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ベレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する閉鎖熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。	機能要求①	グループボックス排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の閉鎖熱除去	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の閉鎖熱除去】 【燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する閉鎖熱を冷却できる設計について説明する。】	-	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気設備 グループボックス排気機	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の閉鎖熱除去	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の閉鎖熱除去】 【燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する閉鎖熱を冷却できる設計について説明する。】
28	気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグループボックス排気機は、非常用内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお、電源供給に係る非常用内電源設備の設計方針については、第2章「個別項目 7.3 内電源設備」に基づくものとする。	機能要求①	グループボックス排気設備	設計方針(外部電源喪失時における機能維持)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 c. グループボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 【外部電源喪失時におけるグループボックス排気機の機能維持について説明する。】	-	-	-	-	-	○	-	グループボックス排気設備 グループボックス排気機	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 c. グループボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グループボックス排気設備】 【外部電源喪失時におけるグループボックス排気機の機能維持について説明する。】

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	(3) グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンボックスタイプ及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気口の排気から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	グローブボックス排気設備は、原料MO粉末一時保管設備、粉末一時保管設備、ベレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ベレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する粉塵熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排気機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排気機及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排気機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 e. グローブボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の設備構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気設備 ヒストンダンパ 延焼防止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 e. グローブボックス排気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の設備構成について説明する。
30	グローブボックス排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 イイ. 換気回数を満足するために必要な風量 ロ. 機器発熱及び副熱の除去に必要な風量 ハ. 負圧維持に必要な風量 ニ. グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量 ホ. 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 ヘ. 有害物質の希釈に必要な風量 ヘイ. 各排気設備の換気風量 ヘロ. グローブボックス排気設備の換気風量 イイ. 考慮する因子 ロ. 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e. (a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イイ. (イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イロ. (ロ) 機器発熱及び副熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び副熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イハ. (ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イニ. (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イホ. (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イヘ. (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イヘイ. (ヘイ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イヘロ. (ヘロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気設備 グローブボックス排気機	(ファン) ・駆動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄物の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 イイ. 換気回数を満足するために必要な風量 ロ. 機器発熱及び副熱の除去に必要な風量 ハ. 負圧維持に必要な風量 ニ. グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量 ホ. 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量 ヘ. 有害物質の希釈に必要な風量 ヘイ. 各排気設備の換気風量 ヘロ. グローブボックス排気設備の換気風量 イイ. 考慮する因子 ロ. 換気風量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e. (a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イイ. (イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イロ. (ロ) 機器発熱及び副熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び副熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イハ. (ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イニ. (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イホ. (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イヘ. (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イヘイ. (ヘイ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イヘロ. (ヘロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。
31	グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求③	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の処理能力 ハ. 処理方法 ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理 イイ. グローブボックス排気フィルタ ロ. グローブボックス排気フィルタユニット ハ. グローブボックス給気フィルタ	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)ハ. (イ) グローブボックス排気フィルタ】 ・グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. (ロ) グローブボックス排気フィルタユニット】 ・グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. (ハ) グローブボックス給気フィルタ】 ・グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気設備 グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット	(フィルタ) ・効率	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の処理能力 ハ. 処理方法 ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理 イイ. グローブボックス排気フィルタ ロ. グローブボックス排気フィルタユニット ハ. グローブボックス給気フィルタ	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)ハ. (イ) グローブボックス排気フィルタ】 ・グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. (ロ) グローブボックス排気フィルタユニット】 ・グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. (ハ) グローブボックス給気フィルタ】 ・グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。
32	(4) 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。	機能要求④	給気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 d. 給気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備の設計方針について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	給気設備 防火ダンパ	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 d. 給気設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備の設計方針について説明する。
33	(5) 室素捕集設備 室素捕集設備は、室素ガス設備から供給された室素ガスを室素捕集冷却機で冷却し、室素捕集ファン及び室素捕集ダクトで室素捕集型グローブボックス(室素捕集型)内を捕集させる設計とする。	機能要求⑤	室素捕集設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 e. 室素捕集設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 室素捕集設備】 ・室素捕集設備の設計方針について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	室素捕集設備	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.1.1(1)e. 室素捕集設備】 ・室素捕集設備の設計方針について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排気機及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排気機機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	グローブボックス排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	(4) 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	(5) 室着循環設備 室着循環設備は、室着ガス設備から供給された室着ガスを室着循環冷却機で冷却し、室着循環ファン及び室着循環ダクトで室着循環気型グローブボックス(室着循環型)内を循環させる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類 (1項新規①)	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	室裏循環設備は、室裏循環ダクト、室裏循環ファン及び室裏循環冷却機で構成する。	機能要求①	室裏循環設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 e. 室裏循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 室裏循環設備】 ・室裏循環設備の設備構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	室裏循環設備	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 e. 室裏循環設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 室裏循環設備】 ・室裏循環設備の設備構成について説明する。
35	(6) 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工務室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上層屋外に高設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約20m(標高約75m)とする設計とする。	機能要求①	排気筒	設計方針(処理能力、気体状の放射性廃棄物の排出)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 f. 排気筒	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・排気筒の設計方針について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	排気筒	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 f. 排気筒	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・排気筒の設計方針について説明する。
36	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「和電目録水型原子炉施設周辺の廃棄物管理に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低減するよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	管理宣言【20条-47】	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。 【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理後槽 ろ過処理前槽ポンプ ろ過処理前槽 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。 【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。
37	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理後槽 ろ過処理前槽ポンプ ろ過処理前槽 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。
38	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に収納する設計とすることを説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理後槽 ろ過処理前槽ポンプ ろ過処理前槽 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・低レベル廃液処理設備は燃料加工建屋に収納する設計とすることを説明する。
39	液体廃棄物の廃棄設備は、MXX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	管理宣言【20条-47】	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (c) 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ. 液体廃棄物の管理 イ. 液体廃棄物の管理 イ. 液体廃棄物の管理 ロ. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の設備構成及び設備の構成について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ.イ. 液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2(2)a. (c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理後槽 ろ過処理前槽ポンプ ろ過処理前槽 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (c) 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ. 液体廃棄物の管理 イ. 液体廃棄物の管理 イ. 液体廃棄物の管理 ロ. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の設備構成及び設備の構成について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ.イ. 液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2(2)a. (c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
34	室裏循環設備は、室裏循環ダクト、室裏循環ファン及び室裏循環冷却機で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	(6) 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工率室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上層屋外に高設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約20m（標高約75m）とする設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の放射線管理に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	管理宣言【20条-47】	-	-	-	-	-	○	海洋放出管理系 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲））	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外））	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。 【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。
37	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	海洋放出管理系 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲））	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外））	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。
38	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に収納する設計とすることを説明する。
39	液体廃棄物の廃棄設備は、WJ燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り低くなるため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	管理宣言【20条-47】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類 (1項新規(1))	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
40	排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。	管理宣言【20条-5】	海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 c. 海洋放出管理系	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	管理宣言【20条-40】	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 b. 廃油保管室の廃油保管エリア (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 【3.2(1)b. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管容量、面積、高さについて説明する。 【3.2(a) (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	(容器) ・容量 (ろ過装置) ・容量 (ポンプ) ・容量 ・吐出圧力 ・原動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 【3.2(a) (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	
42	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を多く含む遊液を伴う場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を多く含む遊液を伴うことを防止する設計とする。液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	管理宣言【10条-20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 b. 液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9 低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)b. 液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 固体系廃液検査槽 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 b. 逆流防止対策	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9 低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)b. 逆流防止対策】 ・低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機種の点検並びに交換及び設置の稼働に伴って発生する機械油又は分解作業に伴い発生する有機溶剤(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。油類は、固型化する油類と固型化しない油類とを区別し、固型化した油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	管理宣言【20条-49】	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管エリアの容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理及び保管廃棄 (イ) 管理区域で発生する油類廃棄物 (b) 液体廃棄物の発生量及び放出量 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量 (c) 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ. 液体廃棄物の管理 (ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)a. (a)ロ. (イ) 管理区域内で発生する油類廃棄物】 ・管理区域で発生する油類廃棄物について説明する。 【3.2(2)a. (b)ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量】 ・油類の取扱いについて説明する。 【3.2(2)a. (c)イ. (ロ) 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量】 ・管理区域で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ. (ロ) 油類廃棄物の管理】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (イ) 処理方法 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理及び保管廃棄 (イ) 管理区域で発生する油類廃棄物 (b) 液体廃棄物の発生量及び放出量 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ. (ロ) 油類廃棄物の管理】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。		
44	液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした際も、検出できる設計とし、漏等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	管理宣言【10条-20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(漏えいの拡大防止)	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9 低レベル廃液処理設備】 ・漏等により漏えいしにくい設計とすることについて説明する。 【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止】 ・低レベル廃液処理設備の漏えいの拡大防止について説明する。 ・海洋放出管理系の漏えいの拡大防止について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 固体系廃液検査槽 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9 低レベル廃液処理設備】 ・漏等により漏えいしにくい設計とすること及び溶接等により漏えいしにくい設計とすることについて説明する。 【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止】 ・低レベル廃液処理設備の漏えいの拡大防止について説明する。	
45	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(設備構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 ・低レベル廃液処理設備の設備構成及び設備の概要について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 固体系廃液検査槽 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成及び設備の概要について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
40	排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-51】	-	-	-	-	-	-	○	海洋放出管理系 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲））	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外））	-	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 c. 海洋放出管理系	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-40】	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ	(容量) ・容量 (ポンプ) ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 (保管・廃棄エリア) ・容量 ・主要寸法	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 b. 廃油保管室の廃油保管エリア (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 【3.2(1)b. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	
42	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条-20条】	-	-	-	-	-	-	○	海洋放出管理系 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲））	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外））	-	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 b. 逆流防止対策	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)b. 逆流防止対策】 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶剤（以下「油類」という。）を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。 なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分れ、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。 固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-49】	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア	(保管・廃棄エリア) ・容量 ・主要寸法	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理及び保管廃棄 ロ. 管理区域で発生する油類廃棄物の発生量及び放出量 ハ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量 ニ. 液体廃棄物の管理及び測定監視 ホ. 油類廃棄物の保管廃棄の管理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)a. (a) ロ. (イ) 管理区域内で発生する油類廃棄物】 ・管理区域で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。 【3.2(2)a. (a) ハ. (ロ) 油類廃棄物の発生量】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	
44	液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいたる場合、検知できる設計とし、漏えいより漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。 なお、液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条-20条】	-	-	-	-	-	-	○	海洋放出管理系 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲））	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 主配管（海洋放出管理系（燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外））	-	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 2. 基本方針 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。 【3.2(2)c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止】 ・海洋放出管理系の漏えいの拡大防止について説明する。
45	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類 (1項新規①)	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
46	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 液体廃棄物の発生量及び放出量 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の発生量 (イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量 (イ) 液体廃棄物の管理 ロ. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の設備構成について説明する。 【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 イオン系廃液検査槽 固体系廃液検査槽 吸着処理前槽 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽	(容積) ・容量 ・ろ過装置 ・容量 ・ポンプ ・吐出圧力 ・原動機	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 液体廃棄物の発生量及び放出量 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の発生量 (イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量 (イ) 液体廃棄物の管理 ロ. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理プロセスの概要を説明する。 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 ・液体廃棄物の処理プロセスの概要を説明する。 ・分析設備の分析液処理装置から発生する廃液等を説明する。 ・放出管理分析設備から発生する廃液を説明する。 ・管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を説明する。 【3.2(2)a. (a)イ.(イ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・放射性液体廃棄物の推定年間発生量について説明する。 【3.2(2)a. (b)イ.(ロ) 液体廃棄物の年間放出量】 ・放射性物質の推定条件、年間放出量の算定に用いる主要仕様及び年間放出量について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ.(イ) 液体廃棄物の発生量】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2(2)a. (c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が規量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2(2)a. (a)イ.(イ) 液体廃棄物の発生量】 ・放射性液体廃棄物の推定年間発生量について説明する。 【3.2(2)a. (b)イ.(ロ) 液体廃棄物の年間放出量】 ・放射性物質の推定条件、年間放出量の算定に用いる主要仕様及び年間放出量について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ.(イ) 液体廃棄物の発生量】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2(2)a. (c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 イオン系廃液検査槽 固体系廃液検査槽 吸着処理前槽 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 主配管(低レベル廃液処理系)	(容積) ・容量 ・ろ過装置 ・容量 ・ポンプ ・吐出圧力 ・原動機 ・外径・厚さ ・主配管	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 液体廃棄物の発生量及び放出量 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の発生量 (イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量 (イ) 液体廃棄物の管理 ロ. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2(2)a. (a)イ.(イ) 液体廃棄物の発生量】 ・放射性液体廃棄物の推定年間発生量について説明する。 【3.2(2)a. (b)イ.(ロ) 液体廃棄物の年間放出量】 ・放射性物質の推定条件、年間放出量の算定に用いる主要仕様及び年間放出量について説明する。 【3.2(2)a. (c)イ.(イ) 液体廃棄物の発生量】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2(2)a. (c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。
48	排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備(排水口)	設計方針(排水口の設置)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・設置する排水口の位置について説明する。 【3.2(2)a. (a)イ.(ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・排水口を設置する範囲について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備(排水口)	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 液体廃棄物の発生量及び放出量 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の発生量 (イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量 (イ) 液体廃棄物の管理 ロ. 測定監視	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・設置する排水口の位置について説明する。 【3.2(2)a. (a)イ.(ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・排水口を設置する範囲について説明する。
49	また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・燃料加工建屋の管理区域内には、管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とすることを説明する。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	低レベル廃液処理設備 吸着処理前槽 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 主配管(低レベル廃液処理系)	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 低レベル廃液処理設備	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・燃料加工建屋の管理区域内には、管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とすることを説明する。
50	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 b. 廃油保管室の廃油保管エリア (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理 (ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄 (b) 液体廃棄物の発生量及び放出量 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)b. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2(2)a. (a)ロ.(ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 【3.2(2)a. (b)ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量】 ・管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 b. 廃油保管室の廃油保管エリア	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)b. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2(2)a. (a)ロ.(ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 【3.2(2)a. (b)ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量】 ・管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が規量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 保管施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア (保管・廃棄エリア) ・容量 ・主要寸法	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
51	なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 イ. 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ. 液体廃棄物の管理 (ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2(2)a.(c)イ.(ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	○	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-	
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系	設計方針(系統構成) 設計方針(再処理施設) 設計方針(流量)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 c. 海洋放出管理系 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (ロ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。 【3.2(2)a.(a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。 【3.2(2)a.(a)イ.(ロ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。	○	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-	
53	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の管路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する管路の境界には弁を設置し、MOX燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	設計方針(共用)	V-1-4-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 7. 系統設備の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設  V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 b. 逆流防止対策	V-1-4-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【7. 系統設備の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○影響防止 の共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の管路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。  【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(2)b. 逆流防止対策】 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	○	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-	
54	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 保管廃棄施設のうち、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 廃棄物保管設備 b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(1) 設備構成】 ・固体廃棄物の廃棄設備は廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する旨を説明する。 【3.3(1)a. 廃棄物保管設備】 ・廃棄物保管設備の概要について説明する。 ・廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計について説明する。 ・廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアについて説明する。 【3.3(1)b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備】 ・再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の概要について説明する。 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、崩壊当量率、廃棄物中のアルファとベータ放射線を測定し、保安規定に定めて管理する旨を説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-
55	固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	設置要求 機能要求①	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(1)b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備】 ・再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の概要について説明する。 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、崩壊当量率、廃棄物中のアルファとベータ放射線を測定し、保安規定に定めて管理する旨を説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-
56	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、崩壊当量率、廃棄物中のアルファとベータ放射線を測定し、保安規定に定めて管理する旨を説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-
57	MOX燃料加工施設から発生する難固体(固型化した油類を含む。)]は、再処理施設で発生する難固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、崩壊当量率、廃棄物中のアルファとベータ放射線を測定し、保安規定に定めて管理する旨を説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-
58	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、崩壊当量率、廃棄物中のアルファとベータ放射線を測定することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	施設共通 基本設計方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、崩壊当量率、廃棄物中のアルファとベータ放射線を測定し、保安規定に定めて管理する旨を説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-
59	5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、(イ)固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(2)a.(b)イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物の発生量】 ・管理区域内で発生する廃棄物保管設備の固体廃棄物の年間発生量について説明する。	○	-	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-
60	なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生した固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。	○	-	-	-	-	○	-	-	-	基本方針	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (c) 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ. 液体廃棄物の管理 (ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(2)a.(c)イ.(ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。</p>
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>海洋放出管理系 主配管(海洋放出管理系(燃料加工施設の排水口から再処理施設との取合点までの範囲))</p> <p>海洋放出管理系 第1放出貯槽 第1海洋放出ポンプ 主配管(海洋放出管理系(燃料加工施設の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外))</p> <p>(容器) ・容量 (ポンプ) ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 (主配管) ・外径・厚さ</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。 【3.2(2)a.(a) 処理方法】 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (ハ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 ・海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。</p>
53	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 7. 系統施設毎の設計上の考慮 7.5 放射性廃棄物の廃棄施設 ○ 逆流防止 V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 b. 逆流防止対策</p> <p>海洋放出管理系 主配管(海洋放出管理系(燃料加工施設の排水口から再処理施設との取合点までの範囲))</p> <p>海洋放出管理系 第1放出貯槽 第1海洋放出ポンプ 主配管(海洋放出管理系(燃料加工施設の排水口から再処理施設との取合点までの範囲以外))</p>	<p>【V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【7. 系統施設毎の設計上の考慮 7.5 放射性廃棄物の廃棄施設】 ○ 逆流防止 ○ 共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(2)b. 逆流防止対策】 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。</p>
54	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 保管廃棄施設のうち、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 廃棄物の保管設備 b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄</p> <p>廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(1) 設備構成】 ・固体廃棄物の廃棄設備は廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する旨を説明する。 【3.3(1)a. 廃棄物保管設備】 ・廃棄物保管設備の概要について説明する。 ・廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計について説明する。 【3.3(1)b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備】 ・再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の概要について説明する。 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、総量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、保安規定に定める旨を説明する。</p>
55	固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル固体廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル固体廃棄物貯蔵系で構成する。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>再処理施設の第2低レベル固体廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル固体廃棄物貯蔵系</p>	<p>【3.3(1)a. 廃棄物保管設備】 ・廃棄物保管設備の概要について説明する。 【3.3(1)b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備】 ・再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の概要について説明する。</p>
56	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)</p>	<p>【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、総量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、保安規定に定める旨を説明する。</p>
57	MOX燃料加工施設から発生する難固体(固型化した油類を含む。)(は、再処理施設で発生する難固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)</p>	<p>【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備内の固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・当該設備の保管廃棄量を示す。</p>
58	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、総量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>再処理施設の第2低レベル固体廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル固体廃棄物貯蔵系</p>	<p>【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄は、総量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、保安規定に定める旨を説明する。</p>
59	5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した難固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄</p> <p>廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生した固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 【3.3(2)a.(b)イ.(ロ) 管理区域内で発生する固体廃棄物の発生量】 ・管理区域内で発生する廃棄物保管設備の固体廃棄物の年間発生量について説明する。</p>
60	なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄</p> <p>施設共通基本設計方針</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生した固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した難燃固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の保管方法、容量)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ。管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (ロ)低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備内の固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
62	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	施設共通 基本設計方針	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・燃料加工施設との保管廃棄場所の共用について説明する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・燃料加工施設との保管廃棄場所の共用について説明する。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
63	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する難燃固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の指定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア) 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	設計方針(共用)	V-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に關する説明書 7. 系統施設毎の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設 ○燃費削減 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	【V-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に關する説明書】 【7. 系統施設毎の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○燃費削減 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
61	5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵棟内の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第2低レベル廃棄物貯蔵系	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄イ。管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (ロ)低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備内の固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。
62	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・燃料加工施設との保管廃棄場所の共用について説明する。	
63	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵棟内の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第2低レベル廃棄物貯蔵系	V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 7. 系統施設毎の設計上の考慮 7.3放射性廃棄物の廃棄施設 7.3放射性廃棄物の廃棄施設 ○悪影響防止 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	【V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【7. 系統施設毎の設計上の考慮 7.3放射性廃棄物の廃棄施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
-：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙 3

### 基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域外の空气中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	1. 概要 【1. 概要】 廃棄施設に関する説明書の概要について記載する。	※補足すべき事項の対象なし
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域外の空气中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3	気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 給気設備 窒素循環設備 排気筒	設計方針(処理能力)			
4	建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 給気設備 窒素循環設備	設計方針(処理能力)			
5	気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくなるため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、経路外放出の防止、濃度の低減・監視)			
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空气中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)			
8	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。 なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【23条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(系統の区別)			
9	燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 21, 22, 25, 26, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-21, 25, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
13	高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
14	気体廃棄物の廃棄設備は、核燃料物質等を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブボックスが破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。 なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に、基づくものとする。	冒頭宣言【20条, 23条】	グローブボックス排気設備	設計方針(漏えいの拡大防止)			
15	気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	冒頭宣言【20条-17, 27】	建屋排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)			
—	—	—	—	—		2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.2 重大事故等対処設備 【2.1.2 重大事故等対処設備】 ・詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。	—
36	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-47】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)		2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
39	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくなるため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	冒頭宣言【20条-47】	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)			
40	排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-51】	海洋放出管理系	設計方針(系統構成)			
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-46】	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(処理能力)			
42	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。 なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条, 20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)			
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。 なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。 固型化した油類の取扱については、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-49】	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管容量、設置場所)			
44	液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。 なお、液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条, 20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(漏えいの拡大防止)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
54	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 保管廃棄施設のうち、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室 及び廃棄物保管第 2室の廃棄物保管 エリア) 再処理施設の第2 低レベル廃棄物貯 蔵建屋の低レベル 固体廃棄物貯蔵設 備の第2低レベル 廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の 容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する 説明書	2.3 固体廃棄物の廃棄設備の基 本方針 [2.3 固体廃棄物の廃棄設備の基本方針] ・固体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設	[3.1.1 設計基準対象の施設] ・気体廃棄物の廃棄設備による、放射性物質の低減について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3	気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備 給気設備 窒素循環設備 排気筒	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成	[3.1.1(1) 設備構成] ・気体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
4	建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備 給気設備 窒素循環設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成	[3.1.1(1) 設備構成] ・建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備を燃料加工建屋に収納する設計について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
18	建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。	機能要求①	建屋排気設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 a. 建屋排気設備	[3.1.1(1)a. 建屋排気設備] ・建屋排気設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
23	工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 b. 工程室排気設備	[3.1.1(1)b. 工程室排気設備] ・工程室排気設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
29	グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 c. グローブボックス排気設備	[3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備] ・グローブボックス排気設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
28	気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	機能要求①	グローブボックス 排気設備	設計方針(外部電 源喪失時における 機能維持)		[3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備] ・外部電源喪失時におけるグローブボックス排風機の機能維持につ いて説明する。		
32	(4) 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。	機能要求①	給気設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 d. 給気設備	[3.1.1(1)d. 給気設備] ・給気設備の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
33	(5) 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。	機能要求①	窒素循環設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 e. 窒素循環設備	[3.1.1(1)e. 窒素循環設備] ・窒素循環設備の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
34	窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。	機能要求①	窒素循環設備	設計方針(処理能 力)		[3.1.1(1)e. 窒素循環設備] ・窒素循環設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
35	(6) 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋屋上1階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約20m(標高約75m)とする設計とする。	機能要求①	排気筒	設計方針(処理能 力、気体状の放射 性廃棄物の排出)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (1) 設備構成 f. 排気筒	[3.1.1(1)f. 排気筒] ・排気筒の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能 力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法	[3.1.1(2)a. (a) 処理方法] ・気体廃棄物の処理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
9	燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポットボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 21, 22, 25, 26, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装 置の機能維持・保 守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃 棄物の処理	[3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理] ・建屋排気設備による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射 性物質の除去について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
16	(1) 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 排気筒	設計方針(処理能 力、気体状の放射 性廃棄物の排出)				
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-21, 25, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装 置の機能維持・保 守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 イ. 建屋排気設備による気体廃 棄物の処理 (イ) 建屋排気フィルタユニット	[3.1.1(2)a. (a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット] ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
21	建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能 力)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
9	燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する。	冒頭宣言【20条-16, 21, 22, 25, 26, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理	【3.1.1(2)a.(a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排気設備による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
22	(2) 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	工程室排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、気体状の放射性廃棄物の排出)				
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-21, 25, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) 工程室排気フィルタユニット	【3.1.1(2)a.(a)ロ.(イ) 工程室排気フィルタユニット】 ・工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
25	工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)				
9	燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 21, 22, 25, 26, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理	【3.1.1(2)a.(a)ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 ・グローブボックス排気設備による排気並びにグローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
26	(3) グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	グローブボックス排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、気体状の放射性廃棄物の排出)				
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-21, 25, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理 (イ) グローブボックス排気フィルタ	【3.1.1(2)a.(a)ハ.(イ) グローブボックス排気フィルタ】 ・グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
31	グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)				
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-21, 25, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理 (ロ) グローブボックス排気フィルタユニット	【3.1.1(2)a.(a)ハ.(ロ) グローブボックス排気フィルタユニット】 ・グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
31	グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)				
10	気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-21, 25, 31】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (a) 処理方法 ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理 (ハ) グローブボックス給気フィルタ	【3.1.1(2)a.(a)ハ.(ハ) グローブボックス給気フィルタ】 ・グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
31	グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)				
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量	【3.1.1(2)a.(b) 気体廃棄物の放出量】 ・平常時における公衆の線量が十分小さいことについて説明する。	※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量 イ. 放射性気体廃棄物の年間放出量 (イ) 放射性物質質量の推定条件	【3.1.1(2)a.(b)イ.(イ) 放射性物質質量の推定条件】 ・放射性物質質量の推定条件について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量 イ. 放射性気体廃棄物の年間放出量 (ロ) 核種	【3.1.1(2)a.(b)イ.(ロ)核種】 ・年間放出量の算定に用いる主要核種について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量 イ. 放射性気体廃棄物の年間放出量 (ハ) 放射性物質の排気系への移行の評価	【3.1.1(2)a.(b)イ.(ハ) 放射性物質の排気系への移行の評価】 ・放射性物質の排気系への移行率について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量 イ. 放射性気体廃棄物の年間放出量 (ニ) 評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率	【3.1.1(2)a.(b)イ.(ニ) 評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率】 ・評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量 イ. 放射性気体廃棄物の年間放出量 (ホ) 年間放出量	【3.1.1(2)a.(b)イ.(ホ) 年間放出量】 ・年間放出量の算出結果について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (b) 気体廃棄物の放出量 ロ. 排気中の放射性物質による公衆の線量	【3.1.1(2)a.(b)ロ. 排気中の放射性物質による公衆の線量】 ・排気口における排気中の放射性物質の濃度について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (c) 放出管理と測定監視 イ. 放出管理	【3.1.1(2)a.(c)イ. 放出管理】 ・放射性気体廃棄物の放出管理について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (c) 放出管理と測定監視 ロ. 測定監視	【3.1.1(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・放射性気体廃棄物の測定監視について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
5	気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備 排気筒	設計方針(処理能力、経路外放出の防止、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (c) 放出管理と測定監視 ロ. 測定監視	【3.1.1(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-16, 22, 26】	排気筒	設計方針(処理能力、濃度の低減・監視)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性	【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (イ) 密封交換型フィルタユニット	【3.1.1(2)a.(d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
13	高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (ロ) 箱型フィルタ	【3.1.1(2)a.(d)イ.(ロ). 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 イ. 高性能エアフィルタの交換方法 (ハ) 枠型フィルタ	【3.1.1(2)a.(d)イ.(ハ). 枠型フィルタ】 ・枠型フィルタの交換方法について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
12	高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)			
11	高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定	【3.1.1(2)a.(d)ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定】 ・高性能エアフィルタの交換時期の設定について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
13	高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(ろ過装置の機能維持・保守性)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 a. 気体廃棄物の処理能力 (d) 高性能エアフィルタの保守性 ハ. 高性能エアフィルタの検査方法	【3.1.1(2)a.(d)ロ. 高性能エアフィルタの検査方法】 ・高性能エアフィルタの検査方法について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
8	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【23条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(系統の区別)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止	【3.1.1(2)b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により放射性物質等を拡散させない設計とすることについて説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
14	気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に、基づくものとする。	冒頭宣言【20条、23条】	グローブボックス 排気設備	設計方針(漏えいの拡大防止)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止	【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・核燃料物質等の漏えいの拡大防止について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
15	気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	冒頭宣言【20条-17,27】	建屋排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 d. 貯蔵施設の崩壊熱除去	【3.1.1(2)d. 貯蔵設備の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
17	建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)			
27	グローブボックス排気設備は、原料MOX粉末一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。	機能要求①	グローブボックス 排気設備	設計方針(貯蔵施設の冷却)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20,24,30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方	【3.1.1(2)e.(a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20,24,30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (イ) 換気回数満足するために必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20,24,30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (ハ) 負圧維持に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ、(ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ、(ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ、(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法 イ. 風量決定因子の考え方 (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ、(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
24	工程室排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
30	グローブボックス排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (b) 各排気設備の換気風量 イ. 建屋排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子	【3.1.1(2)e.(b)イ、(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (b) 各排気設備の換気風量 イ. 建屋排気設備の換気風量 (ロ) 換気風量	【3.1.1(2)e.(b)イ、(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。 <排気機容量の考え方> ⇒建屋排気機、工程室排気機及びグローブボックス排気機の容量の設定根拠の考え方について補足説明する。 ・【補足廃棄01】建屋排気機、工程室排気機及びグローブボックス排気機の容量の設定根拠の考え方について
20	建屋排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量 (b) 各排気設備の換気風量 ロ. 工程室排気設備の換気風量 (イ) 考慮する因子	【3.1.1(2)e.(b)ロ、(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 ※補足すべき事項の対象なし
24	工程室排気機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する 説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気 風量 b) 各排気設備の換気風量 ロ. 工程室排気設備の換気風量 (ロ) 換気風量	<排風機容量の考え方> ⇒建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の 設定根拠の考え方について補足説明する。 ・【補足廃棄01】建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス 排風機の容量の設定根拠の考え方について
24	工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	工程室排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気 風量 b) 各排気設備の換気風量 ハ. グローブボックス排気設備 の換気風量 (イ) 考慮する因子	※補足すべき事項の対象なし
30	グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)			
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-20, 24, 30条】	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 (2) 設計方針 e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気 風量 b) 各排気設備の換気風量 ハ. グローブボックス排気設備 の換気風量 (ロ) 換気風量	<排風機容量の考え方> ⇒建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の 設定根拠の考え方について補足説明する。 ・【補足廃棄01】建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス 排風機の容量の設定根拠の考え方について
30	グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	機能要求②	グローブボックス 排気設備	設計方針(処理能力)			
—	—	—	—	—		3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.2 重大事故等対処設備 3.2 液体廃棄物の廃棄設備	—
36	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-47】	低レベル廃液処理 設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)		3.2 液体廃棄物の廃棄設備 ・液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
37	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	機能要求①	低レベル廃液処理 設備 廃油保管室の廃油 保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)		3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成	※補足すべき事項の対象なし
38	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理 設備 廃油保管室の廃油 保管エリア				
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-46】	低レベル廃液処理 設備 廃油保管室の廃油 保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(処理能力)			
46	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	低レベル廃液処理 設備				
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系	設計方針(系統構成) 設計方針(経路維持) 設計方針(流量)			
39	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	冒頭宣言【20条-47】				3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 低レベル廃液処理設備	※補足すべき事項の対象なし
45	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①		設計方針(系統構成)			
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理 設備				
49	また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①					
45	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①		設計方針(設備構成)			
48	排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理 設備(排水口)	設計方針(排水口の 設置)			
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-46】	低レベル廃液処理 設備 廃油保管室の廃油 保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 b. 廃油保管室の廃油保管エリア	※補足すべき事項の対象なし
50	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、固定化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油 保管エリア	設計方針(保管廃 棄エリアの容量、 設置場所)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
40	排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。	冒頭宣言【20条-51】		設計方針(系統構成)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 c. 海洋放出管理系	【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系	設計方針(系統構成) 設計方針(経路維持) 設計方針(流量)				
36	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	冒頭宣言【20条-47】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法	【3.2(2)a. (a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【20条-46】	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(処理能力)				
46	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	低レベル廃液処理設備					
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系	設計方針(系統構成) 設計方針(経路維持) 設計方針(流量)				
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物	【3.2(2)a. (a)イ.(イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物】 ・液体廃棄物の処理プロセスの概要を説明する。 ・分析設備の分析済処理装置から発生する廃液等を説明する。 ・放出管理分析設備から発生する廃液を説明する。 ・管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	【3.2(2)a. (a)イ.(ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。 ・排水口を設置する部屋について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
48	排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備(排水口)	設計方針(排水口の設置)				
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系	設計方針(系統構成) 設計方針(経路維持) 設計方針(流量)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理 (ロ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	【3.2(2)a. (a)イ.(ロ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。 なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。 固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-49】	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理 (イ) 管理区域で発生する油類廃棄物	【3.2(2)a. (a)ロ.(イ) 管理区域内で発生する油類廃棄物】 ・管理区域で発生する油類廃棄物について説明する。 ・油類の取扱いについて説明する。	※補足すべき事項の対象なし
50	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (a) 処理方法 ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理 (ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄	【3.2(2)a. (a)ロ.(ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄】 ・廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄方法について説明する。 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて、場所を示す。	※補足すべき事項の対象なし
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (b) 液体廃棄物の発生量及び放出量 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量 (イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量	【3.2(2)a. (b)イ.(イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量】 ・放射性液体廃棄物の推定年間発生量について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (b) 液体廃棄物の発生量及び放出量 イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量 (ロ) 液体廃棄物の年間放出量	【3.2(2)a. (b)イ.(ロ) 液体廃棄物の年間放出量】 ・放射性物質の推定条件、年間放出量の算定に用いる主要核種及び年間放出量について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。 なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。 固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-49】	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	3.2(2)a.(h)ロ、管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量 ・管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
50	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 保管廃棄設備のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)			
39	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	冒頭宣言【20条-47】		設計方針(系統構成)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力 (c) 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ、液体廃棄物の管理 ロ、測定監視	※補足すべき事項の対象なし
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(処理能力)		3.2(2)a.(c)イ、(イ) 液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。 なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。 固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	冒頭宣言【20条-49】	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量、設置場所)		3.2(2)a.(c)イ、(ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
51	なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針			
39	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	冒頭宣言【20条-47】		設計方針(系統構成)		【3.2(2)a.(c)ロ、測定監視】 ・低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(処理能力)			
42	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。 なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条、20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)		【3.2(2)b. 逆流防止対策】 ・低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
53	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	設計方針(共用)			
44	液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。 なお、液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条、20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(漏えいの拡大防止)		【3.2(2)c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止】 ・低レベル廃液処理設備の漏えいの拡大防止について説明する。 ・海洋放出管理系の漏えいの拡大防止について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
54	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 保管廃棄設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(1) 設備構成】 ・固体廃棄物の廃棄設備は廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する旨を説明する。 【3.3(1)a. 廃棄物保管設備】 ・廃棄物保管設備の概要について説明する。 ・廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計について説明する。 ・廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアについて説明する。 【3.3(1)b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備】 ・再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の概要について説明する。 【3.3(2)a.(a)イ、(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・再処理施設で発生する固体廃棄物と同等の廃棄物特性であることを説明する。 ・固体廃棄物の保管廃棄量は、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、保安規定に定めて管理する旨を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
55	固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	設置要求 機能要求①	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系				
56	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)				
57	MOX燃料加工施設から発生する補固体(固型化した油類を含む。)は、再処理施設で発生する補固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	施設共通 基本設計方針		【3.3(2)a.(a)イ、(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備内の固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固型化)の措置について説明する。 ・当該設備の保管廃棄量を示す。	
58	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
59	5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管エリアの保管方法、容量)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄イ。管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ)廃棄物保管設備の保管廃棄	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生した固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
60	なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針				
59	5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)	基本方針 (保管エリアの保管方法、容量)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (b) 固体廃棄物の発生量 イ。管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の年間発生量	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(b)イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物の発生量】 ・管理区域内で発生する廃棄物保管設備の固体廃棄物の年間発生量について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
61	5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。	設置要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の保管方法、容量)	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄イ。管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (ロ)低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備内の固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
62	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針				
42	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。 なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条,20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	1. 概要 2. 基本方針 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 ・堰等により漏えいの拡大を防止すること及び溶接等により漏えいしにくい設計とすることについて説明する。	※補足すべき事項の対象なし
44	液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。 なお、液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	冒頭宣言【10条,20条】	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(漏えいの拡大防止)				
63	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	設計方針(共用)	V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	7.系統施設毎の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設 ○共用 ※別紙3②については、第14条安全機能を有する施設に記載する。	【7.系統施設毎の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
53	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	設計方針(共用)				
1	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2.地盤」、「3.自然現象等」、「4.閉じ込めの機能」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言【5条~8条,10条~12条,14条,15条,17条,23条,26条~31条,33条】	-	-	-	-	-	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
								V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書										
1.								概要	【1. 概要】 廃棄施設に関する説明書の概要について記載する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	廃棄施設に関する説明書の概要について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	液体廃棄（廃油保管エリア、海洋放出管理系）、固体廃棄（廃棄物保管エリア）に関する説明書の概要について説明する。	
2.								基本方針	-									
	2.1							気体廃棄物の廃棄設備の基本方針	-									
		2.1.1						設計基準対象の施設	【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
		2.1.2						重大事故等対処設備	【2.1.2 重大事故等対処設備】 ・詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。									
		2.2						液体廃棄物の廃棄設備の基本方針	【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	
		2.3						固体廃棄物の廃棄設備の基本方針	【2.3 固体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	固体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。	
3.								施設の詳細設計方針	-									
	3.1							気体廃棄物の廃棄設備	-									
		3.1.1						設計基準対象の施設	【3.1.1 設計基準対象の施設】 ・気体廃棄物の廃棄設備による、放射性物質の低減について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	気体廃棄物の廃棄設備による、放射性物質の低減について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
			(1)					設備構成	【3.1.1(1) 設備構成】 ・気体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 ・建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備を燃料加工建屋に収納する設計について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	気体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
				a.				建屋排気設備	【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の設備構成について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	建屋排気設備の設備構成について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
					b.			工程室排気設備	【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の設備構成について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	工程室排気設備の設備構成について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						c.		グローブボックス排気設備	【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の設備構成について説明する。 ・外部電源喪失時におけるグローブボックス排気設備の機能維持について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	グローブボックス排気設備の設備構成について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
							d.	給気設備	【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備の設計方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	給気設備の設計方針について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
							e.	窒素循環設備	【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の設計方針について説明する。 ・窒素循環設備の設備構成について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	窒素循環設備の設計方針及び設備構成について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
							f.	排気筒	【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・排気筒の設計方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	排気筒の設計方針について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
			(2)					設計方針	-									
				a.				気体廃棄物の処理能力	-									
					(a)			処理方法	【3.1.1(2)a. (a) 処理方法】 ・気体廃棄物の処理方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	気体廃棄物の処理方法について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						イ.		建屋排気設備による気体廃棄物の処理	【3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理】 ・建屋排気設備による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	建屋排気設備による気体廃棄物の処理について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						(イ)		建屋排気フィルタユニット	【3.1.1(2)a. (a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						ロ.		工程室排気設備による気体廃棄物の処理	【3.1.1(2)a. (a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排気設備による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 ・工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	工程室排気設備による気体廃棄物の処理について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						(イ)		工程室排気フィルタユニット	【3.1.1(2)a. (a)ロ.(イ) 工程室排気フィルタユニット】 ・工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						ハ.		グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理	【3.1.1(2)a. (a)ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 ・グローブボックス排気設備による排気並びにグローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
						(イ)		グローブボックス排気フィルタ	【3.1.1(2)a. (a)ハ.(イ) グローブボックス排気フィルタ】 ・グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
							(ロ)	グローブボックス排気フィルタユニット	【3.1.1(2)a.(a)ハ、(ロ) グローブボックス排気フィルタユニット】 ・グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ハ)	グローブボックス給気フィルタ	【3.1.1(2)a.(a)ハ、(ハ) グローブボックス給気フィルタ】 ・グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					(b)			気体廃棄物の放出量	【3.1.1(2)a.(b) 気体廃棄物の放出量】 ・平常時における公衆の線量が十分小さいことについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	平常時における公衆の線量が十分小さいことについて説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
						イ.		放射性気体廃棄物の年間放出量	-									
							(イ)	放射性物質量の推定条件	【3.1.1(2)a.(b)イ、(イ) 放射性物質量の推定条件】 ・放射性物質量の推定条件について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	放射性物質量の推定条件について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ロ)	核種	【3.1.1(2)a.(b)イ、(ロ) 核種】 ・年間放出量の算定に用いる主要核種について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	年間放出量の算定に用いる主要核種について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ハ)	放射性物質の排気系への移行の評価	【3.1.1(2)a.(b)イ、(ハ) 放射性物質の排気系への移行の評価】 ・放射性物質の排気系への移行率について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	放射性物質の排気系への移行率について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ニ)	評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率	【3.1.1(2)a.(b)イ、(ニ) 評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率】 ・評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ホ)	年間放出量	【3.1.1(2)a.(b)イ、(ホ) 年間放出量】 ・年間放出量の算出結果について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	年間放出量の算出結果について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							ロ.	排気中の放射性物質による公衆の線量	【3.1.1(2)a.(b)ロ 排気中の放射性物質による公衆の線量】 ・排気口における排気中の放射性物質の濃度について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	排気口における排気中の放射性物質の濃度について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					(c)			放出管理と測定監視	-									
						イ.		放出管理	【3.1.1(2)a.(c)イ. 放出管理】 ・放射性気体廃棄物の放出管理について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	放射性気体廃棄物の放出管理について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							ロ.	測定監視	【3.1.1(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・放射性気体廃棄物の測定監視について説明する。 ・排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	放射性気体廃棄物の測定監視について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					(d)			高性能エアフィルタの保守性	【3.1.1(2)a.(d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	高性能エアフィルタの保守性について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
						イ.		高性能エアフィルタの交換方法	-									
							(イ)	密封交換型フィルタユニット	【3.1.1(2)a.(d)イ、(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ロ)	箱型フィルタ	【3.1.1(2)a.(d)イ、(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	箱型フィルタの交換方法について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ハ)	枠型フィルタ	【3.1.1(2)a.(d)イ、(ハ) 枠型フィルタ】 ・枠型フィルタの交換方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	枠型フィルタの交換方法について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							ロ.	高性能エアフィルタの交換時期の設定	【3.1.1(2)a.(d)ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定】 ・高性能エアフィルタの交換時期の設定について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	高性能エアフィルタの交換時期の設定について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							ハ.	高性能エアフィルタの検査方法	【3.1.1(2)a.(d)ロ. 高性能エアフィルタの検査方法】 ・高性能エアフィルタの検査方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	高性能エアフィルタの検査方法について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					b.			気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止	【3.1.1(2)b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により放射性物質等を拡散させない設計とすることについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					c.			核燃料物質等の漏えいの拡大防止	【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・核燃料物質等の漏えいの拡大防止について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	核燃料物質等の漏えいの拡大防止について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					d.			貯蔵施設の崩壊熱除去	【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
					e.			気体廃棄物の廃棄設備の換気風量	-									
					(a)			換気風量の設計の考え方及び算出方法	-									
						イ.		風量決定因子の考え方	【3.1.1(2)e.(a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	風量決定因子の考え方について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(イ)	換気回数を満足するために必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ、(イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	換気回数を満足するために必要な風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
							(ロ)	機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ハ)	負圧維持に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	負圧維持に必要な風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ニ)	グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ホ)	炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ヘ)	有害物質の希釈に必要な風量	【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	有害物質の希釈に必要な風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
						(b)		各排気設備の換気風量 建屋排気設備の換気風量	-									
						イ.	(イ)	考慮する因子	【3.1.1(2)e.(b)イ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ロ)	換気風量	【3.1.1(2)e.(b)イ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	【補足廃棄01】 建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について
							ロ.	工程室排気設備の換気風量	-									
							(イ)	考慮する因子	【3.1.1(2)e.(b)ロ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ロ)	換気風量	【3.1.1(2)e.(b)ロ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	【補足廃棄01】 建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について
							ハ.	グローブボックス排気設備の換気風量	-									
							(イ)	考慮する因子	【3.1.1(2)e.(b)ハ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
							(ロ)	換気風量	【3.1.1(2)e.(b)ハ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	【補足廃棄01】 建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について
		3.1.2						重大事故等対処設備	【3.1.2 重大事故等対処設備】 ・詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。									
	3.2							液体廃棄物の廃棄設備	【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-
			(1)					設備構成	【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 ・低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に収納する設計とすることを説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-
				a.				低レベル廃液処理設備	【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 ・燃料加工建屋の管理区域内には、管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とすることを説明する。 ・低レベル廃液処理設備で取り扱う廃液について説明する。 ・低レベル廃液処理設備の設備構成及び設備の概要について説明する。 ・設置する排水口の位置について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	低レベル廃液処理設備の設備構成について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
				b.				廃油保管室の廃油保管エリア	【3.2(1)b. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	廃油保管室の廃油保管エリアの設備構成について説明する。	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
					c.			海洋放出管理系	【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	海洋放出管理系の設備構成について説明する。	-	
			(2)					設計方針	-										
				a.				液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力	-										
					(a)			処理方法	【3.2(2)a.(a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	液体廃棄物処理の方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
						イ.		管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	-										
							(イ)	燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物	【3.2(2)a.(a)イ.(イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物】 ・液体廃棄物の処理プロセスの概要を説明する。 ・分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等を説明する。 ・放出管理分析設備から発生する廃液を説明する。 ・管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
							(ロ)	低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	【3.2(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。 ・排水口を設置する部屋について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
							(ハ)	海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理	【3.2(2)a.(a)イ.(ハ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理】 ・海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理方法について説明する。	-	
							ロ.	管理区域内で発生する油類廃棄物の処理及び保管廃棄	-										
							(イ)	管理区域で発生する油類廃棄物	【3.2(2)a.(a)ロ.(イ) 管理区域で発生する油類廃棄物】 ・管理区域で発生する油類廃棄物について説明する。 ・油類の取扱いについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	管理区域で発生する油類廃棄物及び油類の取扱いについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
							(ロ)	廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄	【3.2(2)a.(a)ロ.(ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄】 ・廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄方法について説明する。 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて、場所を示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄方法について説明する。 保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 廃油保管エリアについて、場所を示す。	-	
					(b)			液体廃棄物の発生量及び放出量	-										
						イ.		管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の発生量及び放出量	-										
							(イ)	管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量	【3.2(2)a.(b)イ.(イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量】 ・放射性液体廃棄物の推定年間発生量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	放射性液体廃棄物の推定年間発生量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
							(ロ)	液体廃棄物の年間放出量	【3.2(2)a.(b)イ.(ロ) 液体廃棄物の年間放出量】 ・放射性物質の推定条件、年間放出量の算定に用いる主要核種及び年間放出量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	放射性物質の推定条件、年間放出量の算定に用いる主要核種及び年間放出量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
							ロ.	管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量	【3.2(2)a.(b)ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量】 ・管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	想定される油類廃棄物の発生量に関する考え方を説明する。	-	
					(c)			液体廃棄物の管理及び測定監視	-										
						イ.		液体廃棄物の管理	-										
							(イ)	液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理	【3.2(2)a.(c)イ.(イ) 液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	
							(ロ)	油類廃棄物の保管廃棄の管理	【3.2(2)a.(c)イ.(ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	
							ロ.	測定監視	【3.2(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-	

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
				b.				液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止	【3.2(2)b. 液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	-
				c.				液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止	【3.2(2)c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止】 ・低レベル廃液処理設備の漏えいの拡大防止について説明する。 ・海洋放出管理系の漏えいの拡大防止について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	低レベル廃液処理設備の漏えいの拡大防止について説明する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	海洋放出管理系の漏えいの拡大防止について説明する	-
	3.3							固体廃棄物の廃棄設備	-									
			(1)					設備構成	【3.3(1) 設備構成】 ・固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する旨を説明する	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	○	基本方針	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	△	第2回で全て説明されるため追加事項なし。	-
				a.				廃棄物保管設備	【3.3(1)a. 廃棄物保管設備】 ・廃棄物保管設備の概要について説明する。 ・廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計について説明する。 ・廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアについて説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	基本方針	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	廃棄物保管設備の設備構成について説明する。	-
				b.				低レベル固体廃棄物貯蔵設備	【3.3(1)b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系の概要について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	基本方針	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の設備構成について説明する。	-
			(2)					設計方針	-									
				a.				固体廃棄物の保管廃棄能力	-									
				(a)				保管廃棄	【3.3(2)a.(a) 保管廃棄】 ・固体廃棄物の保管廃棄について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	固体廃棄物の保管廃棄について説明する。	-
						イ.		管理区域内で発生する固体廃棄物(固化した油類を含む。)の保管廃棄	-									
						(イ)		廃棄物保管設備の保管廃棄	【3.3(2)a.(a)イ.(イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生した固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・保管廃棄エリアについて、場所を示す。 ・当該設備の保管廃棄量を示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	廃棄物保管設備の固体廃棄物の保管廃棄について説明する。	-
						(ロ)		低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	【3.3(2)a.(a)イ.(ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系の固体廃棄物の保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・保管廃棄エリアについて、場所を示す。 ・当該設備の保管廃棄量を示す。 ・燃料加工建屋との保管廃棄場所の共用について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の固体廃棄物の保管廃棄について説明する。	-
				(b)				固体廃棄物の発生量	-									
						イ.		管理区域内で発生する固体廃棄物(固化した油類を含む。)の年間発生量	【3.3(2)a.(b)イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固化した油類を含む。)の年間発生量】 ・管理区域内で発生する廃棄物保管設備の固体廃棄物の年間発生量について説明する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	想定される油類廃棄物の発生量に関する考え方を説明する。	-

凡例  
・「申請回数」について  
○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目  
△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
-：当該申請回数で記載しない項目

## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較

資料No.	別紙			備考
	名称	提出日	Rev	
別紙4-1	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	4/28	1	
別紙4-2	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(気体廃棄物の廃棄設備)[1項新規]	4/28	1	
別紙4-3	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(液体廃棄物の廃棄設備)[1項新規]	2/28	0	前回提出から変更なし。
別紙4-4	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他基本設計方針設備)[1項新規]	2/28	0	前回提出から変更なし。

# 第20条 廃棄施設

黒字は、第2回設工認申請の範囲、灰色字は基本設計方針と同様の設計方針は示すが詳細は後次回以降の申請で示す範囲とする。

各添付書類の「1.概要」については、提出回次以降全て記載するため、下図には記載していない。

別紙4-1

**基本設計方針**  
**第2章 個別項目**  
**5.放射性廃棄物の廃棄施設**  
**5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本方針**  
**5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備**  
**5.1.1.1 設計基準対象の施設**  
**(1)建屋排気設備**  
**(2)工程室排気設備**  
**(3)グローブボックス排気設備**  
**(4)給気設備**  
**(5)窒素循環設備**  
**(6)排気筒**

**5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備**  
**5.1.2.1 低レベル廃液処理設備**  
**5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア**  
**5.1.2.3 海洋放出管理系**

**5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備**  
**5.1.3.1 廃棄物保管設備**  
**5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備**  
 ⇒全ての基本設計方針を申請

**V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書**

- 気体状の放射性物質を取り扱う設備の漏えい防止及び逆流防止
- 閉じ込め機能を維持するために必要な換気風量
- 高性能エアフィルタの捕集効率、保守性、交換性
- 液体状の放射性物質を取り扱う設備の漏えい防止及び逆流防止

**V-1-3 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書**

- 崩壊熱除去に必要な換気風量

気体廃棄物の逆流防止及び漏えいの拡大防止は、V-1-1-2-1に示す逆流防止及び漏えいの拡大防止の設計方針に基づく設計とする。

閉じ込め機能を維持するために必要な換気風量及び貯蔵施設の崩壊熱除去に必要な換気風量を含めた気体廃棄物の廃棄設備の排風機に要求される全体の風量をV-1-4に説明する。

高性能エアフィルタの捕集効率、保守性、交換性については、個別項目となる気体廃棄物の廃棄設備の設計方針を説明するV-1-4において展開する。

液体廃棄物の逆流防止及び漏えいの拡大防止は、V-1-1-2-1に示す逆流防止及び漏えいの拡大防止の設計方針に基づく設計とする。

**V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書**  
**2. 基本方針**  
**2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針**  
**2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針**  
**2.3 固体廃棄物の廃棄設備の基本方針**  
 ⇒設備共通の設計方針を記載

**3. 施設の詳細設計方針**  
**3.1 気体廃棄物の廃棄設備**  
**3.1.1 設計基準対象の施設**  
**(1) 設備構成**  
 ・気体廃棄物の廃棄設備の設備構成及び概要  
 ・換気設備の具体的な系統構成  
**(2) 設計方針**  
 ・気体廃棄物の処理方法、放出量、放出管理と測定監視  
 ・気体廃棄物の逆流防止及び漏えいの拡大防止  
 ・負圧維持、崩壊熱除去等の気体廃棄物の廃棄設備として必要な換気風量  
 ・高性能エアフィルタの捕集効率、保守性  
**3.1.2 重大事故等対処設備**  
**3.1.2.1 外部放出抑制設備**  
**3.1.2.2 代替グローブボックス排気設備**

**3.2 液体廃棄物の廃棄設備**  
**(1) 設備構成**  
 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成及び概要  
**(2) 設計方針**  
 ・液体廃棄物の処理方法、発生量、管理及び測定監視  
 ・液体廃棄物の逆流防止及び漏えいの拡大防止

**3.3 固体廃棄物の廃棄設備**

排気中及び廃液中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視、放出管理分析設備の設計方針については、個別項目となる放射線監視設備の設計方針を説明するV-1-5-1において展開する。

**V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書**  
**3.1 放射線監視設備**

- 【限定された区域への閉じ込め】<10条全体>
  - ①核燃料物質等を取り扱う設備【冒頭宣言, 設置要求】
- 【グローブボックス(GB)等の負圧維持・欠損時面速維持】<1項三号>
  - ②**GB排気設備, 窒素循環設備【系統構成, 換気風量】** <23条ハ>
  - ③**GB等【気密性(密閉構造)】**
- 【オープンポートボックス及びフードの面速維持】<1項五号>
  - ②**GB排気設備【系統構成, 換気風量】** <23条ハ>
- 【MOX粉末を取り扱うGBの損傷防止】<許可事項>
  - ④衝突を防ぐGB内装機器等【物理的構造】
  - ⑤GB内およびGB外近傍にクレーン等を設置しない【物理的構造】 <14条ハ>
- 【漏えい防止のための腐食の考慮】<許可事項>
  - ⑥核燃料物質等を取り扱う設備【材質】
- 【漏えいしがたい構造】<許可事項>
  - ⑦液体廃棄物を内包する系統及び機器【溶接等の構造】
- 【核燃料物質等を取り扱う設備の逆流防止】<1項一号>
  - ⑧逆流により核燃料物質等を拡散しない設計【逆流防止の措置】
  - ⑨のうち**気体廃棄物を取り扱う設備の設計方針** <23条ハ>
- 【液体取扱グローブボックスの漏えい対策】<1項四号>
  - ⑩漏えい検知器・警報機能【系統機能】<18条ハ>
  - ⑪漏えい液受け皿構造【容量(寸法)】
- 【地震時に対する経路維持】<許可事項>
  - ⑫**MOX粉末を取り扱うGBを循環する経路維持【構造強度】** <23条ハ>
- 【漏えい拡大防止のための負圧維持・負圧順序の維持】<1項六号>
  - ⑬**工程室排気設備, 建屋排気設備【系統構成, 換気風量】** <23条ハ>
  - ⑭**換気設備【負圧順序の形成機能】** <23条ハ>
- 【漏えい拡大防止のための負圧警報】<1項三号, 許可事項> <18条ハ>
  - ⑮GB負圧・温度監視設備【系統機能】
- 【建屋内・工程室内・施設外への漏えい検知】<許可事項> <19条ハ>
  - ⑯ダストモニタ等【検知機能】
  - ⑰排気筒の排気モニタ【監視機能】
- 【漏えい時の対応】<許可事項>
  - ⑱加工工程停止, 送排風機停止【運用要求】
- 【液体廃棄物の貯槽等からの拡大防止対策】<1項七号イ,ロ>
  - ⑲漏えい検知器・警報機能【系統機能】<18条ハ>
  - ⑳堰等【物理的構造】
- 【その他の設計】
  - ㉑**排風機故障時の予備機への切替え【系統機能】** <23条ハ> <許可事項>
  - ㉒**放出量低減のためのフィルタ【捕集効率, 段数】** <20条ハ> <許可事項>
  - ㉓設計基準事故時における負圧維持, 漏えい防止, 逆流防止の機能確保及び放出量の低減 <許可事項>
  - ㉔建屋の下に管理外の敷地外排水路を設置しない <1項七号ハ>
  - ㉕六ふっ化ウラン取扱設備は設置しない <1項二号>

10条 閉じ込めの機能の負圧維持, 漏えい・逆流防止等の換気設備に係る設計要求は, 23条換気設備の技術基準規則の要求事項に含まれていることから, ②, ⑧, ⑪, ⑫, ⑬, ⑳, ㉑については, 10条での方針を受けて, 具体設計を23条にて詳細を展開する。

⑫のフィルタは, 20条廃棄施設に要求される気体状の放射性廃棄物のろ過装置(フィルタ)と共通であることから詳細設計を個別項目となる20条で合わせて説明する。⑫以外の設備構成等の共通的な設計方針は, 双方の条文で各個に記載している。(②・⑧・⑫・⑭)

個別【20条 廃棄施設】要求事項(外部への放出に係る設計)

- 【放出濃度限度以下にして気体廃棄する能力】<1項一号>
  - および【放射性廃棄物以外の気体廃棄設備との区別】<1項二号>
  - または【逆流により核燃料物質等を拡散しない設計】<1項二号>
    - ⑫**気体廃棄物の廃棄設備【系統構成, 換気風量】**
    - ⑬**排気フィルタ【捕集効率, 段数】**
- 【排気口からの放出】<1項三号>
  - ⑭**排気筒【系統構成】**
- 【ろ過装置の機能維持】<1項四号>
  - ⑮**高性能エアフィルタの保守性【交換可能な構造, 保守空間】**
- 【放出濃度限度以下にして液体廃棄する能力】<1項一号>
  - および【放射性廃棄物以外の液体廃棄設備との区別】<1項二号>
  - および【濃度限度以下での排水口からの排出】<1項五号>
    - ⑯**液体廃棄物の廃棄設備【系統構成, 吸着ろ過機能, ポンプ容量】**
  - 【放射性物質を含まない液体の管と接続時の逆流防止】<1項二号>
    - ⑰**液体廃棄物の廃棄設備【系統構成】**
  - 【GB等の負圧・温度監視】<許可事項, 11条>
    - ⑱**GB負圧・温度監視設備【系統機能】**
- 【固体廃棄物の廃棄設備】(省略)

技術基準規則第20条の要求を受けた, 気体状の核燃料物質を取り扱う設備の逆流防止に係る設計方針については, 第23条換気設備にて説明する。

添付書類  
V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書

添付書類  
・V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書(10条での要求事項(23条に展開する事項を除く))  
3.1 グローブボックス から 3.11 建物・構築物  
  
(23条での要求事項(10条での方針を受けた詳細設計))  
3.12 換気設備

個別【23条 換気設備】要求事項(換気設備としての設備設計)

- 【換気能力 = 施設内放射線障害防止能力】<1項一号> (=負圧維持能力)
  - ⑫**GB排気設備, 窒素循環設備, 工程室排気設備, 建屋排気設備の負圧維持等に係る系統構成, 換気風量**
  - ⑬**換気設備【負圧順序の形成機能】**
  - ⑭**排風機, 送風機, 窒素循環ファン等の要求事項【予備機設置, 故障時の自動切替, 外電喪失時の機能確保<24条ハ>】**
- 【漏えい・逆流の防止による拡散しない設計】<1項二号>
  - ⑯**気体状の核燃料物質を取り扱う設備の逆流防止【逆流防止措置】**
    - ・給気フィルタ設置
    - ・逆止ダンパ設置
    - ・排風機による換気
  - ⑰**MOX粉末を取り扱うGBを循環する経路維持【構造強度】**
  - ⑱**気体状の核燃料物質を取り扱う設備の漏えい防止(フランジ又は溶接構造, 放射線障害を防止する)【漏えい防止】**
  - ⑲**放射線障害を防止するためのフィルタ【漏えい防止】**
- 【ろ過装置の機能維持】<1項三号>
  - ⑳**高性能エアフィルタの保守性【交換可能な構造, 保守空間】**

高性能エアフィルタの捕集効率, 段数及び保守性については, 第20条廃棄施設にて説明する。

個別設備として20条と23条のいずれでも要求される事項は, 双方の基本設計方針で重複して述べている。該当箇所は太字の丸番号で示す。

## 別紙4-1

# 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書

### 【凡例】

#### 下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

#### 二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

#### ハッチング：

- ・技術基準規則第三十三条に係る内容であり閉込(SA)00-02にて示す箇所

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
目 次	目 次	目 次	
第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針  5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 (1) 建屋排気設備 (2) 工程室排気設備 (3) グローブボックス排気設備 (4) 給気設備 (5) 窒素循環設備 (6) 排気筒	1. 概要 2. 基本方針 2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.1.1 設計基準対象の施設 2.1.2 重大事故等対処設備 2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針 2.3 固体廃棄物の廃棄設備の基本方針  3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 設計基準対象の施設 3.1.2 重大事故等対処設備	1. 放射性廃棄物処理の基本方針  2. 気体廃棄物の処理 2.1 処理方法 (1) 換気系排気 (2) 雑固体廃棄物焼却設備排気 2.2 気体廃棄物の放出量 2.3 放出管理と測定監視 (1) 放出管理 (2) 測定監視	詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。  詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

ハッチング：

- ・技術基準規則第三十三条に係る内容であり  
閉込(SA)00-02にて示す箇所

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 5.1.2.3 海洋放出管理系  5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 5.1.3.1 廃棄物保管設備 5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	3.2 液体廃棄物の廃棄設備  3.3 固体廃棄物の廃棄設備	3. 液体廃棄物の処理 3.1 処理方法 3.2 液体廃棄物の発生量及び放出量 3.3 放出管理と測定監視 (1) 放出管理 (2) 測定監視  4. 固体廃棄物の処理 4.1 処理方法 4.2 固体廃棄物の発生源と推定発生量	
	1. 概要 <u>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第二十条に基づき、放射性廃棄物の廃棄施設における設計上の考慮について説明するものである。</u>  また、本資料は、技術基準規則第三十三条に基づき、MOX 燃料加工施設にて想定する核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排気設備の対策についても説明する。		本資料の概要を記載したものであり、新たな論点が生じるものではない。  詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。
第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的设计方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	2. 基本方針	1. 放射性廃棄物処理の基本方針	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p style="text-align: right;">P10, 19へ</p>	<p>2.1 気体廃棄物の廃棄設備の基本方針</p> <p>2.1.1 設計基準対象の施設</p>	<p style="text-align: right;">P7, 47, 54へ</p>
<p><u>廃棄施設のうち</u>、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p><u>廃棄施設のうち</u>、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p><u>放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」各条（第2条第7号及び8号、第30条並びに第31条）及び「発電用原子力設備に関する放射線による生体実効線量等の技術基準を定める告示」（以下「技術基準」という）を遵守するとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</u></p>
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P10へ</p>	<p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p>	<p>「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放出する放射性物質を低減できる設計方針は発電炉と同様であるため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p>	<p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u></p>	<p>周辺環境へ放出する放射性物質の低減についての基本方針であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</p> <p>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。</p> <p style="text-align: right;">P32 へ</p> <p style="text-align: right;">P38 へ</p>	<p><u>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</u></p> <p><u>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、放射線管理施設の申請に合わせて次回以降に詳細を「<a href="#">V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</a>」に示す。</u></p>	
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P36 へ</p>	<p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。</u></p>	
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p>燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の</p>	<p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、<a href="#">核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物</a>（以下「<a href="#">核燃料物質等</a>」という。）の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</u></p> <p><u>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、「<a href="#">V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書</a>」の「<a href="#">3.12.1(3)d. 核燃料物質等により汚染された空気の逆流防止及び漏えい防止に係る設計方針</a>」に示す。</u></p> <p><u>燃料加工建屋及び工程室は、<a href="#">建屋排気設備及び工程室排気設備</a>により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、<a href="#">排気筒の</a></u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p><u>排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</u></p>	
P33 へ		
<p>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</p>	<p><u>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</u></p> <p><u>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</u></p> <p><u>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</u></p>	
P36 へ		
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性物質</u>を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</p> <p>なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p>	<p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性物質</u>を閉じ込めるため、<u>グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)</u>及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、<u>グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</u></u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p> <div data-bbox="533 555 683 603" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">P37へ</div> <div data-bbox="107 608 683 724" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。                 </div> </p>	<p>                     なお、<u>核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」の「3.12.1(3)a. グローブボックス等、オープンポートボックス及びフードの閉じ込め機能の維持に係る設計方針」及び「3.12.1(3)d. 核燃料物質等により汚染された空気の逆流防止及び漏えい防止に係る設計方針」に示す。</u> </p> <p>                     気体廃棄物の廃棄設備は、<u>貯蔵容器一時保管設備、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備にて発生する崩壊熱を冷却できる設計とする。</u> </p> <p>                     2.1.2 重大事故等対処設備                      2.1.2.1 外部放出抑制設備の基本方針                      2.1.2.2 代替グローブボックス排気設備の基本方針                 </p>	<p>                     詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。                 </p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備  <u>廃棄施設のうち</u>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P47, 54, 60 へ</p>	<p>2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針  <u>廃棄施設のうち</u>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p><u>放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」各条（第2条第7号及び8号、第30条並びに第31条）及び「発電用原子力設備に関する放射線による生体実効線量等の技術基準を定める告示」（以下「技術基準」という）を遵守するとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</u></p>
<p style="text-align: right;">P47 へ</p>		<p style="text-align: right;">P3 から</p>
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</p> <p>低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p>	<p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</u></p> <p><u>低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p>	
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P54, 63, 65 へ</p>	<p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</u></p> <p><u>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>周辺環境へ放出する放射性物質の低減についての基本方針であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P65 ～</p>	<p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p>
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</p> <p>なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第 1 章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p>	<p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」の「3.9(5) 逆流の防止」に示す。</u></p>	
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</p> <p>固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。</p> <p style="text-align: right;">P58, 62, 64 ～</p>	<p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</u></p> <p><u>なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>固型化した油類の取扱いについては、「3.3 固体廃棄物の廃棄設備」に示す。</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</p> <p>なお、<u>液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針</u>については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p> <p style="text-align: right;">P66へ</p> <p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>保管廃棄施設のうち</u>、固体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から発生する雑固体（<u>固型化した油類</u>を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体（<u>固型化した油類</u>を含む。）は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</u></p> <p>なお、<u>液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針</u>については、「<u>V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書</u>」の「<u>3.9(7) 堰等による漏えい拡大防止</u>」に示す。</p> <p>2.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>保管廃棄施設のうち</u>、固体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から発生する雑固体（<u>固型化した油類</u>を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体（<u>固型化した油類</u>を含む。）は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p><u>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</u></p>	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p style="text-align: right;">P3 から</p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p>	<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>3.1.1 設計基準対象の施設</p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>(1) 設備構成</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備の系統概要図を第3.1.1-1 図に設備構成を第3.1.1-1 表に示す。</u></p>	<p>2. 気体廃棄物の処理</p> <p>2.1 処理方法</p> <p>(1) 換気系排気</p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>(3.1.1 内で同様)</p>
<p style="text-align: right;">P3 から</p>			

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p style="text-align: right;">P20 へ</p>	<p>第 3.1.1-1 図 気体廃棄物の廃棄設備の系統概要図</p>	
<p>(1) 建屋排気設備</p> <p>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p>	<p>a. 建屋排気設備</p> <p><u>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持、排気中に含まれる放射性物質の除去及び貯蔵設備の崩壊熱の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</u></p>	
<p style="text-align: right;">P37 へ</p> <p>建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により適切に冷却できる設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。</p>	<p><u>建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備は、放射性物質による汚染の危険度の違いを考慮し、各室から建屋排気フィルタユニットまでを 2 系統に分離する設計とする。</u></p> <p><u>各室から建屋排気フィルタユニットまでの 2 系統は、放射性物質を密封して取り扱う区域で、外部放射線に係る線量のみを管理を行う区域からの排気系統と、通常で汚染を発生する恐れが極めて少ない区域、密封された放射性物質を取り扱う区域及び混合酸化</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p data-bbox="533 986 685 1034">P37へ</p> <p data-bbox="107 1050 676 1449">貯蔵容器搬送用洞道は、MOX 燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX 燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p data-bbox="703 212 1267 276"><u>物貯蔵容器を受け入れ、一時保管する区域からの排気系統で構成する。</u></p> <p data-bbox="703 284 1267 427"><u>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室を建屋排風機で排気し、排気中に含まれる放射性物質を建屋排気フィルタユニットにより除去する設計とする。</u></p> <p data-bbox="703 435 1267 611"><u>各室からの排気が建屋排気フィルタユニットを通過した後は、排気中の放射性物質を十分に除去できることから、各室からの排気を建屋排気フィルタユニットの下流で合流させて建屋排風機にて排気する設計とする。</u></p> <p data-bbox="703 619 1267 754"><u>各室の排気は、汚染拡大防止の観点から原則として吸込口を床面まで立ち下げて、吸込み口にはプレフィルタを取り付ける設計とする。</u></p> <p data-bbox="703 762 1267 970"><u>なお、貯蔵容器一時保管設備の一時保管ピット、燃料棒貯蔵設備の燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵設備の燃料集合体貯蔵チャンネルを設置する室の除熱を主目的とする場合は吸込み口を天井付近につけ、崩壊熱が核燃料物質を貯蔵する室に滞留しない設計とする。</u></p>	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
P38 へ	<p>b. <u>工程室排気設備</u></p> <p><u>工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</u></p> <p><u>工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを 2 基設置する設計とする。</u></p> <p><u>工程室排気設備は、工程室を工程室排風機により排気し、排気中に含まれる放射性物質を工程室排気フィルタユニットにより除去する設計とする。</u></p> <p><u>各室の排気は、汚染拡大防止の観点から原則として吸込口を床面まで立ち下げて、吸込み口にはプレフィルタを取り付ける設計とする。</u></p> <p><u>また、工程室排気設備は、竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合に、工程室排風機の停止後、工程室排風機後の排気系統にダンパを設け、閉止できる設計とする。</u></p>		
<p>建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p>			
P20 へ			
<p>建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>			
P22 へ			
<p>(2) 工程室排気設備</p> <p>工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを 2 基設置する設計とする。</p>			

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p style="text-align: right;">P38 へ</p> <p>工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p>		
<p style="text-align: right;">P22 へ</p> <p>工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>		
<p style="text-align: right;">P23 へ</p>		
<p>(3) グローブボックス排気設備                  グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p>	<p>c. <u>グローブボックス排気設備</u>  <u>グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持、オープンポートボックス及びフードの開口部風速維持、排気中の放射性物質の除去並びに貯蔵設備の崩壊熱除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</u></p>	
<p style="text-align: right;">P38 へ</p>		
<p>グローブボックス排気設備は、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。</p>		
<p style="text-align: right;">P15 へ</p>		
<p>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。                  なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。</p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。</p>	<p><u>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。</u></p> <p><u>グローブボックス排気設備は、グローブボックス等、オープンポートボックス及びフードをグローブボックス排風機により排気し、排気中に含まれる放射性物質をグローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタユニットにより除去する設計とする。</u></p> <p><u>また、グローブボックス排気設備は、グローブボックスの給気側にグローブボックス給気フィルタを設置し、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</u></p> <p><u>グローブボックスは雰囲気の種類ごとに、空気雰囲気グローブボックス、窒素雰囲気グローブボックスに分けられ、窒素雰囲気グローブボックスには窒素循環型と窒素貫流型があり、それらを排気できる設計とする。</u></p>	
<p>P14 から</p>		
<p>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。</p>	<p><u>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。</u></p> <p><u>なお、グローブボックス排風機へ電源を供給する非常用所内電源設備に係る設計方針については、非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を「V-1-6-1 所内電源設備の説明書」に示す。</u></p>	

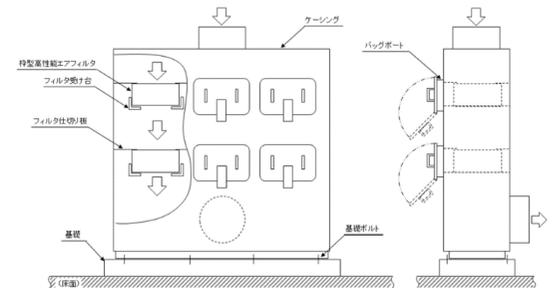
MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p style="text-align: right;">P38 へ</p> <p>グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p>		
<p style="text-align: right;">P24 へ</p> <p>グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>		
<p>(4) 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。</p> <p>(5) 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。 窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。</p>	<p>d. 給気設備 <u>給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とし、燃料加工建屋に設置する設計とする。</u> <u>給気設備は、外部火災によるばい煙、有毒ガス、再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響、敷地周辺の大気汚染による中央監視室、制御第1室及び制御第4室の運転員に対する影響を抑制するため、給気系統上に手動ダンパを設け、閉止できる設計とする。</u></p> <p>e. 窒素循環設備 <u>窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。</u> <u>窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。</u> 窒素循環設備は、窒素循環型のグローブボッ</p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>(6) 排気筒                      排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上 1 階屋外に 1 基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約 20m (標高約 75m) とする設計とする。</p>	<p><u>クスからの排気を、グローブボックス排気フィルタを通した後、窒素循環ファンにより窒素循環設備へ窒素を循環させる系統と、グローブボックス排気フィルタユニットを通した後、グローブボックス排気設備の系統に分離する設計とする。</u></p> <p><u>f. 排気筒</u>  <u>排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上 1 階屋外に 1 基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約 20m (標高約 75m) とする設計とする。</u></p> <p><u>第 3.1.1-1 表 気体廃棄物の廃棄設備の設備構成</u></p> <p><u>a. 建屋排気設備</u>  <u>(a) 主配管 (建屋排気系)</u>  <u>数量 1 式</u>  <u>(b) 建屋排気フィルタユニット</u>  <u>数量 26 基</u>  <u>(c) 建屋排風機</u>  <u>数量 3 基</u></p> <p><u>b. 工程室排気設備</u>  <u>(a) 主配管 (工程室排気系)</u>  <u>数量 1 式</u>  <u>(b) 工程室排気フィルタユニット</u>  <u>数量 11 基</u>  <u>(c) 工程室排風機</u>  <u>数量 2 基</u>  <u>(d) 工程室排風機入口手動ダンパ</u>  <u>数量 2 基</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉		備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
	<p><u>c. グローブボックス排気設備</u>  <u>(a) 主配管 (グローブボックス排気系)</u>  <u>数量 1 式</u>  <u>(b) グローブボックス給気フィルタ</u>  <u>数量 162 基</u>  <u>(c) グローブボックス排気フィルタ</u>  <u>数量 235 基</u>  <u>(d) グローブボックス排気フィルタユニット</u>  <u>数量 9 基</u>  <u>(e) グローブボックス排風機</u>  <u>数量 2 基</u>  <u>(f) グローブボックス排風機入口手動ダンパ</u>  <u>数量 2 基</u></p> <p><u>d. 給気設備</u>  <u>数量 1 式</u></p> <p><u>e. 窒素循環設備</u>  <u>(a) 主配管 (窒素循環系)</u>  <u>数量 1 式</u>  <u>(b) 窒素循環ファン</u>  <u>数量 2 基</u>  <u>(c) 窒素循環冷却機</u>  <u>数量 2 基</u>  <u>(d) 工程室排風機入口手動ダンパ</u>  <u>数量 2 基</u></p> <p><u>f. 排気筒</u>  <u>数量 1 基</u></p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>P3 から</p> <p>廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p>(2) 設計方針</p> <p>a. 気体廃棄物の処理能力</p> <p>(a) 処理方法</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50 マイクロシーベルト/年)(以下「線量目標値指針」という。)を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備においては、燃料加工建屋内の管理区域の平常時の表面及び空気汚染の程度並びに異常時の表面及び空気汚染の可能性の程度により、排気を処理する系統を建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の 3 系統に区分する設計とする。</u></p> <p><u>3 系統からの排気は高性能エアフィルタを通し排気筒から放出する設計とする。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気が高性能エアフィルタを経由した後、排気筒から放出される系統構成については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.3.2.1.1.1-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図(0171*1-01)」から「第 2.3.2.1.1.1-11 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図(0171*1-11)」、「第 2.3.2.1.1.2-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図(0171*2-01)」から「第 2.3.2.1.1.2-7 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図(0171*2-07)」及び「第 2.3.2.1.1.3-</u></p>	<p>廃棄物処理建屋の換気は放射性希ガス及びびよう素による空気汚染の可能性の高い区域と、その他の区域に区分して行う。</p> <p><u>放射性希ガス及びびよう素による空気汚染の可能性の高い区域の排気は高性能粒子フィルタを通し既設主排気筒より放出し、その他の区域の排気は高性能粒子フィルタを通し廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</u></p>

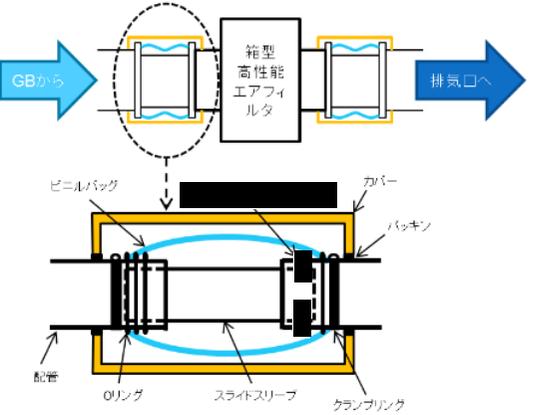
MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p style="text-align: right;">P11 から</p>	<p><u>1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0110-01)から「第 2.3.2.1.1.3-71 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-09)」に示す。</u></p>	
<p>(1) 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P13 から</p>	<p><u>イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理</u> <u>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室を建屋排風機で排気し、排気中に含まれる放射性物質を建屋排気フィルタユニットにより除去する設計とする。</u> <u>建屋排気設備の系統構成については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.3.2.1.1.1-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図(0171*1-01)」から「第 2.3.2.1.1.1-11 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図(0171*1-11)」に示す。</u></p>	
<p>建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p><u>(イ) 建屋排気フィルタユニット</u> <u>建屋排気フィルタユニットは、密封交換型フィルタユニットとし、1 列あたり 3000m<sup>3</sup>/h 以上のフィルタを 3 列構成として、プレフィルタを 1 段、高性能エアフィルタを 2 段設置する設計とする。</u> <u>フィルタの捕集効率は、プレフィルタを重量法で 85%以上、高性能エアフィルタを単体で DOP 0.15 μm(基準粒子径)粒子で 99.97%以上とする設計とする。</u> <u>また、建屋排気フィルタユニットとしての装置捕集効率も、DOP 0.30 μm(基準粒子径)以上の粒子で 99.999%以上とする設計とする。</u> <u>密封交換型フィルタユニットの構造概要図について第 3.1.1-2 図に示す。</u> <u>建屋排気フィルタユニットに設置するフィ</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p>ルタを 3 列構造とする設計については、<a href="#">第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.5.5.1.1.2 図 放射性廃棄物の廃棄施設建屋排気設備の構造図 C1 区域用建屋排気フィルタユニット (PA0171-F-124, -125, -126)」</a>及び「<a href="#">第 2.5.5.1.1.3 図 放射性廃棄物の廃棄施設建屋排気設備の構造図 C2 区域用建屋排気フィルタユニット (PA0171-F-127, -128, …-149)」</a>に示す。</p> <p><a href="#">建屋排気フィルタユニットにおいて、プレフィルタを 1 段、高性能エアフィルタを 2 段設置する設計については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.3.2.1.1.1-6 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図 (0171 * 1-06)」</a>及び「<a href="#">第 2.3.2.1.1.1-7 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図 (0171 * 1-07)」</a>に示す。</p>  <p>第 3.1.1-2 図 密封交換型フィルタユニットの構造概要図</p>	

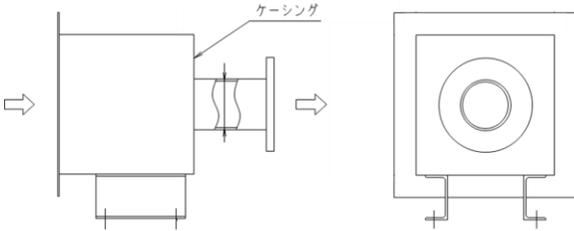
MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p>P13 から</p> <p>(2) 工程室排気設備                      工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p>	<p>ロ. <u>工程室排気設備による気体廃棄物の処理</u>  <u>工程室排気設備は、工程室を工程室排風機により排気し、排気中に含まれる放射性物質を工程室排気フィルタユニットにより除去する設計とする。</u>  <u>工程室排気設備の系統構成については、第2回申請の1項新規の添付図面の「第2.3.2.1.1.2-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図(0171*2-01)」から「第2.3.2.1.1.2-7 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図(0171*2-07)」に示す。</u></p>	<p>(2) <u>雑固体廃棄物焼却設備排気</u>  <u>可燃性雑固体廃棄物の焼却処理に伴う排気は、セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し廃棄物処理建屋排気筒から放出する。</u></p>	<p>可燃性雑固体廃棄物の焼却処理に伴う排気は発電炉特有であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>P14 から</p> <p>工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p>(イ) <u>工程室排気フィルタユニット</u>  <u>工程室排気フィルタユニットは、密封交換型フィルタユニットとし、1列あたり 3000m<sup>3</sup>/h 以上のフィルタを 3 列構成として、プレフィルタを 1 段、高性能エアフィルタを 2 段設置する設計とする。</u>  <u>フィルタの捕集効率は、プレフィルタを重量法で 85%以上、高性能エアフィルタを単体で DOP 0.15 μm(基準粒子径)粒子で 99.97%以上とする設計とする。</u>  <u>また、工程室排気フィルタユニットとしての装置捕集効率も、DOP 0.30 μm(基準粒子径)以上の粒子で 99.999%以上とする設計とする。</u>  <u>密封交換型フィルタユニットの構造概要図について第 3.1.1-2 図に示す。</u>  <u>工程室排気フィルタユニットに設置するフィルタを 3 列構成とする設計については、第</u></p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p data-bbox="526 624 678 675">P14 から</p> <p data-bbox="94 683 678 901">(3) グローブボックス排気設備            グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p>	<p data-bbox="701 212 1270 387"><u>2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.5.5.1.2.2 図 放射性廃棄物の廃棄施設 工程室排気設備の構造図 工程室排気フィルタユニット(PA0171-F-321, -322, -323, …-331)」に示す。</u></p> <p data-bbox="701 395 1270 611"><u>工程室排気フィルタユニットにおいて、プレフィルタを 1 段、高性能エアフィルタを 2 段設置する設計については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.3.2.1.1.2-5 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図(0171*2-05)」に示す。</u></p> <p data-bbox="701 651 1270 715"><u>ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理</u></p> <p data-bbox="701 722 1270 898"><u>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排風機により排気し、排気中に含まれる放射性物質をグローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットにより除去する設計とする。</u></p> <p data-bbox="701 906 1270 1042"><u>また、グローブボックス排気設備は、グローブボックスの給気側にグローブボックス給気フィルタを設置し、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</u></p> <p data-bbox="701 1050 1270 1337"><u>グローブボックス排気設備の系統構成については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.3.2.1.1.3-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0110-01)」から「第 2.3.2.1.1.3-71 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-09)」に示す。</u></p>	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p>グローブボックス給気フィルタ, グローブボックス排気フィルタ, グローブボックス排気フィルタユニットは, 必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p>(イ) <u>グローブボックス排気フィルタ</u>  <u>グローブボックス排気フィルタは, フィルタとケーシングが一体となった箱型フィルタとする。</u>  <u>グローブボックス排気フィルタは, グローブボックスで取り扱う核燃料物質の形態に応じて, 1 段又は 2 段設置する設計とし, MOX 粉末を取り扱うグローブボックスの排気には 2 段設置し, ペレット及び燃料棒を取り扱うグローブボックスの排気は 1 段設置する設計とする。</u>  <u>フィルタの捕集効率は, 高性能エアフィルタを単体で DOP 0.15<math>\mu</math>m(基準粒子径)粒子で 99.97%以上とする設計とする。</u>  <u>グローブボックス排気フィルタは, 設置される系統の排気風量に応じて, 132m<sup>3</sup>/h から 2400m<sup>3</sup>/h の能力の物から選定することとする。</u>  <u>箱型フィルタの構造概要図について第 3.1.1-3 図に示す。</u>  <u>グローブボックスで取り扱う核燃料物質の形態に応じて, グローブボックス排気フィルタを 1 段又は 2 段設置する設計については, 「第 2.3.2.1.1.3-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0110-01)」から「第 2.3.2.1.1.3-71 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-09)」に示す。</u></p>		

MOX 燃料加工施設	添付書類 V-1-4	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	備考
	 <p>第 3.1.1-3 図 箱型フィルタの構造概要図</p> <p><u>(ロ) グローブボックス排気フィルタユニット</u></p> <p><u>グローブボックス排気フィルタユニットは、密封交換型フィルタユニットとし、1列あたり 3000m<sup>3</sup>/h 以上のフィルタを 3 列構成として、高性能エアフィルタを 2 段設置する設計とする。</u></p> <p><u>フィルタの捕集効率は、高性能エアフィルタを単体で DOP 0.15 μm(基準粒子径)粒子で 99.97%以上とする設計とする。</u></p> <p><u>また、グローブボックス排気フィルタユニットとしての装置捕集効率も、DOP 0.30 μm(基準粒子径)以上の粒子で 99.999%以上とする設計とする。</u></p> <p><u>密封交換型フィルタユニットの構造概要図について第 3.1.1-2 図に示す。</u></p> <p><u>グローブボックス排気フィルタユニットに設置するフィルタを 3 列構成とする設計については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.5.5.1.3.4 図 放射性廃棄物の廃棄施設 グローブボックス排気設備の構造図」グ</u></p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>グローブボックス排気フィルタユニット (PA0171-F-421, -422, -423, . . . , 429)」に示す。</u></p> <p><u>グローブボックス排気フィルタユニットにおいて、プレフィルタを1段、高性能エアフィルタを2段設置する設計については、「第2.3.2.1.1.3-69 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-07)」に示す。</u></p> <p><u>(ハ) グローブボックス給気フィルタ</u></p> <p><u>グローブボックス給気フィルタは、グローブボックスの種類に応じて、箱型フィルタ又は枠型フィルタを設置する。</u></p> <p><u>窒素雰囲気グローブボックスに係るグローブボックス給気フィルタは、上流側からの窒素の供給によるダクトの接続性を考慮し、箱型フィルタを設置する。</u></p> <p><u>空気雰囲気グローブボックスに係るグローブボックス給気フィルタは、フィルタを通して工程室の空気を吸引すること及び空気雰囲気グローブボックスは、MOX 粉末を取り扱わないことを考慮し、枠型フィルタを設置する。</u></p> <p><u>グローブボックス給気フィルタは、1段を設置する設計とする。</u></p> <p><u>フィルタの捕集効率は高性能エアフィルタを単体で DOP 0.15<math>\mu</math>m(基準粒子径)粒子で99.97%以上とする設計とする。</u></p> <p><u>グローブボックス給気フィルタは、設置されるシステムの排気風量に応じて 40m<sup>3</sup>/h から3000m<sup>3</sup>/h の能力の物から選定することとする。</u></p> <p><u>箱型フィルタの構造概要図について第3.1.1-3 図に示す。</u></p> <p><u>枠型フィルタの構造概要図について第</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p>3.1.1-4 図に示す。</p> <p><u>グローブボックスの上流側にグローブボックス給気フィルタを1段設置する設計については、「第2.3.2.1.1.3-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0110-01)」から「第2.3.2.1.1.3-71 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-09)」に示す。</u></p>  <p>第3.1.1-4 図 枠型フィルタの構造概要図</p> <p>(b) 気体廃棄物の放出量 排気筒の排気口から放出される排気中の放射性物質の年間放出量を算定し、平常時における公衆の線量が十分小さいことを確認する。</p> <p>イ. 放射性気体廃棄物の年間放出量 (イ) 放射性物質量の推定条件 平常時の放射性気体廃棄物の年間放出量は、より厳しい評価となるように成形施設における最大処理能力 155t・HM (プルトニウム富化度 18%) の場合の操業条件に基づき評価</p>	<p>2.2 気体廃棄物の放出量 廃棄物処理建屋排気筒からの排気中の放射性希ガス及びよう素は、2.1(1)の通り処理されるため無視でき、また粒子状放射性物質は高性能粒子フィルタ等により除去されるため、廃棄物処理建屋排気筒より放出される放射性物質は無視できる。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考						
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)						
	<p>する。</p> <p>(ロ) 核種                      年間放出量の算定に用いる主要核種は、令和 2 年 9 月 18 日付け 2020 燃建発第 10 号にて許可を受けた事業変更許可申請書 添付書類 六「変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書」の「二.(イ)(3)①b.核種」と同じである。</p> <p>(ハ) 放射性物質の排気系への移行の評価                      プルトニウム、ウラン及びネプツニウムは放射性エアロゾルとして移行する。                      不純物として含まれる FP は、常温では放射性エアロゾルとして挙動するが、焼結及び焙焼の高温下において揮発し気体となって全量移行し、その後常温に下がり高性能エアフィルタで捕集される。                      放射性物質の排気系への移行率を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="705 949 1265 1045"> <thead> <tr> <th>放射性物質の取扱形態</th> <th>排気系への移行率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉末 (グリーンペレット含む)</td> <td><math>7 \times 10^{-5(2)}</math></td> </tr> <tr> <td>焼結ペレット</td> <td><math>3 \times 10^{-7(2)(3)}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ) 評価に用いる高性能エアフィルタの捕集効率                      放射性エアロゾルに対する捕集効率は、高性能エアフィルタを 4 段設置する場合、1 段目を 99.97%，2 段目を 99.9%，3 段目以降を 99%，とし、高性能エアフィルタを 3 段設置する場合、1 段目を 99.97%，2 段目以降を 99% として評価する。</p> <p>(ホ) 年間放出量                      排気筒の排気口から放出される排気中の放</p>	放射性物質の取扱形態	排気系への移行率	粉末 (グリーンペレット含む)	$7 \times 10^{-5(2)}$	焼結ペレット	$3 \times 10^{-7(2)(3)}$	
放射性物質の取扱形態	排気系への移行率							
粉末 (グリーンペレット含む)	$7 \times 10^{-5(2)}$							
焼結ペレット	$3 \times 10^{-7(2)(3)}$							

MOX 燃料加工施設	発電炉		備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
	<p>放射性物質の量は次式より算出する。</p> $Q = \sum_i [Q_i \cdot (TR)_i \cdot \{1 - (FE)_i\}]$ <p>ここで、                      Q：年間放射性物質放出量 (Bq/年)                      Q<sub>i</sub>：工程の主要な流れを構成する設備 i の年間の放射性物質取扱量(Bq/年)                      (TR)<sub>i</sub>：工程の主要な流れを構成する設備 i から排気系への移行率                      (FE)<sub>i</sub>：工程の主要な流れを構成する設備 i の排気系における高性能エアフィルタの捕集効率</p> <p>放射性物質の排気系への移行率及び高性能エアフィルタの捕集効率を第 3.1.1-2 表に示す。</p> <p>ウラン及び不純物については、プルトニウム (アメリシウム-241 を含む。) に比べて、放出量が小さく、公衆の被ばくへの寄与が無視できる。気体廃棄物の廃棄設備からの放射性物質の年間放出量を第 3.1.1-3 表に示す。</p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																																																																																																				
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)																																																																																																				
	<p>第 3.1.1-2 表 放射性物質の排気系への移行率及び高性能エアフィルタの捕集効率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程、施設</th> <th rowspan="2">主要設備名称</th> <th rowspan="2">取扱形態</th> <th colspan="2">年間取扱量<sup>注1)</sup></th> <th colspan="2">移行率</th> <th rowspan="2">高性能エアフィルタの捕集効率 (%)</th> </tr> <tr> <th>(t・HM/年)</th> <th>(kg/年)</th> <th>P u, U等</th> <th>F P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">粉末調整工程</td> <td>一次混合設備</td> <td rowspan="2">粉末</td> <td rowspan="2">155</td> <td rowspan="2"><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td rowspan="2"><math>7 \times 10^5</math></td> <td rowspan="2"><math>7 \times 10^3</math></td> <td rowspan="4">99.99999997 (4段)</td> </tr> <tr> <td>二次混合設備</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td><math>7 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>分析試料採取設備</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td><math>7 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>スクラップ処理設備</td> <td>粉末/焼結ペレット</td> <td>25<sup>注2)</sup></td> <td><math>2.3 \times 10^8</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ペレット加工工程</td> <td>圧縮成形設備</td> <td>粉末/グリーンペレット</td> <td rowspan="2">155</td> <td rowspan="2"><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td rowspan="2"><math>7 \times 10^5</math></td> <td rowspan="2"><math>7 \times 10^3</math></td> <td rowspan="4">99.99999997 (4段)</td> </tr> <tr> <td>焼結設備</td> <td>グリーンペレット/焼結ペレット</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>研削設備</td> <td>焼結ペレット/粉末</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td><math>7 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>ペレット検査設備</td> <td>焼結ペレット</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> <td>99.999997 (3段)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料棒加工工程</td> <td>スタック編成設備</td> <td rowspan="3">焼結ペレット</td> <td rowspan="3">130</td> <td rowspan="3"><math>1.2 \times 10^{10}</math></td> <td rowspan="3"><math>3 \times 10^7</math></td> <td rowspan="3"><math>3 \times 10^7</math></td> <td rowspan="3">99.999997 (3段)</td> </tr> <tr> <td>スタック乾燥設備</td> <td><math>1.2 \times 10^{10}</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> </tr> <tr> <td>挿入溶接設備</td> <td><math>1.2 \times 10^{10}</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貯蔵施設</td> <td>粉末一時保管設備</td> <td>粉末</td> <td rowspan="2">155</td> <td rowspan="2"><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td rowspan="2"><math>7 \times 10^5</math></td> <td rowspan="2"><math>7 \times 10^3</math></td> <td rowspan="4">99.99999997 (4段)</td> </tr> <tr> <td>ペレット一時保管設備</td> <td>グリーンペレット/焼結ペレット</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td><math>7 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>スクラップ貯蔵設備</td> <td>焼結ペレット/粉末</td> <td>25<sup>注2)</sup></td> <td><math>2.3 \times 10^8</math></td> <td><math>7 \times 10^5</math></td> <td><math>7 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>製品ペレット貯蔵設備</td> <td>焼結ペレット</td> <td>155</td> <td><math>1.5 \times 10^{10}</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> <td><math>3 \times 10^7</math></td> <td>99.999997 (3段)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 年間取扱量は、二次混合後の最大プルトニウム富化度である18%に換算したプルトニウム量を基に評価する。</p> <p>注2 スクラップの年間取扱量は、成形施設の最大処理能力155t・HM/年から被覆施設の最大処理能力130t・HM/年を差し引いた量である。</p>	工程、施設	主要設備名称	取扱形態	年間取扱量 <sup>注1)</sup>		移行率		高性能エアフィルタの捕集効率 (%)	(t・HM/年)	(kg/年)	P u, U等	F P	粉末調整工程	一次混合設備	粉末	155	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	99.99999997 (4段)	二次混合設備	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	分析試料採取設備	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	スクラップ処理設備	粉末/焼結ペレット	25 <sup>注2)</sup>	$2.3 \times 10^8$	$7 \times 10^5$	1	ペレット加工工程	圧縮成形設備	粉末/グリーンペレット	155	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	99.99999997 (4段)	焼結設備	グリーンペレット/焼結ペレット	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	1	研削設備	焼結ペレット/粉末	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	ペレット検査設備	焼結ペレット	$1.5 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	99.999997 (3段)	燃料棒加工工程	スタック編成設備	焼結ペレット	130	$1.2 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	99.999997 (3段)	スタック乾燥設備	$1.2 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	挿入溶接設備	$1.2 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	貯蔵施設	粉末一時保管設備	粉末	155	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	99.99999997 (4段)	ペレット一時保管設備	グリーンペレット/焼結ペレット	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	スクラップ貯蔵設備	焼結ペレット/粉末	25 <sup>注2)</sup>	$2.3 \times 10^8$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	製品ペレット貯蔵設備	焼結ペレット	155	$1.5 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	99.999997 (3段)	
工程、施設	主要設備名称				取扱形態	年間取扱量 <sup>注1)</sup>		移行率		高性能エアフィルタの捕集効率 (%)																																																																																												
		(t・HM/年)	(kg/年)	P u, U等		F P																																																																																																
粉末調整工程	一次混合設備	粉末	155	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	99.99999997 (4段)																																																																																															
	二次混合設備							$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$																																																																																												
	分析試料採取設備	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$																																																																																																		
	スクラップ処理設備	粉末/焼結ペレット	25 <sup>注2)</sup>	$2.3 \times 10^8$	$7 \times 10^5$	1																																																																																																
ペレット加工工程	圧縮成形設備	粉末/グリーンペレット	155	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	99.99999997 (4段)																																																																																															
	焼結設備	グリーンペレット/焼結ペレット						$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	1																																																																																												
	研削設備	焼結ペレット/粉末	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$																																																																																																	
	ペレット検査設備	焼結ペレット	$1.5 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	99.999997 (3段)																																																																																																
燃料棒加工工程	スタック編成設備	焼結ペレット	130	$1.2 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$	99.999997 (3段)																																																																																															
	スタック乾燥設備							$1.2 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$																																																																																												
	挿入溶接設備							$1.2 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$																																																																																												
貯蔵施設	粉末一時保管設備	粉末	155	$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$	99.99999997 (4段)																																																																																															
	ペレット一時保管設備	グリーンペレット/焼結ペレット						$1.5 \times 10^{10}$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$																																																																																												
	スクラップ貯蔵設備	焼結ペレット/粉末	25 <sup>注2)</sup>	$2.3 \times 10^8$	$7 \times 10^5$	$7 \times 10^3$																																																																																																
	製品ペレット貯蔵設備	焼結ペレット	155	$1.5 \times 10^{10}$	$3 \times 10^7$	$3 \times 10^7$		99.999997 (3段)																																																																																														

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考												
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)												
	<p>第 3.1.1-3 表 気体廃棄物の廃棄設備からの放射性物質の年間放出量</p> <table border="1" data-bbox="705 295 1265 375"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>放射性物質の年間放出量 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu(α)<sup>(注1)</sup></td> <td>4.5×10<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>Pu(β)<sup>(注2)</sup></td> <td>7.8×10<sup>5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 Pu-238, Pu-239, Pu-240, Pu-242及びAm-241                      注2 Pu-241</p> <p>ロ. 排気中の放射性物質による公衆の線量</p> <p>放射性気体廃棄物の年間放出量は上記イ. に示したとおりであり、排気口における排気中の放射性物質の濃度は、第 3.1.1-4 表に示すとおり線量告示に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度の 300 分の 1 以下となる。</p> <p>第 3.1.1-4 表 排気口における排気中の放射性物質の濃度</p> <table border="1" data-bbox="705 885 1265 965"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu(α)<sup>(注1)</sup></td> <td>1.6×10<sup>-11</sup></td> </tr> <tr> <td>Pu(β)<sup>(注2)</sup></td> <td>2.8×10<sup>-10</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 Pu-238, Pu-239, Pu-240, Pu-242及びAm-241                      注2 Pu-241</p>	核種	放射性物質の年間放出量 (Bq/年)	Pu(α) <sup>(注1)</sup>	4.5×10 <sup>4</sup>	Pu(β) <sup>(注2)</sup>	7.8×10 <sup>5</sup>	核種	放射性物質の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	Pu(α) <sup>(注1)</sup>	1.6×10 <sup>-11</sup>	Pu(β) <sup>(注2)</sup>	2.8×10 <sup>-10</sup>	
核種	放射性物質の年間放出量 (Bq/年)													
Pu(α) <sup>(注1)</sup>	4.5×10 <sup>4</sup>													
Pu(β) <sup>(注2)</sup>	7.8×10 <sup>5</sup>													
核種	放射性物質の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )													
Pu(α) <sup>(注1)</sup>	1.6×10 <sup>-11</sup>													
Pu(β) <sup>(注2)</sup>	2.8×10 <sup>-10</sup>													

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p style="text-align: right;">P4 から</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となるようにする。</p> <p>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。</p>	<p>(c) 放出管理と測定監視</p> <p>イ. 放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</p> <p>ロ. 測定監視</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考に、MOX燃料加工施設周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物中の放射性物質を排気筒において連続的に捕集し、排気モニタリング設備の排気モニタにより放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視を行う設計とする。</p> <p>なお、排気モニタリング設備の設計方針については、排気モニタリング設備の申請に合わせて次回以降に詳細を「V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p>	<p>2.3 放出管理と測定監視</p> <p>(1) 放出管理</p> <p>気体廃棄物の放出に当たっては排気筒において放出放射性物質を測定し、周辺監視区域外における放射性物質濃度が、「技術基準」に定められる周辺監視区域外における空气中許容濃度を超えないようにするとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、放射性希ガス及びよう素の放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。</p> <p>(2) 測定監視</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設における放射性物質の測定に関する指針」に基づき、排気筒放射線モニタにより排気筒からの放出放射能を連続監視する。</p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</p>	<p>(d) <u>高性能エアフィルタの保守性</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは、捕集効率を維持するために交換が可能な設計とする。</u></p> <p><u>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</u></p> <p><u>交換を行う際は、周辺を養生し、必要となる工具、資機材を準備する。</u></p> <p><u>また、高性能エアフィルタは使用に伴って目詰まりが発生するため、捕集効率あるいは差圧を確認することにより目詰まりの程度を確認することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>建屋排気フィルタユニットにおいて、差圧を確認することが可能な設計については、第2回申請の1項新規の添付図面の「第2.3.2.1.1.1-6 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図(0171*1-06)」及び「第2.3.2.1.1.1-7 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図(0171*1-07)」に示す。</u></p> <p><u>工程室排気フィルタユニットにおいて、差圧を確認することが可能な設計については、第2回申請の1項新規の添付図面の「第2.3.2.1.1.2-5 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図(0171*2-05)」に示す。</u></p> <p><u>グローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス給気フィルタにおいて、差圧を確認することが可能な設計については、「第2.3.2.1.1.3-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0110-01)」から「第2.3.2.1.1.3-71 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-09)」に示す。</u></p>	<p>P5から</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>す。</u>  <u>グローブボックス排気フィルタユニットにおいて、差圧を確認することが可能な設計については、「第2.3.2.1.1.3-69 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図(0171*3-07)」に示す。</u></p> <p><u>イ. 高性能エアフィルタの交換方法</u>  <u>(イ) 密封交換型フィルタユニット</u>  <u>密封交換型フィルタユニットの高性能エアフィルタの交換は、ビニルバッグを用いて交換することで密封状態のまま交換ができる設計とする。</u>  <u>使用済みの高性能エアフィルタをバッグアウトした後、新しい高性能エアフィルタをバッグインし、フィルタユニット内に取り付け、交換する。</u>  <u>(ロ) 箱型フィルタ</u>  <u>箱型フィルタは、ビニルバッグを用いてケーシングごと交換することで密封状態のまま交換できる設計とする。</u>  <u>箱型フィルタの出入口に設置された仕切弁を閉止し、系統の運転が停止していることを確認する。</u>  <u>箱型フィルタとダクトの間のビニルバッグをシーリングすることで、使用済みの箱型フィルタを除去し、新しい箱型フィルタと交換する。</u>  <u>(ハ) 枠型フィルタ</u>  <u>枠型フィルタは、ケーシング内の高性能エアフィルタを交換できる設計とする。</u>  <u>ケーシングから使用済みの高性能エアフィルタを引き出し、新しい高性能エアフィルタを取り付ける。</u>  <u>なお、枠型フィルタを給気側に設けるグロ</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>ーブボックスは、内部で取り扱う MOX 粉末の形状が粉末ではないことから、枠型フィルタまでの MOX 粉末の逆流のリスクが極めて低い</u> <u>ため、枠型フィルタはビニルバッグを設けない開放交換式とする。</u></p> <p><u>ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定</u> <u>高性能エアフィルタの交換時期は、以下に定める条件を超えない範囲で行う。なお、高性能エアフィルタは、作業効率、運転管理面、廃棄物発生量、寿命等を考慮し、交換時期を設定する。</u></p> <p><u>(イ) フィルタの差圧：フィルタ性能が確保できる上限値</u></p> <p><u>(ロ) フィルタケーシング表面の線量率：当該フィルタケーシング設置エリアの制限線量当量率</u></p> <p><u>ハ. 高性能エアフィルタの検査方法</u></p> <p><u>(イ) 密封交換型フィルタユニット</u> <u>密封交換型フィルタユニットには、差圧指示計を設け差圧を測定可能な設計とする。</u> <u>また、DOP テストにより捕集効率を測定できるように、密封交換型フィルタユニットには高性能エアフィルタ 1 段ごとにタッピングを取り付ける設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) 箱型フィルタ</u> <u>箱型フィルタの上流及び下流には、差圧指示計を設置することが可能な管台を設け、必要に応じて差圧を測定可能な設計とする。</u></p> <p><u>(ハ) 枠型フィルタ</u> <u>枠型フィルタは、フィルタケーシング前面点検扉を開放し、目視にて異物や著しいごみ及び粉塵等が付着していないことを確認する。</u></p>	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p>P4から</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p>	<p>b. <u>気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により放射性物質等を拡散させない設計とする。</u></p> <p><u>逆流防止に係る設計方針は、「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込める機能に関する説明書」の「3.12.1(3)d. 核燃料物質等により汚染された空気の逆流防止及び漏えい防止に係る設計方針」に示す。</u></p> <p><u>なお、逆流防止対策としてグローブボックス排気設備のグローブボックスの給気側に設置する高性能エアフィルタとなるグローブボックス給気フィルタは、「3.1.1(2)a. (a)ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理」に示すグローブボックス排気フィルタと同様とする。</u></p>		
<p>P5から</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性物質</u>を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、<u>負圧を維持する設計とする。</u>オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</p> <p>なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p>	<p>c. <u>気体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。</u>オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備における核燃料物質の漏えいの拡大防止に係る設計方針は、「V</u></p>		

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
	<p>－1－1－2－1 <u>安全機能を有する施設の閉じ込める機能に関する説明書</u>の「<u>3.12.1(3)a. グローブボックス等、オープンポートボックス及びフードの閉じ込め機能の維持に係る設計方針</u>」及び「<u>3.12.1(3)c. 負圧順序の形成及び可能な限り負圧を維持するための設計方針</u>」に示す。</p>		
	<p>P12 から</p> <p>貯蔵容器搬送用洞道は、MOX 燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX 燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p><u>貯蔵容器搬送用洞道は、MOX 燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX 燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>	
	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。</p>	<p>d. <u>貯蔵施設の崩壊熱除去</u>  <u>気体廃棄物の廃棄設備は、貯蔵容器一時保管設備、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備にて発生する崩壊熱を冷却できる設計とする。</u></p>	
	<p>P6 から</p> <p>P11 から</p>		
	<p>建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により適切に冷却できる設計とする。</p>	<p><u>建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備の一時保管ピット、燃料棒貯蔵設備の燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵設備の燃料集合体貯蔵チャンネルに貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により適切に冷却できる設計とする。</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>グローブボックス排気設備は、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。</p>	<p><u>グローブボックス排気設備は、原料 MOX 粉末缶一時保管設備の原料 MOX 粉末缶一時保管装置、粉末一時保管設備の粉末一時保管装置、ペレット一時保管設備のペレット一時保管装置、スクラップ貯蔵設備のスクラップ貯蔵棚及び製品ペレット貯蔵設備の製品ペレット貯蔵棚に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。</u></p>	
<p>P14 から</p>		
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。</p>	<p>e. <u>気体廃棄物の廃棄設備の換気風量</u>  <u>(a) 換気風量の設計の考え方及び算出方法</u>  <u>イ. 風量決定因子の考え方</u>  <u>気体廃棄物の廃棄設備は、気体廃棄物の処理、核燃料物質等の漏えいの防止及び貯蔵設備の崩壊熱除去を達成するために必要な換気風量を有する設計とする。</u>  <u>換気風量は、次に記載する 6 種類の風量決定因子において、最大となる風量を上回る設計とする。</u></p>	
<p>P4 から</p>		
<p>建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p>	<p><u>換気風量は、次に記載する 6 種類の風量決定因子において、最大となる風量を上回る設計とする。</u></p>	
<p>P13 から</p>		
<p>工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p>	<p><u>・換気回数を満足するために必要な風量</u>  <u>・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量</u>  <u>・負圧維持に必要な風量</u>  <u>・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量</u></p>	
<p>P14 から</p>		
<p>グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p>	<p><u>・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量</u>  <u>・有害物質の希釈に必要な風量</u>  <u>各々の風量決定因子における必要風量の決定方法については、以下(イ)～(へ)に示す。</u></p>	
<p>P16 から</p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>(イ) 換気回数を満足するために必要な風量</u></p> <p><u>換気回数は、核燃料物質等による汚染の影響を考慮し設定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・粉末を取り扱う室：3回/h</u></li> <li><u>・粉末を取り扱わない室：原則2回/h</u></li> </ul> <p><u>なお、核燃料物質等の汚染のおそれが低い室は、必要換気回数を1回/hとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・前室：3回/h</u></li> <li><u>・グローブボックス：原則6回/h以上</u></li> </ul> <p><u>設定した換気回数を満足するために必要な風量は次式から求める。</u></p> $Q = \text{換気回数} \times V$ <p><u>Q：換気風量(m<sup>3</sup>/h)</u>  <u>V：室又はグローブボックスの体積(m<sup>3</sup>)</u></p> <p><u>(ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量</u></p> <p><u>工程室、燃料加工建屋、グローブボックス等、オープンポートボックス及びフードで発生する機器発熱及びプルトニウム発熱を除去するための風量を次式から求める。</u></p> $Q_h = \frac{q}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta T}$ <p><u>Q<sub>h</sub>：換気風量(m<sup>3</sup>/h)</u>  <u>q：機器発熱及びプルトニウム発熱(kJ/h)</u>  <u>C<sub>p</sub>：比熱 = 1(kJ/kg・°C)</u>  <u>ρ：空気密度 = 1.2(kg/m<sup>3</sup>)</u>  <u>ΔT：空気温度差(°C)</u></p> <p><u>(ハ) 負圧維持に必要な風量</u></p> <p><u>i. 工程室及び燃料加工建屋</u></p> <p><u>工程室及び燃料加工建屋においては、異なる汚染区分の境界に設置する建具に差圧が生じる。</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>負圧維持に必要な風量は、差圧が生じる建具面積に圧力差を乗じ、建具の仕様別に空気の漏れ量を算出することで求められる。</u> <u>漏れ量の計算は次式から求める。</u></p> $q = \alpha (\Delta P \times 10^{-1})^{1/n}$ <p><u>q: 換気風量(m<sup>3</sup>/h)</u> <u><math>\alpha</math>: 漏えい量 = 2(m<sup>3</sup>/h・m<sup>2</sup>)</u> <u><math>\Delta P</math>: 圧力差(Pa)</u> <u>n: n = 1</u></p> <p><u>ii. グローブボックス等</u> <u>グローブボックスは、日本産業規格に基づき漏れ率を 0.25vol%/h 以下とする設計としている。</u> <u>グローブボックス等の内部を負圧に維持するためには、最大 0.25vol%/h の割合でグローブボックスへ流入する空気を排気する必要がある。</u> <u>負圧維持に必要な風量は次式から求める。</u> <u><math>Q = 0.25\text{vol\%/h} \times V</math></u> <u>Q: 換気風量(m<sup>3</sup>/h)</u> <u>V: グローブボックス等の体積(m<sup>3</sup>)</u></p> <p><u>(二) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量</u> <u>i. グローブボックス</u> <u>グローブボックスは、グローブポート1ポート開放時に当該ポート部での開口部面風速が 0.5m/s 以上の条件を満足する設計とする。</u> <u>必要風量は日本産業規格に基づき、次式から求める。</u> <u><math>Q = A \times v \times 3600</math></u> <u>Q: 換気風量(m<sup>3</sup>/h)</u> <u>A: 開口部面積(m<sup>2</sup>)</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>v : 空気流入風速 = 0.5(m/s)</u></p> <p><u>ii. オープンポートボックス及びフード</u>  <u>オープンポートボックス及びフードは、開口部の空気流入風速が 0.5m/s 以上の条件を満足する設計とする。</u>  <u>必要風量の算出式は「i. グローブボックス」と同一の式とする。</u></p> <p><u>iii. 工程室及び燃料加工建屋</u>  <u>工程室に設置する空気雰囲気型グローブボックス、オープンポートボックス、フード及びこれらの排気系に設置するカウンタバランスダンパ並びに燃料加工建屋に設置するドラフトチャンバは、部屋の空気を直接吸入している。</u>  <u>なお、ドラフトチャンバとは、フードと同様に開口を有している機器である。</u>  <u>そのため、吸入される分の風量を室に給気することとする。</u></p> <p><u>(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量</u>  <u>人が立ち入るエリアの炭酸ガス濃度を所定レベルに抑える新鮮外気量は建築基準法施行令に記載される次式から求める。</u></p> $Q_c = \frac{20 \cdot A_f}{N}$ <p><u>Q<sub>c</sub> : 換気風量(m<sup>3</sup>/h)</u>  <u>A<sub>f</sub> : 室内床面積(m<sup>2</sup>)</u>  <u>N : 実況に応じた1人当たりの占有面積(m<sup>2</sup>/人) (10m<sup>2</sup>を超えるときは10m<sup>2</sup>とする)</u></p> <p><u>(へ) 有害物質の希釈に必要な風量</u>  <u>発生が想定される有害物質を希釈するため</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>に必要な換気量は特定化学物質等障害予防規則等に記載のある許容濃度以下に抑える換気量とする。</u></p> <p><u>発生を想定する有害物質としては、蓄電池から生じる水素ガスがある。</u></p> <p><u>水素ガスを換気するために必要な風量は、電池工業会指針に記載される次式から求める。</u></p> $V = t \cdot g \cdot s \cdot n \cdot i (1 - a)$ <p><u>V: 換気量(m<sup>3</sup>/h)</u></p> <p><u>t: 希釈率 = 96/4 = 24</u> (水素と空気の混合ガスの爆発限界値より求めた値)</p> <p><u>g: 0.00046(m<sup>3</sup>)</u> (25℃, 101.3kPa におけるセル当たり, Ah 当たりの水素ガス発生量)</p> <p><u>s: 安全係数 = 5</u></p> <p><u>n: 単電池(セル)の個数</u></p> <p><u>i: 0.1C<sub>n</sub></u> (C<sub>n</sub>: n 時間率定格容量(Ah))</p> <p><u>a: 密閉反応効率</u></p> <p><u>ベント形蓄電池及び触媒栓式蓄電池</u> <u>a = 0</u></p> <p><u>制御弁式蓄電池及びシール形蓄電池</u> <u>a = 0.2</u></p> <p><u>(b) 各排気設備の換気風量</u></p> <p><u>イ. 建屋排気設備の換気風量</u></p> <p><u>(イ) 考慮する因子</u></p> <p><u>建屋排気設備の風量を決定する上で、考慮する因子としては、(a) イ. に記載の「換気回数を満足するために必要な風量」, 「機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量」, 「負圧維持に必要な風量」, 「グローブボックス, オープ</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉		備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
	<p><u>ンポートボックス及びフードの給気に必要な風量</u>」,<u>「炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量</u>」及び<u>「有害物質の希釈に必要な風量</u>」の6因子となる。</p> <p><u>ただし、「グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量」については、建屋排気設備で換気を行う部屋に、グローブボックス及びオープンポートボックスは設置されないため、フードの給気に必要な風量のみを考慮する。</u></p> <p><u>(ロ) 換気風量</u></p> <p><u>建屋排気設備の換気風量については、当該設備で換気を行う部屋を対象にし、各部屋に対して、上記の6因子のうち、基本的に風量が最大となる因子を当該室の換気風量とする。</u></p> <p><u>上記の6因子のうち、建屋排気設備の換気風量を設定する上で支配的なものは、「機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量」及び「換気回数を満足するために必要な風量」である。それらを満足する換気風量として 183992m<sup>3</sup>/h が必要となる。また、例外的ではあるが、「グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量」,<u>「炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量」及び「有害物質の希釈に必要な風量」が風量決定因子として選定されている部屋もあり、それらを満足する換気風量として 4350m<sup>3</sup>/h が必要となる。</u></u></p> <p><u>そのため、建屋排気設備の換気風量としては、183992m<sup>3</sup>/h+4350m<sup>3</sup>/h=197920m<sup>3</sup>/h が必要であることを踏まえ、建屋排風機については 197920m<sup>3</sup>/h の排気能力を有するものを選定する。</u></p> <p><u>なお、建屋排風機については、上記の必要</u></p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>風量を確保するため通常時に 2 台運転する設計とする。</u></p> <p><u>建屋排気設備における必要風量及び建屋排風機の容量については第 3.1.1-5 表に示す。</u></p> <p><u>ロ. 工程室排気設備の換気風量</u></p> <p><u>(イ) 考慮する因子</u></p> <p><u>工程室排気設備の風量を決定する上で、考慮する因子としては、(a) イ.に記載の「換気回数を満足するために必要な風量」、「機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量」、「負圧維持に必要な風量」、「グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量」及び「炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量」の 5 因子となる。</u></p> <p><u>(ロ) 換気風量</u></p> <p><u>工程室排気設備の換気風量については、当該設備で換気を行う部屋を対象にし、各部屋に対して、上記の 5 因子のうち、基本的に風量が最大となる因子を当該室の換気風量とする。</u></p> <p><u>上記の 5 因子のうち、工程室排気設備の換気風量を設定する上で支配的なものは、「機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量」及び「換気回数を満足するために必要な風量」である。それらを満足する換気風量として 79819m<sup>3</sup>/h が必要となる。また、例外的ではあるが、「グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量」が風量決定因子として選定されている部屋もあり、それらを満足する換気風量として 2227m<sup>3</sup>/h が必要となる。</u></p> <p><u>そのため、工程室排気設備の換気風量としては、79819m<sup>3</sup>/h+2227m<sup>3</sup>/h≒82050m<sup>3</sup>/h が必要</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>であることを踏まえ、工程室排風機については 82050 m<sup>3</sup>/h の排気能力を有するものを選定する。</u></p> <p><u>なお、工程室排風機については、通常時 1 台運転とすることで、上記の必要風量を確保する設計とする。</u></p> <p><u>工程室排気設備における必要風量及び工程室排風機の容量については第 3.1.1-5 表に示す。</u></p> <p><u>ハ. グローブボックス排気設備の換気風量</u></p> <p><u>(イ) 考慮する因子</u></p> <p><u>グローブボックス排気設備の風量を決定する上で、考慮する因子としては、(a) イ. に記載の「換気回数を満足するために必要な風量」、「負圧維持に必要な風量」、「機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量」及び「グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量」の 4 因子となる。</u></p> <p><u>(ロ) 換気風量</u></p> <p><u>グローブボックス排気設備の換気風量については、当該設備で換気を行うグローブボックス、オープンポートボックス及びフードを対象にし、上記の 4 因子のうち、風量が最大となる因子をグローブボックス、オープンポートボックス及びフードの換気風量とする。</u></p> <p><u>対象とするグローブボックス、オープンポートボックス及びフードは、次回以降申請も含む全てのグローブボックス、オープンポートボックス及びフードとする。</u></p> <p><u>上記の 4 因子のうち、グローブボックス排気設備の換気風量を設定する上で支配的なものは、「機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量」及び「グローブボックス、オープンポ</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																						
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)																						
	<p><u>ボックス及びフードの給気に必要な風量」である。それらを満足する換気風量として49272m<sup>3</sup>/hが必要となる。また、例外的ではあるが、「換気回数を満足するために必要な風量」が風量決定因子として選定されているグローブボックス、オープンポートボックス及びフードもあり、それらを満足する換気風量として5541m<sup>3</sup>/hが必要となる。</u></p> <p><u>そのため、グローブボックス排気設備の換気風量としては、49272m<sup>3</sup>/h + 5541m<sup>3</sup>/h = 54820m<sup>3</sup>/hが必要であることを踏まえ、グローブボックス排風機については、54820m<sup>3</sup>/hの排気能力を有するものを選定する。</u></p> <p><u>なお、グローブボックス排風機については、通常時1台運転とすることで、上記の必要風量を確保する設計とする。</u></p> <p><u>グローブボックス排気設備における必要風量及びグローブボックス排風機の容量については第3.1.1-5表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3.1.1-5表 換気設備の換気能力</b></p> <table border="1" data-bbox="701 970 1249 1321"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>必要風量</th> <th>容量</th> <th>個数</th> <th>合計風量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋排気設備</td> <td>建屋排風機</td> <td>197920 m<sup>3</sup>/h</td> <td>98960 m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>3台 (うち予備1台)</td> <td rowspan="3">334790 m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>工程室排気設備</td> <td>工程室排風機</td> <td>82050 m<sup>3</sup>/h</td> <td>82050 m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>2台 (うち予備1台)</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス排気設備</td> <td>グローブボックス排風機</td> <td>54820 m<sup>3</sup>/h</td> <td>54820 m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>2台 (うち予備1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2 重大事故等対処設備                      3.1.2.1 外部放出抑制設備                      3.1.2.2 代替グローブボックス排気設備</p>	設備	機器	必要風量	容量	個数	合計風量	建屋排気設備	建屋排風機	197920 m <sup>3</sup> /h	98960 m <sup>3</sup> /h/個	3台 (うち予備1台)	334790 m <sup>3</sup> /h	工程室排気設備	工程室排風機	82050 m <sup>3</sup> /h	82050 m <sup>3</sup> /h/個	2台 (うち予備1台)	グローブボックス排気設備	グローブボックス排風機	54820 m <sup>3</sup> /h	54820 m <sup>3</sup> /h/個	2台 (うち予備1台)	<p>(廃棄1-1) 建屋排風機必要風量：197920 m<sup>3</sup>/h                      [設定値根拠説明書 (V-1-1-3-4-1)]</p> <p>(廃棄1-2) 工程室排風機必要風量：                      82050m<sup>3</sup>/h                      [設定値根拠説明書 (V-1-1-3-4-1)]</p> <p>(廃棄1-3) グローブボックス排風機必要風量：54820m<sup>3</sup>/h                      [設定値根拠説明書 (V-1-1-3-4-1)]</p> <p>詳細は「閉込(SA)00-02」で示す。</p>
設備	機器	必要風量	容量	個数	合計風量																			
建屋排気設備	建屋排風機	197920 m <sup>3</sup> /h	98960 m <sup>3</sup> /h/個	3台 (うち予備1台)	334790 m <sup>3</sup> /h																			
工程室排気設備	工程室排風機	82050 m <sup>3</sup> /h	82050 m <sup>3</sup> /h/個	2台 (うち予備1台)																				
グローブボックス排気設備	グローブボックス排風機	54820 m <sup>3</sup> /h	54820 m <sup>3</sup> /h/個	2台 (うち予備1台)																				

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備  <u>廃棄施設のうち</u>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p>3.2 液体廃棄物の廃棄設備  <u>廃棄施設のうち</u>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p>3. 液体廃棄物の処理  <u>放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては</u>、「<u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令</u>」各条（第2条第7号及び8号、第30条並びに第31条）及び「<u>発電用原子力設備に関する放射線による生体実効線量等の技術基準を定める告示</u>」（以下「<u>技術基準</u>」という）を遵守するとともに「<u>発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針</u>」の考え方に基づくものとする。</p>
<p>P7から</p>	<p>(1) 設備構成</p>	<p>P3から</p>
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。          低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。  <u>低レベル廃液処理設備</u>、<u>廃油保管室の廃油保管エリア</u>は、<u>燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備の設備構成を明確化したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>P7から</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図を第3.2-1図に、設備構成を第3.2-1表に示す。</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備の系統概要を明確化したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>
	<p>第 3.2-1 図 液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図</p>	<p>「<u>分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等</u>」の指す内容は、後段の「3.2(2)a.(a)イ.(イ)i. 分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等」で示している。</p> <p>「<u>管理区域内で発生</u></p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
	<p><u>廃油保管室の廃油保管エリアの概要図については、当該設備を申請する次回以降において詳細を説明する。</u></p>		<p>する空調機器ドレン水等」の指す内容は、後段の「3.2(2)a.(a)イ.(イ)iii. 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等」で示している。</p> <p>低レベル廃液処理設備の詳細な系統構成については、第2回申請の1項新規の添付図面の「第2.3.1.1.1.1-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図(0172-01)」から「第2.3.1.1.1.1-6図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図(0172-06)」に示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>5.1.2.1 低レベル廃液処理設備</p> <p>低レベル廃液処理設備は、検査槽，ろ過処理オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理オープンポートボックス，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。 P52 へ</p> <p>低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物进行处理するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。 P54, 55, 60, 63 へ</p> <p>排水口は，低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり，燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。</p> <p>また，低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</p>	<p>a. 低レベル廃液処理設備</p> <p><u>低レベル廃液処理設備は，検査槽，ろ過処理オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理オープンポートボックス，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。</u></p> <p><u>低レベル廃液処理設備は，液体状の放射性廃棄物进行处理するために必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>低レベル廃液処理設備は，核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液等，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を検査槽に受け入れ，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液貯槽に送液する設計とする。</u></p> <p><u>廃液貯槽で受け入れた廃液は，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。</u></p> <p><u>排水口は，低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり，燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。</u></p> <p><u>また，低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には，分析設備から発生する廃液等，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</u></p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備の設備構成を明確化したものであり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>「分析設備から発生する廃液等」の指す内容は，「分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等」と同様であり，後段の「3.2(2)a. (a) イ.(イ) i. 分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等」で示している。</p> <p>「管理区域内で発生する空調機器ドレン水等」の指す内容は，後段の「3.2(2)a. (a) イ.(イ) iii. 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等」で示している。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p><u>低レベル廃液処理設備は、分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う設計とする。</u></p> <p><u>検査槽は、核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液等及び放出管理分析設備から発生する廃液と管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して受け入れる設計とする。</u></p> <p><u>オープンポートボックスは、装置の保守又は修理の際に汚染管理のために設ける設計とする。</u></p> <p><u>ろ過処理装置は、ろ過材及びフィルタを用いたろ過処理を行う設計とする。</u></p> <p><u>吸着処理装置は、吸着剤及びフィルタを用いた吸着処理を行う設計とする。</u></p> <p><u>廃液貯槽は、検査槽で受け入れた廃液又は検査槽から必要に応じてろ過処理若しくは吸着処理が行われた廃液を受け入れる設計とする。</u></p> <p><u>なお、検査槽、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽では必要に応じ、希釈処理を行う設計とする。</u></p> <p><u>また、廃液貯槽の廃液は必要に応じ、ろ過処理又は吸着処理を行う設計とする。</u></p>	<p>低レベル廃液処理設備で取り扱う廃液を明確化したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の設備構成を明確化したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p>5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P59 へ</p>	<p>b. 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p><u>廃油保管室の廃油保管エリアについては、当該設備を申請する次回以降において詳細を説明する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>
<p>5.1.2.3 海洋放出管理系</p> <p>海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P57 へ</p> <p>海洋放出管理系は、MOX 燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX 燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第 1 放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第 1 海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系のうち、MOX 燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。</p>	<p>c. 海洋放出管理系</p> <p><u>海洋放出管理系については、当該設備を申請する次回以降において詳細を説明する。</u></p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX 燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、検査槽，ろ過処理オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理オープンポートボックス，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。</p> <p>P49 から</p>	<p>第 3.2-1 表 液体廃棄物の廃棄設備の設備構成</p> <p>a. <u>低レベル廃液処理設備</u></p> <p>(a) <u>イオン系廃液検査槽</u> 数量 2 基</p> <p>(b) <u>イオン系廃液検査槽ポンプ</u> 数量 2 基</p> <p>(c) <u>固体系廃液検査槽</u> 数量 2 基</p> <p>(d) <u>固体系廃液検査槽ポンプ</u> 数量 2 基</p> <p>(e) <u>ろ過処理オープンポートボックス</u> 数量 1 基</p> <p>(f) <u>ろ過処理前槽</u> 数量 1 基</p> <p>(g) <u>ろ過処理前槽ポンプ</u> 数量 1 基</p> <p>(h) <u>第1ろ過処理装置</u> 数量 1 基</p> <p>(i) <u>第2ろ過処理装置</u> 数量 1 基</p> <p>(j) <u>精密ろ過装置</u> 数量 1 基</p> <p>(k) <u>限外ろ過装置</u> 数量 1 基</p> <p>(l) <u>ろ過処理後槽</u> 数量 1 基</p> <p>(m) <u>ろ過処理後槽ポンプ</u> 数量 1 基</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備の設備構成を明確化したものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p>(n) <u>吸着処理オープンポートボックス</u>                      数量 1 基</p> <p>(o) <u>吸着処理前槽</u>                      数量 1 基</p> <p>(p) <u>吸着処理前槽ポンプ</u>                      数量 1 基</p> <p>(q) <u>吸着処理塔</u>                      数量 2 基</p> <p>(r) <u>吸着処理後槽</u>                      数量 1 基</p> <p>(s) <u>吸着処理後槽ポンプ</u>                      数量 1 基</p> <p>(t) <u>廃液貯槽</u>                      数量 3 基</p> <p>(u) <u>廃液貯槽ポンプ</u>                      数量 2 基</p> <p>(v) <u>主配管 (低レベル廃液処理系)</u>                      数量 1 式</p> <p>b. <u>廃油保管室の廃油保管エリア</u>  <u>廃油保管室の廃油保管エリアについては、</u>  <u>当該設備を申請する次回以降において詳細を</u>  <u>説明する。</u></p> <p>c. <u>海洋放出管理系</u>  <u>海洋放出管理系については、当該設備を申</u>  <u>請する次回以降において詳細を説明する。</u></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

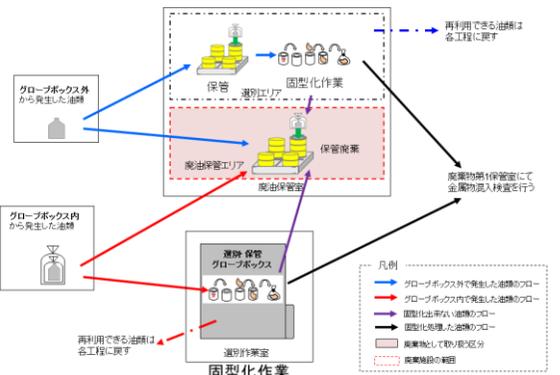
MOX 燃料加工施設	発電炉		備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p style="text-align: right;">P7 から</p> <p>廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。 排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P7 から</p> <p style="text-align: right;">P49 から</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p>	<p>(2) 設計方針</p> <p>a. 液体廃棄物の処理能力及び保管廃棄能力</p> <p>(a) 処理方法</p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50 マイクロシーベルト/年)(以下「線量目標値指針」という。)を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる設計とする。</u></p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備においては、燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を回収し、必要に応じて希釈、ろ過又は吸着の処理をした上で再処理施設の低レベル廃液処理建屋へ送液するとともに、管理区域内で発生する油類を保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>管理区域内で発生する液体廃棄物の処理及び管理区域内で発生する油類廃棄物の処理について、以下に示す。</u></p> <p>イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理</p> <p>(イ) 燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物</p> <p><u>燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を以下に示す。</u></p> <p><u>これらの液体廃棄物は、低レベル廃液処理設備にて必要に応じて希釈、ろ過又は吸着の処理をした上で海洋放出管理系にて放出する。</u></p>	<p>3.1 処理方法</p> <p style="text-align: right;">P3 から</p> <p><u>放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」各条(第 2 条第 7 号及び 8 号、第 30 条並びに第 31 条)及び「発電用原子力設備に関する放射線による生体実効線量等の技術基準を定める告示」(以下「技術基準」という)を遵守するとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</u></p> <p><u>液体廃棄物はその発生源により、機器ドレン廃液、床ドレン廃液、化学廃液、洗濯廃液等に分類され、それぞれ機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理系及び洗濯廃液処理系で処理する。</u></p> <p><u>機器ドレン処理系に導かれた機器ドレン廃液等は、ろ過装置、脱塩装置によって処理</u></p>	<p>「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放出する放射性物質を低減できる設計方針は発電炉と同様であるため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉と MOX 燃料加工施設との設備構成の違いによる液体廃棄物の発生源の相違であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p>	<p>i. 分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等  <u>分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等は、分析設備の分析済液処理装置で分析済みの溶液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が十分に低い廃液又は、通常放射性物質が含まれていない試薬調整器具の洗浄水、余った試薬、前処理の廃液及び分析後の廃液(グローブボックス外の試薬準備室で使用したもの)である。</u></p> <p>ii. 放出管理分析設備から発生する廃液  <u>放出管理分析設備から発生する廃液は、試料の前処理で使用した器具の洗浄水、余った試薬、前処理の廃液、分析後の廃液、スクラバ付きフードの廃液及びそのドレン水である。</u></p> <p>iii. 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等  <u>通常放射性物質を含まない廃液(空調機器ドレン水、手洗水・シャワー水、床ドレン・消火水、純水製造機器ドレン、金相試験機器ドレンの管理区域内で発生する廃液)である。</u></p> <p>(ロ) 低レベル廃液処理設備による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理  <u>低レベル廃液処理設備は、分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等及び放出管理分析設備から発生する廃液をイオン系廃液検査槽に受け入れ、イオン系廃液検査槽ポンプにて吸着処理前槽又は廃液貯槽に送液する設計とする。</u>  <u>また、空調機器ドレン水等は固体系廃液検査槽に受け入れ、固体系廃液検査槽ポンプにてろ過処理前槽又は廃液貯槽に送液する設計とする。</u></p>	<p>する。  <u>床ドレン処理系へ導かれた床ドレン廃液は、再生廃液処理系に移送し濃縮処理するか、または床ドレン処理系のろ過装置で処理する。</u>  <u>再生廃液処理系に導かれた化学廃液等は、中和後、濃縮装置によって処理する。</u>  <u>濃縮処理の際発生した濃縮廃液は、固体廃棄物として処理し、発生蒸気は凝縮後、機器ドレン処理系に移送する。</u>  <u>各処理系で処理された廃液は原則として、回収、再使用するが、放射性物質濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放出する場合もある。</u>  <u>洗濯廃液処理系に導かれた洗濯廃液は、ろ過装置によって処理した後、放射性物質濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放出する。</u></p> <p>発電炉と MOX 燃料加工施設との設備構成の違いによる液体廃棄物の処理方法の相違であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p>とする。</p> <p><u>吸着処理前槽で受け入れた廃液は、吸着処理前槽ポンプにて吸着処理オープンポートボックス内の吸着処理塔で吸着処理を行い、吸着処理後槽に送液する設計とする。なお、吸着処理にて想定している液体廃棄物に含まれる放射性物質はイオン状態であり、吸着処理塔は液体廃棄物に含まれるイオン状態の放射性物質を吸着剤に吸着させ放射性物質の濃度を低減する設計とする。その際、吸着処理は吸着剤にイオン状態の放射性物質が吸着する適切な流量にて送液する設計とする。</u></p> <p><u>吸着処理後槽で受け入れた廃液は、吸着処理後槽ポンプにてろ過処理前槽、廃液貯槽又は吸着処理前槽に送液する設計とする。</u></p> <p><u>ろ過処理前槽で受け入れた廃液は、ろ過処理前槽ポンプにてろ過処理オープンポートボックス内の第1ろ過処理装置、第2ろ過処理装置、精密ろ過装置及び限外ろ過装置でろ過処理を行い、ろ過処理後槽に送液する設計とする。なお、ろ過処理にて想定している液体廃棄物に含まれる放射性物質の形状は 10<math>\mu</math>m 未満(主に、0.2~0.4<math>\mu</math>m 程度)のコロイド状態の粒子であり、精密ろ過装置はろ過径 1<math>\mu</math>m 程度のろ過材にて、限外ろ過装置はろ過径 0.01<math>\mu</math>m 程度のろ過材にて液体廃棄物に含まれるコロイド状態の放射性物質を高次ろ過し放射性物質の濃度を低減する設計とする。第1ろ過処理装置及び第2ろ過処理装置は液体廃棄物に含まれる油分等を吸着剤に吸着させ除去する設計とする。その際、ろ過処理はろ過材でコロイド状態の放射性物質を高次ろ過及び油分等の除去ができる適切な流量にて送液する設計とする。</u></p> <p><u>ろ過処理後槽で受け入れた廃液は、吸着処</u></p>	<p>「油分等」の指す内容は、ノルマルヘキサン抽出物質及び浮遊物質を指しており、廃液中に含まれる化学物質の成分の</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>
<p>5.1.2.3 海洋放出管理系</p> <p>海洋放出管理系は、MOX 燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX 燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第 1 放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第 1 海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。</p>	<p>理後槽ポンプにて廃液貯槽、吸着処理前槽又はろ過処理前槽に送液する設計とする。</p> <p>廃液貯槽で受け入れた廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、廃液貯槽ポンプにて排水口から排出する設計とする。</p> <p>なお、排水口は燃料加工建屋地下 3 階液体廃棄物処理第 3 室に 1 基設置する設計とする。</p> <p>低レベル廃液処理設備の系統構成については、第 2 回申請の 1 項新規の添付図面の「第 2.3.1.1.1.1-1 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図(0172-01)」から「第 2.3.1.1.1.1-6 図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図(0172-06)」に示す。</p> <p>P51 から</p> <p>(ハ) 海洋放出管理系による液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の処理</p> <p>海洋放出管理系による液体廃棄物(油類を除く。)の処理については、海洋放出管理系を申請する次回以降において詳細を説明する。</p>	<p>総称として示している。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</p> <p>固型化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。</p>	<p>ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の処理及び保管廃棄</p> <p>(イ) 管理区域で発生する油類廃棄物</p> <p><u>管理区域で発生する油類廃棄物は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を廃棄物としたものである。</u></p> <p><u>管理区域で発生する油類については、使用頻度が少なく混合物が少ない油類については再利用する設計とする。再利用しない油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化する油類は所定の金属容器に収納し、廃油保管室の選別エリア又は選別作業室の選別・保管グローブボックスにて、油類と吸着剤を混合して固型化する設計とする。</u></p> <p><u>なお、固型化した油類の取扱いについては、「3.3 固体廃棄物の廃棄設備」に示す。</u></p> <p><u>油類のうち固型化しない油類については、ドラム缶又は金属製容器に封入し、廃油保管室の廃油保管エリアで油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>また、放射性物質に汚染された又は汚染のおそれがあるとみなされた油類廃棄物は、ドラム缶又は金属製容器に封入し、廃油保管室の廃油保管エリアに保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>油類の選別及び保管廃棄までの処理フローを第 3.2-2 図に示す。</u></p>		MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。
	P8 から		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p data-bbox="548 742 683 790">P51 から</p> <p data-bbox="107 794 676 970">5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア                  保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。                  廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p>	 <p data-bbox="705 622 1265 694"><u>第 3.2-2 図 油類の選別及び保管廃棄までの処理フロー</u></p> <p data-bbox="705 766 1265 989">(ロ) 廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄  <u>廃油保管室の廃油保管エリアによる油類廃棄物の保管廃棄については、廃油保管室の廃油保管エリアを申請する次回以降において詳細を説明する。</u></p>	<p data-bbox="1870 829 2139 901">後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																																																											
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類 V-1-4</p>	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p>																																																											
<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備  <b>廃棄施設のうち</b>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p>	<p>(b) 液体廃棄物の発生量及び放出量                  イ. 管理区域内で発生する液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の発生量及び放出量  <b>(イ) 管理区域内で発生する液体廃棄物の発生量</b>                  放射性液体廃棄物の<b>推定年間</b>発生量の平均としては、分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等の約 200m<sup>3</sup>/年及び管理区域内で発生する空調機器ドレン水等の約 1400m<sup>3</sup>/年を考慮し、合計 1600m<sup>3</sup>/年に希釈処理による希釈水発生量として、1100m<sup>3</sup>/年を考慮する。                  また、上記の平均に加え、トラブル対応や空調機器ドレン水の発生量の変動を考慮し、<b>放射性液体廃棄物の推定年間発生量は 3000m<sup>3</sup>/年とする。</b>                  第 3.2-2 表に詳細を示す。</p>	<p>3.2 液体廃棄物の発生量及び放出量                  液体廃棄物の推定発生量を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1294 316 1845 491"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>推定発生量</th> <th>推定環境放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器ドレン</td> <td>約 180m<sup>3</sup>/d</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>床ドレン, 化学廃液</td> <td>約 40m<sup>3</sup>/d</td> <td>約 4,000m<sup>3</sup>/y (約 0.04 Ci/y)</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液</td> <td>約 15m<sup>3</sup>/d</td> <td>約 5,500m<sup>3</sup>/y (約 0.01 Ci/y)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	推定発生量	推定環境放出量	機器ドレン	約 180m <sup>3</sup> /d	0	床ドレン, 化学廃液	約 40m <sup>3</sup> /d	約 4,000m <sup>3</sup> /y (約 0.04 Ci/y)	洗濯廃液	約 15m <sup>3</sup> /d	約 5,500m <sup>3</sup> /y (約 0.01 Ci/y)																																															
種類	推定発生量	推定環境放出量																																																											
機器ドレン	約 180m <sup>3</sup> /d	0																																																											
床ドレン, 化学廃液	約 40m <sup>3</sup> /d	約 4,000m <sup>3</sup> /y (約 0.04 Ci/y)																																																											
洗濯廃液	約 15m <sup>3</sup> /d	約 5,500m <sup>3</sup> /y (約 0.01 Ci/y)																																																											
<p>P7 から</p>																																																													
<p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p>	<p>第 3.2-2 表 MOX 燃料加工施設から発生する廃液量</p> <table border="1" data-bbox="698 922 1267 1471"> <caption>第3.2-2表 MOX燃料加工施設から発生する廃液量</caption> <thead> <tr> <th>廃液の種類</th> <th>発生場所</th> <th>年間発生量</th> <th>推定年間発生量</th> <th>日間発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等</td> <td>分析済液処理廃液</td> <td>分析第3室</td> <td>約105m<sup>3</sup>/年</td> <td rowspan="2">約200m<sup>3</sup>/年</td> <td rowspan="2">約0.5m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>器具洗浄水 余った試薬 前処理の廃液 分析後の廃液(グロ ープボックス外の 試薬準備室で使用 したもの)</td> <td>顕微鏡室 試薬準備室</td> <td>約15m<sup>3</sup>/年</td> </tr> <tr> <td>放出管理分析設備から発生する廃液</td> <td>器具洗浄水 余った試薬 前処理の廃液 分析後の廃液 スクラップ付きフ ードの廃液及びその ドレン水</td> <td>放管試料前 処理室</td> <td>約80m<sup>3</sup>/年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理区域内で発生する空調機器ドレン水等</td> <td>一次冷却水</td> <td>ペレット加工第2室, スクラップ処理室</td> <td>約25m<sup>3</sup>/年</td> <td rowspan="2">約1400m<sup>3</sup>/年</td> <td rowspan="2">約4m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>空調機器ドレン水</td> <td>ローカルクーラー(ペレット加工第2室等)</td> <td>約1370m<sup>3</sup>/年</td> </tr> <tr> <td>金相試験室</td> <td>金相試験廃液</td> <td>金相試験室</td> <td>約5m<sup>3</sup>/年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>合計</td> <td>約1600m<sup>3</sup>/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>希釈処理水</td> <td>約1100m<sup>3</sup>/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>非常作業<sup>*1</sup>, トラブル対応<sup>*2</sup>, 空調機器ドレン水の発生量の変動<sup>*3</sup></td> <td>約300m<sup>3</sup>/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>推定年間発生量</td> <td>3,000m<sup>3</sup>/年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃液の種類	発生場所	年間発生量	推定年間発生量	日間発生量	分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等	分析済液処理廃液	分析第3室	約105m <sup>3</sup> /年	約200m <sup>3</sup> /年	約0.5m <sup>3</sup> /日	器具洗浄水 余った試薬 前処理の廃液 分析後の廃液(グロ ープボックス外の 試薬準備室で使用 したもの)	顕微鏡室 試薬準備室	約15m <sup>3</sup> /年	放出管理分析設備から発生する廃液	器具洗浄水 余った試薬 前処理の廃液 分析後の廃液 スクラップ付きフ ードの廃液及びその ドレン水	放管試料前 処理室	約80m <sup>3</sup> /年			管理区域内で発生する空調機器ドレン水等	一次冷却水	ペレット加工第2室, スクラップ処理室	約25m <sup>3</sup> /年	約1400m <sup>3</sup> /年	約4m <sup>3</sup> /日	空調機器ドレン水	ローカルクーラー(ペレット加工第2室等)	約1370m <sup>3</sup> /年	金相試験室	金相試験廃液	金相試験室	約5m <sup>3</sup> /年						合計	約1600m <sup>3</sup> /年					希釈処理水	約1100m <sup>3</sup> /年					非常作業 <sup>*1</sup> , トラブル対応 <sup>*2</sup> , 空調機器ドレン水の発生量の変動 <sup>*3</sup>	約300m <sup>3</sup> /年					推定年間発生量	3,000m <sup>3</sup> /年		<p>「分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等」の指す内容は、前段の「3.2(2)a.(a)イ.(イ)i. 分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等」で示している。</p> <p>「管理区域内で発生する空調機器ドレン水等」の指す内容は、前段の「3.2(2)a.(a)イ.(イ)iii. 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等」で示している。</p> <p>「ローカルクーラー(ペレット加工第2室等)」の指す内容は、制御第1室, 分析第1室, 輸送容器保管室等であり、ここでは空調機器ドレン水がローカルクーラーから発生することを示</p>
廃液の種類	発生場所	年間発生量	推定年間発生量	日間発生量																																																									
分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等	分析済液処理廃液	分析第3室	約105m <sup>3</sup> /年	約200m <sup>3</sup> /年	約0.5m <sup>3</sup> /日																																																								
	器具洗浄水 余った試薬 前処理の廃液 分析後の廃液(グロ ープボックス外の 試薬準備室で使用 したもの)	顕微鏡室 試薬準備室	約15m <sup>3</sup> /年																																																										
放出管理分析設備から発生する廃液	器具洗浄水 余った試薬 前処理の廃液 分析後の廃液 スクラップ付きフ ードの廃液及びその ドレン水	放管試料前 処理室	約80m <sup>3</sup> /年																																																										
管理区域内で発生する空調機器ドレン水等	一次冷却水	ペレット加工第2室, スクラップ処理室	約25m <sup>3</sup> /年	約1400m <sup>3</sup> /年	約4m <sup>3</sup> /日																																																								
	空調機器ドレン水	ローカルクーラー(ペレット加工第2室等)	約1370m <sup>3</sup> /年																																																										
金相試験室	金相試験廃液	金相試験室	約5m <sup>3</sup> /年																																																										
			合計	約1600m <sup>3</sup> /年																																																									
			希釈処理水	約1100m <sup>3</sup> /年																																																									
			非常作業 <sup>*1</sup> , トラブル対応 <sup>*2</sup> , 空調機器ドレン水の発生量の変動 <sup>*3</sup>	約300m <sup>3</sup> /年																																																									
			推定年間発生量	3,000m <sup>3</sup> /年																																																									
<p>P49 から</p>																																																													

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
	<p>*1 非定常時に発生する廃液 非定常の保守で発生する廃液(一次冷却水及び2次冷却水の交換)。なお、建屋外から建屋内へ浸透する湧水は、建屋外壁の防水処理、建屋外近傍へのサブドレンピットの設置並びに開口部の止水処理の対策により定常的に発生することはないが、何らかの理由で地下3階下2重スラブ内での湧水の発生。</p> <p>*2 トラブル対応 汚染事故による除染室からの除染水。</p> <p>*3 空調機器ドレン水の発生量の変動 空調機器ドレン水の発生量については、通常運転状態から想定されるは発生量を想定しているが、推定年間発生量の設定(3,000m<sup>3</sup>/年)にあたっては、季節による空調機器ドレン水の発生量の変動も考慮。</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の年間放出量</p> <p>i. 放射性物質の推定条件 放射性物質量の推定に当たってより厳しい評価となるように、排水口から排出される排水中に含まれる放射性物質の濃度を各核種の線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度に対する割合の和が0.5となる濃度とし、プルトニウム富化度は二次混合後の最大富化度である18%として評価する。</p> <p>ii. 核種 年間放出量の算定に用いる主要核種は、「3.1.1(2)a.(b)イ.(ロ)核種」と同じとする。</p> <p>iii. 年間放出量 液体廃棄物の廃棄設備からの放射性物質の推定年間放出量は、上記i.及びii.の排水口</p>	<p>すことが主旨であることから当該箇所では「等」の記載を用いた。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考						
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)						
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、油類は、<u>固化化する油類と固化化しない油類に分類し、固化化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u></p>	<p>における排水中の放射性物質の濃度に放射性液体廃棄物の推定年間発生量 3000m<sup>3</sup> を乗じた値とし、Pu(α)*<sup>1</sup> は約 4.6×10<sup>6</sup>Bq/年、Pu(β)*<sup>2</sup> は約 8.0×10<sup>7</sup>Bq/年とする。</p> <p>上記 i. 及び ii. の排水口における排水中の放射性物質の濃度を第 3.2-3 表に示す。</p> <p>第 3.2-3 表 排水口における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>第 3.2-3 表 排水口における排水中の放射性物質の濃度</p> <table border="1" data-bbox="750 555 1191 639"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu(α)*<sup>1</sup></td> <td>1.6×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>Pu(β)*<sup>2</sup></td> <td>2.7×10<sup>-2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 Pu-238, Pu-239, Pu-240, Pu-242 及び Am-241                  *2 Pu-241</p> <p>ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量</p> <p><u>管理区域内で発生する油類廃棄物の推定年間発生量は、粉末調整工程から発生する機械油、燃料集合体組立工程から発生する機械油、分析設備から発生する有機溶媒等で約 5 本/年(200L ドラム缶換算)である。</u></p>	核種	放射性物質の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	Pu(α)* <sup>1</sup>	1.6×10 <sup>-3</sup>	Pu(β)* <sup>2</sup>	2.7×10 <sup>-2</sup>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>「有機溶媒等」の指す内容は、ペレット加工工程から発生する機械油及び放射線管理設備から発生する有機溶媒等であるが、ここでは油類廃棄物の発生元の概要</p>
核種	放射性物質の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )							
Pu(α)* <sup>1</sup>	1.6×10 <sup>-3</sup>							
Pu(β)* <sup>2</sup>	2.7×10 <sup>-2</sup>							

P8 から

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考	
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p style="text-align: right;">P7 から</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P49 から</p>	<p>(c) 液体廃棄物の管理及び測定監視 イ. 液体廃棄物の管理 (イ) 液廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液貯槽で受け入れた廃液の試料採取を行い、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質の濃度が「<u>線量告示</u>」に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であること、濃度から推定される放出量が放射性液体廃棄物による公衆の線量評価に用いている年間放出量を下回っていることを排出の都度確認した後、<u>排水口から排出する設計とする。</u></p> <p>なお、放射線液体廃棄物の推定年間発生量及び排水口における排水中の放射性物質の濃度はそれぞれ 3000m<sup>3</sup>/年及び第 3.2-3 表 排水口における排水中の放射性物質の濃度を超えないことを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>3.3 放出管理と測定監視 (1) 放出管理</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、あらゆる場合、一時、サンプルタンクに貯留した後、廃液中の放射性物質濃度を測定し、排水口における放射性物質濃度が「<u>技術基準</u>」に定める周辺監視区域外における水中許容濃度を超えないようにするとともに「<u>発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針</u>」に基づき、<u>放射性液体廃棄物の放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。</u></p>	<p>を示すため、当該箇所では「等」の記載を用いた。</p> <p>発電炉と MOX 燃料加工施設で、周辺監視区域外の水中の濃度限度に対する要求が異なるため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>また、発電炉で放出管理目標値を設定することに対しては、MOX 燃料加工施設では「3.2(2)a.(a)処理方法」のとおり線量目標値を参考に設計することとしており、放射性物質の放出管理方針について新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、油類は、<u>固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">P8 から</p> <p>5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</p> <p>(2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</p> <p>(3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</p>	<p>(ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理</p> <p><u>油類廃棄物は、ドラム缶(200L)に封入し、廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する。その際、保管廃棄容量は消防法で定める危険物の規制に基づき指定数量未満となるように保管及び管理をする。</u></p> <p><u>なお、油類廃棄物を封入するドラム缶は、以下の事項を考慮したドラム缶を使用することを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>(1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</u></p> <p><u>(2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</u></p> <p><u>(3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口から排出した排水は、<a href="#">海洋放出管理系</a>から海洋へ放出する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">P7 から</p> <p style="text-align: right;">P8 から</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</p> <p>なお、<a href="#">液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針</a>については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p>	<p>ロ. 測定監視</p> <p>MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和 53 年 9 月 29 日原子力委員会決定)を参考に、廃液貯槽で受け入れた廃液の試料採取を行い、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質の濃度が「線量告示」に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であること、濃度から推定される放出量が放射性液体廃棄物による公衆の線量評価に用いている年間放出量を下回っていることを監視する。</p> <p>なお、放出管理分析設備の詳細については、「<a href="#">V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</a>」に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止</p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</u></p> <p><u>なお、低レベル廃液処理設備の逆流防止に係る設計方針は、「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」の「3.9(5) 逆流の防止」に示す。</u></p> <p><u>海洋放出管理系の逆流防止に係る設計方針については、海洋放出管理系の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>(2) 測定監視</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づき上記(1)に記述した如く液体廃棄物を環境に放出する場合には、事前にタンク内の廃棄放射能をサンプリングにより測定し、放出の適否を確認する。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止に係る設計方針を示しており、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
<p>液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</p> <p>なお、<u>液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針</u>については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p>	<p>c. <u>液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止</u></p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</u></p> <p><u>なお、低レベル廃液処理設備の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」の「3.9(7) 堰等による漏えい拡大防止」に示す。</u></p> <p><u>海洋放出管理系の逆流防止に係る設計方針については、海洋放出管理系の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>		<p>液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止に係る設計方針を示しており、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>
	P9 から		

MOX 燃料加工施設	発電炉		備考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
	<p>3.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>固体廃棄物の廃棄設備については、固体廃棄物の廃棄設備を申請する次回以降において詳細を説明する。</u></p>	<p>4. 固体廃棄物の処理</p> <p>4.1 処理方法</p> <p><u>固体廃棄物処理設備は、雑固体廃棄物焼却設備、固化装置、濃縮廃液の減容固化設備、雑固体廃棄物の減容装置等からなる。</u></p> <p><u>使用済み樹脂、廃スラッジは、貯蔵タンク内に貯蔵し放射能を減衰させるが、将来ドラム缶内に固化すること等を考慮する。</u></p> <p><u>濃縮廃液は、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて廃棄物処理建屋の減容固化体貯蔵室に保管するか、または、そのまま固化材と混合してドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>可燃性の雑固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備で焼却処理し、焼却灰はドラム缶に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>不燃性の雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは必要に応じて圧縮減容し、ドラム缶に詰める等放射性物質が飛散しないような措置を講じて、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>使用済制御棒等主として炉心から取り出された固体廃棄物は、一時、燃料プールに貯蔵した後、移送容器に収納して廃棄物処理建屋に運搬し、サイトバンカプール内に貯蔵す</u></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																																																												
基本設計方針	添付書類 V-1-4	備考																																																												
	<p>添付書類 認可 083(19831011)</p> <p>る。  <u>なお、雑固体廃棄物焼却設備、固体廃棄物貯蔵庫は、東海発電所と共用する。</u>  <u>また、これらを最終的に処分する場合には、関係官庁の承認を受ける。</u></p> <p>4.2 固体廃棄物の発生源と推定発生量  <u>固体廃棄物の発生源及び発生推定量は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 608 1848 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="3">年 間 発 生 量</th> </tr> <tr> <th>個 数</th> <th>体積(m<sup>3</sup>)</th> <th>2000ドラ △缶相当 (本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用済 樹脂</td> <td>原子炉浄化系フィルタ脱塩装置</td> <td>二</td> <td>約7</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却系フィルタ脱塩装置</td> <td>二</td> <td>約2</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>復水脱塩装置</td> <td>二</td> <td>約12</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理系脱塩装置</td> <td>二</td> <td>約3</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃スラ ッジ</td> <td>液体廃棄物処理系助材型ろ過装置</td> <td>二</td> <td>(約1) ※1</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置</td> <td>二</td> <td>約16</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃 液</td> <td>液体廃棄物処理系濃縮装置</td> <td>二</td> <td>約200</td> <td>(約30m<sup>3</sup>) ※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雑固体 廃棄物</td> <td>可燃性雑固体廃棄物焼却灰</td> <td>二</td> <td>約8</td> <td>約40</td> </tr> <tr> <td>不燃性雑固体廃棄物</td> <td>二</td> <td>約300</td> <td>約1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済 制御棒 等</td> <td>制御棒</td> <td>約19本</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス</td> <td>約200個</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>発生量不定</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	年 間 発 生 量			個 数	体積(m <sup>3</sup> )	2000ドラ △缶相当 (本)	使用済 樹脂	原子炉浄化系フィルタ脱塩装置	二	約7	二	燃料プール冷却系フィルタ脱塩装置	二	約2	二	復水脱塩装置	二	約12	二	液体廃棄物処理系脱塩装置	二	約3	二	廃スラ ッジ	液体廃棄物処理系助材型ろ過装置	二	(約1) ※1	二	液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置	二	約16	二	濃縮廃 液	液体廃棄物処理系濃縮装置	二	約200	(約30m <sup>3</sup> ) ※2	雑固体 廃棄物	可燃性雑固体廃棄物焼却灰	二	約8	約40	不燃性雑固体廃棄物	二	約300	約1,500	使用済 制御棒 等	制御棒	約19本	二	二	チャンネルボックス	約200個	二	二	その他	発生量不定	二	二	
種 類	年 間 発 生 量																																																													
	個 数	体積(m <sup>3</sup> )	2000ドラ △缶相当 (本)																																																											
使用済 樹脂	原子炉浄化系フィルタ脱塩装置	二	約7	二																																																										
	燃料プール冷却系フィルタ脱塩装置	二	約2	二																																																										
	復水脱塩装置	二	約12	二																																																										
	液体廃棄物処理系脱塩装置	二	約3	二																																																										
廃スラ ッジ	液体廃棄物処理系助材型ろ過装置	二	(約1) ※1	二																																																										
	液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置	二	約16	二																																																										
濃縮廃 液	液体廃棄物処理系濃縮装置	二	約200	(約30m <sup>3</sup> ) ※2																																																										
雑固体 廃棄物	可燃性雑固体廃棄物焼却灰	二	約8	約40																																																										
	不燃性雑固体廃棄物	二	約300	約1,500																																																										
使用済 制御棒 等	制御棒	約19本	二	二																																																										
	チャンネルボックス	約200個	二	二																																																										
	その他	発生量不定	二	二																																																										

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 V-1-4	添付書類 認可 083(19831011)	
		<p>※1 <u>通常における機器ドレン廃液の処理は非助材型ろ過装置で行うので、助材型ろ過装置からの廃スラッジの発生はないが、ここでは年間の機器ドレン廃液推定発生量の1%程度を助材型ろ過装置で処理する場合を想定して発生量を推定した。</u></p> <p>※2 <u>造粒固化体としての発生量である。</u></p>	

## 別紙4－2

# 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書(気体廃棄物の廃棄設備)[1項 新規]

本添付資料は、気体廃棄物の廃棄設備の設備別記載事項の設定根拠に関する説明書を示す。

V - 1 - 1 - 3 - 4 - 1

設備別記載事項の設定根拠に関する  
説明書（気体廃棄物の廃棄設備）

目 次

	ページ
1. 概要 .....	1
2. 設備別記載事項の設定根拠に関する設定方針 .....	1
2.1 ファン .....	1
2.2 フィルタ .....	2
2.3 主配管 .....	4
2.4 機械装置 .....	5

別紙1 気体廃棄物の廃棄設備の各仕様の設定根拠

1. 概要

本資料は、放射性廃棄物の廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備に属する設備・機器で仕様表に記載する事項が通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時に要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明する。

2. 設備別記載事項の設定根拠に関する設定方針

気体廃棄物の廃棄設備に属する設備・機器についての機種ごとの仕様表記載事項の設定根拠を以下に示す。また、設備・機器の各仕様に対する設定根拠を別紙1に示す。

2.1 ファン

(1) 容量の設定根拠

部屋及びグローブボックス又はオープンポートボックス（以下「グローブボックス等」という。）において、冷暖房、換気回数及び負圧維持等に必要となる風量のうち最大となる風量を必要風量として選択し、それらの風量を全てに対し積算した風量を上回る風量を設定する。…………… 2.1(1)①

(2) 原動機出力の設定根拠

下記の式により決定し、ファンの原動機出力は軸動力を上回る原動機出力とする。

$$L = \frac{L_T}{\eta_T/100} = \frac{\frac{\kappa}{\kappa-1} \times \frac{P_{T1} \times Q_1}{6 \times 10^4} \times \left\{ \left( \frac{P_{T2}}{P_{T1}} \right)^{\frac{\kappa-1}{\kappa}} - 1 \right\}}{\eta_T/100}$$

(参考文献：「送風機の試験及び検査方法」JIS B 8330:2000)

- L : 軸動力 (kW)
- L<sub>T</sub> : 全圧空気動力 (kW)
- κ : 比熱比
- Q<sub>1</sub> : 吸込空気量 (m<sup>3</sup>/min)
- P<sub>T1</sub> : 吸込口送風機絶対全圧 (Pa)
- P<sub>T2</sub> : 吐出し口送風機絶対全圧 (Pa)
- η<sub>T</sub> : 全圧効率 (%) (設計値)

以上より、ファンの原動機出力は、必要軸動力を上回るものとする。… 2.1(2)①

(3) 個数の設定根拠

部屋の負圧維持、グローブボックス等の負圧維持及び冷却に必要な個数とする。また、必要に応じて故障又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備を設置する。…………… 2.1(3)①

## 2.2 フィルタ

### (1) 効率の設定根拠

「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」(JIS Z 4812:1995)で規定される性能を基に設定する。…………… 2.2(1)①

高性能エアフィルタをフィルタユニットに装着した使用状態において、高性能エアフィルタを通らない空気(バイパスリーク)を考慮した微粒子の捕集効率であり、1段で99.97%以上(0.15 $\mu$ mDOP粒子)とし、これを直列2段とするため、総合捕集効率は99.999%以上(0.3 $\mu$ mDOP粒子)\*とする。

注記 \* : 高性能エアフィルタ直列2段時の総合捕集効率

$$\eta_2 = [1 - P1 \times (K2 \times P2)] \times 100$$

(参考文献:「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」JIS Z 4812:1995)

$\eta_2$  : 高性能エアフィルタ2段の総合捕集効率(%)

P1 : 1段目の高性能エアフィルタの透過率(%) = 1 - 0.999

P2 : 2段目の高性能エアフィルタの透過率(%) = 1 - 0.999

K2 : 2段目の高性能エアフィルタの総合透過率補正係数 = 5

$$\eta_2 = [1 - (1 - 0.999) \times (5 \times (1 - 0.999))] \times 100 = 99.999\% \dots\dots\dots 2.2(1)②$$

重大事故等対処設備として使用する場合の単体捕集効率及び総合捕集効率は、設計基準対象の施設と同仕様とする。…………… 2.2(1)③

### (2) 容量の設定根拠

部屋及びグローブボックス等の冷暖房、換気回数及び負圧維持等に必要な排気風量を上回る容量とする。…………… 2.2(2)①

重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、工程室排風機及びグローブボックス排風機が停止していることから、設計基準対象の施設として使用する場合の容量以下となり、設計基準対象の施設の最高使用圧力に包絡されるため、設計基準対象の施設として使用する場合と同仕様とする。…………… 2.2(2)②

### (3) 最高使用圧力の設定根拠

主配管(ダクト)内の運転静圧を上回る最高使用圧力とする。…………… 2.2(3)①

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、流量が設計基準対象の施設として使用する場合を下回り、設計基準対象の施設の最高使用圧力に包絡されるため、設計基準対象の施設と同仕様とする。…………… 2.2(3)②

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、火災によるグローブボックス内の温度上昇により、負圧が浅くなることから、設計基準対象の施設の最高使用圧力に包絡されるため、設計基準対象の施設と同仕様とする。…………… 2.2(3)③

(4) 最高使用温度の設定根拠

内部流体の温度を上回る最高使用温度とする。…………… 2.2(4)①

室内の温度を上回る最高使用温度とする。…………… 2.2(4)②

グローブボックス等内の温度を上回る最高使用温度とする。…………… 2.2(4)③

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用温度は、重大事故時における重大事故等対処施設であるグローブボックスを設置する工程室内の最高使用温度と同仕様とする。…………… 2.2(4)④

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用温度は、重大事故等対処施設であるグローブボックス内の最高使用温度と同仕様とする。…………… 2.2(4)⑤

(5) 個数の設定根拠

部屋及びグローブボックス等の容量を踏まえ、放射性物質の除去に必要な個数とする。また、必要に応じて故障又は保守点検時のバックアップ用として予備を設置する。…………… 2.2(5)①

重大事故等対処設備として使用する場合の個数は、故障又は保守点検時のバックアップ用を除き、設計基準対象の施設と兼用するため、設計基準対象の施設と同じ個数を設置する。…………… 2.2(5)②

## 2.3 主配管

### (1) 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象の施設として使用する場合の最高使用圧力は、主配管(ダクト)内の運転静圧を上回る設定とする。…………… 2.3(1)①

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、可搬型排風機運転時の排気の廻り込みを考慮して設定する。…………… 2.3(1)②

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、流量が設計基準対象の施設として使用する場合を下回り、設計基準対象の施設の最高使用圧力に包絡されるため、設計基準対象の施設と同仕様とする。…………… 2.3(1)③

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、工程室排風機入口手動ダンパ又は工程室排気閉止ダンパが閉止していることにより、流れはないため大気圧とする。ただし、工程室排気閉止ダンパを閉止した場合は、工程室排風機入口手動ダンパと工程室排気閉止ダンパ間の範囲は、流量が設計基準対象の施設として使用する場合を下回り、設計基準対象の施設の最高使用圧力に包絡されるため、設計基準対象の施設と同仕様とする。…………… 2.3(1)④

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ又はグローブボックス排気閉止ダンパが閉止していることより流れはないため大気圧とする。ただし、グローブボックス排気閉止ダンパを閉止した場合は、グローブボックス排風機入口手動ダンパとグローブボックス排気閉止ダンパ間の範囲は、主配管(ダクト)内の運転静圧を考慮して設定する。…………… 2.3(1)⑤

重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用圧力は、主配管(ダクト)内の運転静圧を考慮して設定する。…………… 2.3(1)⑥

設計基準対象の施設として使用する場合の最高使用圧力は、窒素ガス設備からの窒素ガス供給圧力とする。…………… 2.3(1)⑦

(2) 最高使用温度の設定根拠

- 室の温度を上回る最高使用温度とする。…………… 2.3(2)①  
 グローブボックス等内の温度を上回る最高使用温度とする。…………… 2.3(2)②  
 窒素ガスの供給温度を上回る最高使用温度とする。…………… 2.3(2)③  
 重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用温度は、重大事故時における重大事故等対処施設のグローブボックスを設置する工程室内の最高使用温度と同仕様とする。…………… 2.3(2)④  
 重大事故等対処設備として使用する場合の最高使用温度は、重大事故等対処施設のグローブボックス内の最高使用温度と同仕様とする。…………… 2.3(2)⑤

(3) 外径の設定根拠

標準流速を目安に選定して設計する。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

…………… 2.3(3)①

2.4 機械装置

(1) 個数の設定根拠

窒素ガスを冷却するために必要な個数とする。また、必要に応じて故障又は保守点検時のバックアップ用として予備を設置する。…………… 2.4(1)①

気体廃棄物の廃棄設備の各仕様の設定根拠

2.1 ファン

設備名称	仕様表仕様		根拠		
建屋排風機 (PA0171-K-111, 112, 113)	容量	98960m <sup>3</sup> /h/個* <sup>1</sup> (320000 以上* <sup>2</sup> )	C1 区域排気量	10610m <sup>3</sup> /h	2.1(1)①
			C2 区域排気量	187310m <sup>3</sup> /h	
	原動機出力	250kW/個	比熱比	1.40	2.1(2)①
			吸込空気量	■ m <sup>3</sup> /h	
			吸込口送風機絶対全圧	101325Pa	
			吐出し口送風機絶対全圧	■ Pa	
			全圧効率	■ %	
個数	3(うち1台予備)	予備を含めた必要な個数	3	2.1(3)①	
工程室排風機 (PA0171-K-301, -302)	容量	82050m <sup>3</sup> /h/個 (320000 以上* <sup>2</sup> )	C3 区域排気量	82050m <sup>3</sup> /h	2.1(1)①
			比熱比	1.40	
	原動機出力	250kW/個	吸込空気量	■ m <sup>3</sup> /h	2.1(2)①
			吸込口送風機絶対全圧	101325Pa	
			吐出し口送風機絶対全圧	■ Pa	
			全圧効率	■ %	
			個数	2(うち1台予備)	
グローブボックス排風機 (PA0171-K-401, -402)	容量	54820m <sup>3</sup> /h/個 (320000 以上* <sup>2</sup> )	グローブボックス等の排気量	54820m <sup>3</sup> /h	2.1(1)①
			比熱比	1.40	
	原動機出力	220kW/個	吸込空気量	■ m <sup>3</sup> /h	2.1(2)①
			吸込口送風機絶対全圧	101325Pa	
			吐出し口送風機絶対全圧	■ Pa	
			全圧効率	■ %	
			個数	2(うち1台予備)	
窒素循環ファン (PA0171-K-501, -502)	容量	25000m <sup>3</sup> /h/個	窒素循環量	25000m <sup>3</sup> /h	2.1(1)①
			比熱比	1.40	
	原動機出力	160kW/個	吸込空気量	■ m <sup>3</sup> /h	2.1(2)①
			吸込口送風機絶対全圧	101325Pa	
			吐出し口送風機絶対全圧	■ Pa	
			全圧効率	■ %	
			個数	2(うち1台予備)	

注記 \*1: 燃料加工建屋の汚染区分C1, C2区域の各部屋の換気, 空調及び負圧維持に必要な風量197920m<sup>3</sup>/hを2個で排気することとする。

\*2: 建屋排風機2台, 工程室排風機1台, グローブボックス排風機1台の排気量の合計を示す。

(補足)  
 ・C1区域排気量及びC2区域排気量(建屋排風機の必要風量)は, 廃棄00-02別紙4-1(廃棄1-1)による。  
 ・C3区域排気量(工程室排風機の必要風量)は, 廃棄00-02別紙4-1(廃棄1-2)による。  
 ・グローブボックス等の排気量(グローブボックス排風機の必要風量)は, 廃棄00-02別紙4-1(廃棄1-3)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

2.2 フィルタ

設備名称	仕様表仕様		根拠		
C1 区域用建屋排気フィルタユニット (PA0171-F-124 , -125, -126)	単体捕集効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	総合捕集効率	99.999% (0.3 μmDOP 粒子)	1 段目の高性能エアフィルタの透過率	0.001%	2.2(1)②
			2 段目の高性能エアフィルタの透過率	0.001%	
			2 段目の高性能エアフィルタの総合透過率補正係数	5	
	容量	5305m <sup>3</sup> /h/個	C1 区域容量	10610m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	5.25kPa	運転静圧	5.25kPa	2.2(3)①
	最高使用温度	35℃	内部流体の最高温度	35℃	2.2(4)①
個数	3	必要な個数	3	2.2(5)①	
C2 区域用建屋排気フィルタユニット (PA0171-F-127, -128, -129, -130, -131, -132, -133, -134, -135, -136, -137, -138, -139, -140, -141, -142, -143, -144, -145, -146, -147, -148, -149)	単体捕集効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	総合捕集効率	99.999% (0.3 μmDOP 粒子)	1 段目の高性能エアフィルタの透過率	0.001%	2.2(1)②
			2 段目の高性能エアフィルタの透過率	0.001%	
			2 段目の高性能エアフィルタの総合透過率補正係数	5	
	容量	8515m <sup>3</sup> /h/個	C2 区域容量	187310m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	5.25kPa	運転静圧	5.25kPa	2.2(3)①
	最高使用温度	45℃	内部流体の最高温度	45℃	2.2(4)①
個数	23	必要な個数	23	2.2(5)①	
工程室排気フィルタユニット (PA0171-F-321 , -322, -323, -324, -325, -326, -327, -328, -329, -330, -331)	単体捕集効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①③
	総合捕集効率	99.999% (0.3 μmDOP 粒子)	1 段目の高性能エアフィルタの透過率	0.001%	2.2(1)②③
			2 段目の高性能エアフィルタの透過率	0.001%	
			2 段目の高性能エアフィルタの総合透過率補正係数	5	
	容量	8205m <sup>3</sup> /h/個	C3 区域容量	82046m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①②
	最高使用圧力	6.75kPa	運転静圧	6.75kPa	2.2(3)①②
	最高使用温度	26℃	通常時における設置室の周囲温度	26℃	2.2(4)②
40℃		重大事故時における設置室の周囲温度	40℃	2.2(4)④	
個数	11	必要な個数	11	2.2(5)①②	

(補足)

・ 重大事故時における設置室の周囲温度は、重事00-02別紙4-1(重事1-1)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-21802, F-22802, F-23802, F-24802, F-25801, F-31801, F-42801, F-43801, F-44801, F-45801, PA0164-F-20801, F-20803, F-72801, F-73801, F-75802, F-76801, PA0166-F-10801, F-20801)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	40m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	40m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	18	必要な個数	18	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0143-F-16801, F-16802, F-26801, F-26802, PA0144-F-10801, F-10802, F-10805, F-10806, F-10807, F-10808, PA0145-F-20801, F-20802, PA0163-F-21801, F-22801, F-23801, F-24801, F-25802, F-26801, F-30801, F-81801, PA0164-F-20802, F-54801, F-55801, F-57801, F-70801, F-71802, F-74801, F-75801, PA0167-F-50801, F-50802, F-60801, F-60802)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	132m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	132m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	32	必要な個数	32	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80329, F-80330, PA0173-F-80401, F-80402)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	360m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	360m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	4	必要な個数	4	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0144-F-10803, F-10804, F-20803, F-20804, PA0164-F-53801, F-71801)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	132m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	132m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	6	必要な個数	6	2.2(5)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80219, F-80220)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	360m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	360m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	2	必要な個数	2	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-52801, F-52802, F-56801, F-58801, PA0167-F-30801, F-30802, F-40801, F-40802)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	360m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	360m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	8	必要な個数	8	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80217, F-80218, PA0130-F-80308, F-80309, F-80310, F-80311, F-80312, F-80313, F-80337, F-80338)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	720m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	720m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	10	必要な個数	10	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0142-F-11801, F-11802, F-21801, F-21802, PA0145-F-10801, F-10802)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	720m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	720m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	6	必要な個数	6	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0167-F-10801, F-10802)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1080m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1080m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	2	必要な個数	2	2.2(5)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80317, F-80318, F-80319, F-80320, F-80321, F-80322, F-80331, F-80332, F-80333, F-80334, F-80335, F-80336)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	3000m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	3000m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(外圧)Pa	運転静圧	980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.2(4)②
	個数	12	必要な個数	12	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0143-F-14801, F-14802, F-24801, F-24802, PA0144-F-20801, F-20802, PA0163-F-10801, F-10802, F-20801, F-20802, F-20803, F-20804, F-40801, F-40802, F-47801, F-47802, F-80801, F-80802, PA0164-F-10801, F-10802, F-50801, F-50802, F-51801, F-51802)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	132m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	132m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	24	必要な個数	24	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80327, F-80328, PA0164-F-80801, F-80802)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	360m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	360m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	4	必要な個数	4	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80202, PA0130-F-80314)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	720m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	720m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	2	必要な個数	2	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80305)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1080m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1080m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	1	必要な個数	1	2.2(5)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80303, F-80304, F-80315, F-80316)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1680m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1680m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	4	必要な個数	4	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80201, F-80203, F-80206, F-80209, F-80210, F-80211, F-80212, F-80221, F-80222, PA0130-F-80301, F-80302, F-80306, F-80307, F-80323, F-80324, F-80325, F-80326, F-80339, PA0142-F-13801)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	2400m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	2400m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	19	必要な個数	19	2.2(5)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80204, F-80205, F-80207, F-80208, F-80213, F-80214, F-80215, F-80216)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1) ①②
	容量	2400m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	2400m <sup>3</sup> /h	2.2(2) ①②
	最高使用 圧力	980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.2(3) ①③
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
		100℃	重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度	100℃	2.2(4)⑤
個数	8	必要な個数	8	2.2(5) ①②	

(補足)

・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84359, F-84360, PA0144-F-20843, F-20844, PA0145-F-20841, F-20842, PA0163-F-30841, F-30842, F-31841, F-31842, F-42841, F-42842, F-43841, F-43842, F-44841, F-44842, F-45841, F-45842, F-81841, F-81842, PA0164-F-54841, F-54842, F-55841, F-55842, F-56841, F-56842, F-57841, F-57842, F-58841, F-58842, F-72841, F-72842, PA0167-F-60841, F-60842, PA0173-F-84401, F-84402)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	132m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	132m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	3000(外圧)Pa	運転静圧	3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	36	必要な個数	36	2.2(5)①
グローブボックス排気フィルタ (PA0143-F-14841, F-14842, F-24841, F-24842, PA0144-F-20841, F-20842, PA0163-F-80841, F-80842, PA0164-F-10841, F-10842, F-80841, F-80842)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	132m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	132m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	12	必要な個数	12	2.2(5)①
グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84205, F-84206, F-84207, F-84208, PA0130-F-84309, F-84310, F-84311, F-84312, F-84329, F-84330, F-84331, F-84332, F-84357, F-84358, PA0163-F-10841, F-10842, F-20841, F-20842, F-40841, F-40842, PA0164-F-50841, F-50842)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	360m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	360m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用圧力	980(内圧)/3000(外圧) Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧) Pa	2.2(3)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	22	必要な個数	22	2.2(5)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 排気フィルタ (PA0110-F-84103, F-84104, PA0130-F- 84317, F-84318, F- 84319, F-84320, F- 84321, F-84322, F- 84323, F-84324, F- 84325, F-84326, F- 84327, F-84328, F- 84361, F-84362, PA0143-F-16841, F- 16842, PA0144-F- 10841, F-10842, PA0145-F-10841, F- 10842, F-20843, F- 20844, PA0163-F- 21841, F-21842, F- 22841, F-22842, F- 23841, F-23842, F- 24841, F-24842, F- 25841, F-25842, PA0164-F-20841, F- 20842, F-52841, F- 52842, F-53841, F- 53842, F-71841, F- 71842, F-72843, F- 72844, F-73841, F- 73842, F-75841, F- 75842, PA0166-F-10841, F- 10842, PA0167-F- 30841, F-30842, F- 40841, F-40842)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	360m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	360m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	3000(外圧)Pa	運転静圧	3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	54	必要な個数	54	2.2(5)①
	グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84201, F-84202, F-84203, F-84204, PA0130-F-84305, F- 84306, F-84307, F- 84308, F-84333, F- 84334)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上
容量		720m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	720m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
最高使用 圧力		980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3)①
最高使用 温度		60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
個数		10	必要な個数	10	2.2(5)①
グローブボックス 排気フィルタ (PA0141-F-11841, F-11842, F-21841, F-21842, PA0145-F-10843, F- 10844, PA0172-F-10841, F- 10842)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	720m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	720m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	3000(外圧)Pa	運転静圧	3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	8	必要な個数	8	2.2(5)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84209 , F-84210, F-84211, F-84212, F-84217, F-84218, F-84219, F-84220, F-84231, F-84232, F-84233, F-84234, F-84243, F-84244, F-84245, F-84246)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1080m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1080m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	16	必要な個数	16	2.2(5)①
グローブボックス 排気フィルタ (PA0165-F-01841 , F-01842, F-01843, F-01844, PA0182-F-61841, F- 61842, F-62841, F- 62842)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1080m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1080m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	3000(外圧)Pa	運転静圧	3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	8	必要な個数	8	2.2(5)①
グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84235 , F-84236, F-84237, F-84238)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1) ①③
	容量	1080m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1080m <sup>3</sup> /h	2.2(2) ①②
	最高使用 圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3) ①③
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
		100℃	重大事故の発生を想 定するグローブボッ クスの最高温度	100℃	2.2(4)⑤
個数	4	必要な個数	4	2.2(5) ①②	
グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84247 , F-84248, F-84249, F-84250, PA0130-F-84301, F- 84302, F-84303, F- 84304, F-84313, F- 84314, F-84315, F- 84316, PA0142-F-13841, F- 13842, F-13843, F- 13844)	効率	99.97%以上 (0.15 $\mu$ mDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 $\mu$ m の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1680m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1680m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	16	必要な個数	16	2.2(5)①

(補足)

・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84335 , F-84336, F-84337, F-84338, F-84339, F-84340, F-84341, F-84342, F-84343, F-84344, F-84355, F-84356, PA0167-F-10841, F- 10842, PA0182-F-63841, F- 63842, F-64841, F- 64842)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	1680m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1680m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	3000(外圧)Pa	運転静圧	3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	18	必要な個数	18	2.2(5)①
グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84213 , F-84214, F-84215, F-84216, F-84221, F-84222, F-84223, F-84224)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1) ①③
	容量	1680m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	1680m <sup>3</sup> /h	2.2(2) ①②
	最高使用 圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3) ①③
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
		100℃	重大事故の発生を想定するグローブボッ クスの最高温度	100℃	2.2(4)⑤
個数	8	必要な個数	8	2.2(5) ①②	
グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84225 , F-84226, F-84227, F-84228, F-84229, F-84230, PA0130-F-84349, F-84350, F-84351, F-84352, F-84353, F-84354)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	2400m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	2400m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	12	必要な個数	12	2.2(5)①
グローブボックス 排気フィルタ (PA0110-F-84101 , F-84102, PA0130-F- 84345, F-84346, F- 84347, PA0143-F-12841, F- 12842)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1)①
	容量	2400m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	2400m <sup>3</sup> /h	2.2(2)①
	最高使用 圧力	3000(外圧)Pa	運転静圧	3000(外圧)Pa	2.2(3)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
	個数	7	必要な個数	7	2.2(5)①

(補足)

・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 排気フィルタ (PA0120-F-84239, F-84240, F-84241, F-84242)	効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1) ①③
	容量	2400m <sup>3</sup> /h/個	必要な容量	2400m <sup>3</sup> /h	2.2(2) ①②
	最高使用 圧力	980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.2(3) ①③
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス等 の最高温度	60℃	2.2(4)③
		100℃	重大事故の発生を想 定するグローブボッ クスの最高温度	100℃	2.2(4)⑤
	個数	4	必要な個数	4	2.2(5) ①②
グローブボックス 排気フィルタ ユニット (PA0171-F-421, - 422, -423, -424, - 425, -426, -427, - 428, -429)	単体捕集 効率	99.97%以上 (0.15 μmDOP 粒子)	基準粒子径 0.15 μm の単体捕集効率	99.97%以上	2.2(1) ①③
	総合捕集 効率	99.999% (0.3 μmDOP 粒子)	1 段目の高性能エア フィルタの透過率	0.001%	2.2(1) ②③
			2 段目の高性能エア フィルタの透過率	0.001%	
			2 段目の高性能エア フィルタの総合透過 率補正係数	5	
	容量	6852m <sup>3</sup> /h/個	グローブボックス等 の容量	54813m <sup>3</sup> /h	2.2(2) ①②
	最高使用 圧力	9kPa	運転静圧	9kPa	2.2(3) ①③
	最高使用 温度	46℃	内部流体の 最高温度	46℃	2.2(4)①
		100℃	重大事故の発生を想 定するグローブボッ クスの最高温度	100℃	2.2(4)⑤
個数	9	必要な個数	9	2.2(5) ①②	

(補足)

・ 重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

2.3 主配管

設備名称	仕様表仕様		根拠				
C1 区域用建屋排気 フィルタユニット A, B, C, C2 区域用建屋排気 フィルタユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W ～ 建屋排風機 A, B, C ～ 排気筒	最高使用 圧力	2500Pa 5000Pa 8000Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa 8000Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	50℃		設置室の周囲温度		50℃	2.3(2)①
	外径	654.6mm 1456.4mm 1806.4mm 1809.0mm 2209.0mm 2306.0mm 1006.4×1256.4mm 1406.4×1406.4mm 1406.0×1406.0mm 2406.4×1806.4mm		パラメータ		*1	2.3(3)①
手動ダンパ(W5562, W5565, W5568) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 1	最高使用 圧力	500Pa 1000Pa	運転静圧	500Pa 1000Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	40℃		設置室の周囲温度		40℃	2.3(2)①
	外径	203.2mm 353.2mm 403.2mm 503.2mm		パラメータ		*2	2.3(3)①
手動ダンパ(W5572) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 2	最高使用 圧力	1500Pa	運転静圧	1500Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	40℃		設置室の周囲温度		40℃	2.3(2)①
	外径	403.2mm		パラメータ		*3	2.3(3)①
手動ダンパ(W5584) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 3	最高使用 圧力	1000Pa	運転静圧	1000Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	40℃		設置室の周囲温度		40℃	2.3(2)①
	外径	353.2mm		パラメータ		*4	2.3(3)①
手動ダンパ(W5573) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 4	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	40℃		設置室の周囲温度		40℃	2.3(2)①
	外径	203.2mm		パラメータ		*5	2.3(3)①
手動ダンパ(W5582) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 5	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	40℃		設置室の周囲温度		40℃	2.3(2)①
	外径	453.2mm		パラメータ		*6	2.3(3)①
手動ダンパ(W5775, W9099) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 6	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①		
	最高使用 温度	40℃		設置室の周囲温度		40℃	2.3(2)①
	外径	203.2mm 253.2mm 303.2mm 403.2mm		パラメータ		*7	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
手動ダンパ(W5593, W5779, W9092), ペレット加工第2室吸込口 ～ 工程室排気フィルタユニット入口ライン合流点7	最高使用圧力	1000Pa 1500Pa 2500Pa	運転静圧	1000Pa 1500Pa 2500Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①
	外径	303.2mm 353.2mm 403.2mm 503.2mm 603.2mm 603.2×403.2mm	パラメータ	*8	2.3(3)①
手動ダンパ(W5596) ～ 工程室排気フィルタユニット入口ライン合流点8	最高使用圧力	1000Pa	運転静圧	1000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①
	外径	353.2mm	パラメータ	*9	2.3(3)①
手動ダンパ(W9090, W9091) ～ 工程室排気フィルタユニット入口ライン合流点9	最高使用圧力	1000Pa	運転静圧	1000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①
	外径	203.2mm 353.2mm 453.2mm	パラメータ	*10	2.3(3)①
手動ダンパ(W5580, W5586, W5598, W5600) ～ 工程室排気フィルタユニットA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K	最高使用圧力	1000Pa 1500Pa 2500Pa 3500Pa	運転静圧	1000Pa 1500Pa 2500Pa 3500Pa	2.3(1)①③
	最高使用温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①④
	外径	403.2 mm 453.2 mm 503.2 mm 603.2 mm 653.2 mm 654.6 mm 703.2 mm 903.2 mm 953.2 mm 1153.2 mm 1154.6mm 1156.4 mm 1003.2×653.2 mm 1103.2×1003.2mm	パラメータ	*11	2.3(3)①
手動ダンパ(W5433, W5436) ～ 手動ダンパ(W5294)	最高使用圧力	2500Pa 3500Pa	運転静圧	2500Pa 3500Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①
	外径	403.2mm 503.2mm 603.2mm 653.2mm 753.2mm 904.6mm 1156.4mm	パラメータ	*12	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)

別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
手動ダンパ (W5294) ～ 工程室排気フィル タユニット入口ラ イン合流点 10	最高使用 圧力	3500Pa	運転静圧	3500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①
	外径	1156.4mm	パラメータ	*13	2.3(3)①
工程室排気フィル タユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K ～ 工程室排風機入口 手動ダンパ (W5142, W5143) ～ 工程室排気閉止ダ ンパ (PD W3084, W3085) ～ 工程室排風機 A, B ～ 可搬型ダンパ出口 風速計接続口分岐 部	最高使用 圧力	2500Pa 5000Pa 6500Pa 8000Pa 10000Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa 6500Pa 8000Pa 10000Pa	2.3(1) ①②③④
	最高使用 温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2) ①④
	外径	654.6mm 1356.4mm 1506.0mm 1506.4mm 906.4×1116.4mm 1306.0×1306.0mm 1306.4×1306.4mm	パラメータ	*14	2.3(3)①
可搬型ダンパ出口 風速計接続口分岐 部 ～ 排気筒	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	40℃	設置室の周囲温度	40℃	2.3(2)①
	外径	1506mm	パラメータ	*15	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1, -2, -3, -4, -5, スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1, -2~グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84349, F-84350, F-84351, F-84352, F-84353, F-84354)), (グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80331, F-80332, F-80333, F-80334, F-80335, F-80336)~製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1, -2, -3, -4, -5, ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1, -2~グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84345, F-84346, F-84347)), (ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10, 延焼防止ダンプ (SPD W3161)~グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84357, F-84358)), (焼結ボート搬送装置グローブボックス-36, -38, -40, -42, 延焼防止ダンプ (SPD W3165, W3166, W3167, W3168)~グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84333, F-84334)), (グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80317, F-80318)~焼結ボート搬送装置グローブボックス-39, 焼結ペレット供給装置 A グローブボックス, 研削装置 A グローブボックス, ペレット検査設備 A グローブボックス~	最高使用 圧力	1000Pa 5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 0/-3000Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	1000Pa 5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa 980(内圧)/ 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃ 60℃	設置室の周囲温度 グローブボックス の最高温度	50℃ 60℃	2.3(2) ③ 2.3(2) ②
	外径	114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm 506.0mm 606.0mm 656.0mm 906.0mm 60.5mm 89.1mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.4mm 457.2mm 508mm 558.8mm 609.6mm	パラメータ	*16 *17	2.3(3)①
	(つづき)				

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様	根拠
グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84335, F-84336, F-84337, F-84338)), (焼結ボート搬送 装置グローブボッ クス-35, -37～グ ローブボックス排 気 フィ ル タ (PA0130-F-84329, F-84330, F-84331, F-84332)), (グローブボック ス 給 気 フィ ル タ (PA0130-F-80321, F-80322)～研削粉 回収装置 A, B グロ ーブボックス, ペ レット保管容器搬 送装置グローブボ ックス-1, -3, -5, -7, -8, - 11～グローブボッ クス排気フィルタ (PA0130-F-84343, F-84344, F-84355, F-84356)), (グローブボック ス 給 気 フィ ル タ (PA0130-F-80319, F-80320)～焼結ボ ート搬送装置グロ ーブボックス-41, 焼結ペレット供給 装置 B グローブボ ックス, 研削装置 B グロー ブボックス, ペレ ット検査設備 B グ ローブボックス～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84339, F-84340, F-84341, F-84342)), (グローブボック ス 給 気 フィ ル タ (PA0130-F-80310, F-80311)～排ガス 処理装置 B グロー ブボックス (上部), (下部)～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84321, F-84322, F-84323, F-84324)), (グローブボック ス 給 気 フィ ル タ (PA0130-F-80308,	(つづき)	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様	根拠
F-80309)～排ガス 処理装置 A グロー ブボックス (上部), (下部)～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84317, F-84318, F-84319, F-84320), (焼結ポ ート搬送装置グロ ーブボックス-19, -20, -21, 焼結ポート供 給装置 A, B, C グロ ーブボックス～グ ローブボックス排 気フィルタ (PA0130-F-84309, F-84310, F-84311, F-84312)), (焼結ポート搬送 装置グローブボッ クス-22, -23, -24, -31, 焼結ポ ート取出装置 A, B, C グローブボック ス～グローブボッ クス排気フィルタ (PA0130-F-84313, F-84314, F-84315, F-84316)), (グローブボック ス給気フィルタ (PA0130-F-80312, F-80313)～排ガス 処理装置 C グロー ブボックス (上部), (下部)～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84325, F-84326, F-84327, F-84328)), 手 動 ダ ン パ (W8431), 延焼防止 ダ ン パ (SPD W3142, W3144 , W3162 , W3164 , W3169 , W3170, W3182 , W3184 , W3186, W3187) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 1(B3F)	(つづき)	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
((グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80217, F-80218) ~ 再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80219, F-80220) ~ 小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス), 小規模試験設備取合点 ~ グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84243, F-84244, F-84245, F-84246)), (小規模焼結処理装置グローブボックス, 容器移送装置グローブボックス-2, -4, 資材保管装置グローブボックス, 小規模プレス装置グローブボックス, 小規模粉末混合装置グローブボックス, 小規模研削検査装置グローブボックス, 焼結ボート搬送装置グローブボックス-47, 再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2, 再生スクラップ受払装置グローブボックス, 小規模試験設備取合点 ~ グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84247, F-84248, F-84249, F-84250)), 延焼防止ダンパ (SPD W3197, W3201, W3202), 手動ダンパ (W5447, W8537, W8545, W8546, W8547, W8550, W8551, W8553, W8554, W8555, W8556, W8557, W8558, W8559, W8568, W8572, W8632, W8637, W8638) ~ 気密逆止ダンパ(ATCD W6426)	最高使用 圧力	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa (内圧)980/3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa (内圧)980/ 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	グローブボックス 等の最高温度	50℃	2.3(2) ②
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2) ②
外径	114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm 456.0mm 506.0mm 656.0mm 706.0mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*18 *19	2.3(3)①	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
気密逆止ダンパ (ATCD W6426) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 2 (B2F)	最高使用圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	706mm	パラメータ	*20	2.3(3)①
手動ダンパ(W8589) ~ 気密逆止ダンパ (ATCD W6425)	最高使用圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm	パラメータ	*21	2.3(3)①
気密逆止ダンパ (ATCD W6425) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 3 (B2F)	最高使用圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm	パラメータ	*22	2.3(3)①
グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 1 (B3F) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 2 (B2F) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 3 (B2F) ~ 可搬型排風機入口接続口分岐点	最高使用圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①⑥
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度	100℃	2.3(2)⑤
	外径	906.0mm 1156.0mm 856.0×1206.0mm 806.0×1306.0mm	パラメータ	*23	2.3(3)①
可搬型排風機入口接続口分岐点 ~ グローブボックス排気フィルタユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I ~ グローブボックス排風機入口手動ダンパ (W5144, W5145) ~ グローブボックス排気閉止ダンパ (PD W3086, W3087) ~ グローブボックス排風機 A, B	最高使用圧力	5000Pa 7500Pa 11000Pa	運転静圧	5000Pa 7500Pa 11000Pa	2.3(1)①⑤⑥
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度	100℃	2.3(2)⑤
	外径	656.0mm 1006.0mm 1206.0mm 806.0×1306.0mm	パラメータ	*24	2.3(3)①

(補足)  
 ・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙 4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
	項目	仕様	項目	根拠	備考
グローブボックス 排風機 A, B ～ 可搬型ダンパ出口 風速計接続口分岐 部	最高使用 圧力	2500Pa 10000Pa	運転静圧	2500Pa 10000Pa	2.3(1) ①⑥
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を 想定するグローブ ボックスの 最高温度	100℃	2.3(2)⑤
外径	1206.0mm 1106.0×1106.0mm 1109.0×1109.0mm 719.0×1209.0mm	パラメータ	*25	2.3(3)①	
可搬型ダンパ出口 風速計接続口分岐 部 ～ 排気筒	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	1206mm	パラメータ	*26	2.3(3)①
手動ダンパ(W8591) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット入口ダクト合 流点 4(B1F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	456mm	パラメータ	*27	2.3(3)①
(予備混合装置グロ ーブボックス～グ ローブボックス排 気 フィルタ (PA0120-F-84213, F-84214, F-84215, F-84216)), (回収粉 末処理・混合装置グ ローブボックス～ グローブボックス 排 気 フィルタ (PA0120-F-84235, F-84236, F-84237, F-84238)), (造粒装 置グローブボック ス, 均一化混合装置 グローブボックス ～グローブボック ス 排 気 フィルタ (PA0120-F-84221, F-84222, F-84223, F-84224)), (添加剤 混合装置 A, B グロ ーブボックス, グリ ーンペレット積込 装置 A, B グローブ ボックス, プレス装 置 A, B(粉末取扱部) グローブボックス ～グローブボック ス 排 気 フィルタ (PA0120-F-84239, F-84240, F-84241, F-84242))～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット入口ダクト合 流点 1(B3F)	最高使用 圧力	5000Pa 0Pa (内圧)980/980(外圧)Pa (内圧)980/3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa (内圧)980/ 980(外圧)Pa (内圧)980/ 3000(外圧)Pa	2.3(1) ①⑥
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を 想定するグローブ ボックスの 最高温度	100℃	2.3(2)⑤
	外径	216.3mm	パラメータ	*28 *29	2.3(3)①
		267.4mm			
		318.5mm			
		355.6mm			
		456.0mm			
		556.0mm			
		606.0mm			
656.0mm					
706.0mm					
114.3mm					
139.8mm					
165.2mm					
216.3mm					
267.4mm					
318.5mm					
355.6mm					
406.4mm					
最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②	
外径	114.3mm	パラメータ	*30	2.3(3)①	
	139.8mm				
	165.2mm				
	318.5mm				

(補足)

・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
原料 MOX 粉末秤量・分取装置 A, B グローブボックス, ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス ～ 予備混合装置グローブボックス出口ダクト合流点 1, 2, 3	最高使用圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高使用温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 139.8mm 165.2mm 318.5mm	パラメータ	*30	2.3(3)①
調整粉末搬送装置-14, -16 グローブボックス, 一次混合装置 B グローブボックス ～ 回収粉末処理・混合装置グローブボックス出口ダクト合流点 1, 2	最高使用圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm 139.8mm 216.3mm	パラメータ	*31	2.3(3)①
調整粉末搬送装置-8 グローブボックス ～ 造粒装置グローブボックス出口ダクト合流点	最高使用圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm	パラメータ	*32	2.3(3)①
調整粉末搬送装置-9 グローブボックス ～ 均一化混合装置グローブボックス出口ダクト合流点	最高使用圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm 216.3mm	パラメータ	*33	2.3(3)①
(原料 MOX 粉末缶一時保管設備グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84201, F-84202, F-84203, F-84204)), (回収粉末微粉碎装置グローブボックス, 調整粉末搬送装置-1 グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84205, F-84206, F-84207, F-84208)), 延焼防止ダンパ (SPD W3107, W3109, W3151)～グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 5(B3F)	最高使用圧力	2500Pa 5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm 216.3mm 267.4mm 89.1mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm	パラメータ	*34 *35	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(原料 MOX 分析試料採取装置グローブボックス, 原料粉末搬送装置-3 グローブボックス-1, -2, -4, 原料 MOX 粉末缶取出装置グローブボックス~グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84209, F-84210, F-84211, F-84212)), 延焼防止ダンパ (SPD W3111, W3153) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 6(B3F)	最高使用圧力	5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm 114.3mm 139.8mm 216.3mm 267.4mm	パラメータ	*36 *37	2.3(3)①
(調整粉末搬送装置-11, -13 グローブボックス, 回収粉末処理・詰替装置グローブボックス, 一次混合装置A グローブボックス, 焼結ポート搬送装置グローブボックス-52, 回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2~グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84231, F-84232, F-84233, F-84234)), 延焼防止ダンパ (SPD W3126, W3152) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 7(B3F)	最高使用圧力	5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm 89.1mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm	パラメータ	*38 *39	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(ベレット一時保管棚グローブボックス-1, -2, -3, 焼結ボート受渡装置グローブボックス-1, -4, 焼結ボート搬送装置グローブボックス-48~グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84301, F-84302, F-84303, F-84304)), 延焼防止ダンパ (SPD W3130, W3156) ~グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 8(B3F)	最高使用圧力	1000Pa 5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	1000Pa 5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm 318.5mm 355.6mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*40 *41	2.3(3)①
(ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス, 一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス, 調整粉末搬送装置-6 グローブボックス, 分析試料採取・詰替装置グローブボックス, 再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1~グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84217, F-84218, F-84219, F-84220)), 延焼防止ダンパ (SPD W3115, W3157) ~グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 9(B3F)	最高使用圧力	2500Pa 5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa 980(内圧)/3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm 89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm	パラメータ	*42 *43	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(粉末一時保管装置グローブボックス-2, -3, -4, -5, 調整粉末搬送装置-3, -4, -19, -20 グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0120-F-84225, F-84226, F-84227, F-84228, F-84229, F-84230)), 延焼防止ダンパ (SPD W3118) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 10 (B3F))	最高使用圧力	5000Pa 0Pa 980 (内圧)/980 (外圧)Pa 980 (内圧)/3000 (外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980 (内圧)/ 980 (外圧)Pa 980 (内圧)/ 3000 (外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	355.6mm 456.0mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 355.6mm 457.2mm	パラメータ	*44 *45	2.3(3)①
(焼結ポート搬送装置グローブボックス-5, -8, -10, -11, -15, -16, -32, -34, -43, -46-1, 空焼結ポート取扱装置グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84305, F-84306, F-84307, F-84308)), 延焼防止ダンパ (SPD W3148) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 11 (B3F))	最高使用圧力	5000Pa 0Pa 980 (内圧)/980 (外圧)Pa 980 (内圧)/3000 (外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980 (内圧)/ 980 (外圧)Pa 980 (内圧)/ 3000 (外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 355.6mm 89.1mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm	パラメータ	*46 *47	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3154) ~ グローブボックス排気フィルタユニット 入口ダクト合流点 12 (B3F))	最高使用圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm 318.5mm	パラメータ	*48	2.3(1)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
延焼防止ダンパ (SPD W3113) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 13 (B3F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm	パラメータ	*49	2.3(1)①
延焼防止ダンパ (SPD W3155) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 14 (B3F) 延焼防止ダンパ	最高使用 圧力	2500Pa 5000Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm	パラメータ	*50	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3128)～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 15 (B3F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm	パラメータ	*51	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3158) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 16 (B3F)	最高使用 圧力	2500Pa 5000Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	406.0mm	パラメータ	*52	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3171) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 17 (B3F)	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	355.6mm	パラメータ	*53	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3146) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 18 (B3F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	355.6mm	パラメータ	*54	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
	項目	仕様	項目	根拠	注
延焼防止ダンパ (SPD W3117) ～ グローブボックス 排気フィルタユニ ット 入口ダクト合流点 19(B3F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm	パラメータ	*55	2.3(3)①
手動ダンパ(W8588) ～ グローブボックス 給気フィルタ (PA0120-F-80221 , F-80222) ～ 小規模焼結処理装 置グローブボック ス, 資材保管装置 グローブボックス, 小 規模プレス装置 グローブボックス, 容 器移送装置グロー ブボックス-1, -2, -5, 小規模粉末 混合装置グローブ ボックス, 小規模研 削検査装置グロー ブボックス, 再生ス クラップ搬送装置 グローブボックス- 2, 再生スクラップ 受払装置グローブ ボックス, 焼結ポー ト搬送装置グロー ブボックス-46-2	最高使用 圧力	1000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	1000Pa 0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm 355.6mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*56 *57	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
窒素循環設備/グローブボックス排気設備取合ダンパ(W8483, W8484, W8486, W8488, W8489, W8490, W8492, W8493, W8494, W8495, W8496, W8498, W8501, W8502, W8504, W8505), 吸込口～(グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80201)～原料 MOX 粉末缶一時保管設備グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80202)～回収粉末微粉碎装置グローブボックス, 調整粉末搬送装置-1 グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80211, F-80212)～粉末一時保管装置グローブボックス-1, 調整粉末搬送装置-1, -3, -4, -11, -13, -14 グローブボックス), グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80213, F-80214), (グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80203)～原料 MOX 分析試料採取装置グローブボックス, 原料粉末搬送装置-3 グローブボックス-1, -3, -4, 原料 MOX 粉末缶取出装置グローブボックス), グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80204, F-80205), (グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80206)～ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス, 一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス, 調整粉末搬送装置-	最高使用圧力	1000Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	1000Pa 0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm 456.0mm 506.0mm 606.0mm 60.5mm 89.1mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.4mm 609.6mm	パラメータ	*58 *59	2.3(3)①
(つづき)					

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様	根拠
6 グローブボックス, 分析試料採取・詰替装置グローブボックス, 調整粉末搬送装置-7 グローブボックス-1), グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80207, F-80208), (グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80209, F-80210) ~ 調整粉末搬送装置-6, -8, -9, -16, -19, -20 グローブボックス, 調整粉末搬送装置-7 グローブボックス-1, 粉末一時保管装置グローブボックス-6), グローブボックス給気フィルタ (PA0120-F-80215, F-80216), (グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80323, F-80324, F-80325, F-80326, F-80339) ~ スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1, -2, -3, -4, -5, スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1, -2), (グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80301, F-80302) ~ ペレット一時保管棚グローブボックス-1, -2, -3, 焼結ボート受渡装置グローブボックス-1, -4, 焼結ボート搬送装置グローブボックス-48), (グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80314) ~ 焼結ボート搬送装置グローブボックス-35, -37), (グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F	(つづき)	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
-80303, F-80304)～ 焼結ボート搬送装置グローブボックス-7, -8, -10, -11, -13, -14, -18, -19, -20, -21, -33, -45, 46-1, 空焼結ボート取扱装置グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ(PA0130-F-80305) ～焼結ボート供給装置 A, B, C グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ(PA0130-F-80306, F-80307)～焼結ボート搬送装置グローブボックス-22, -23, -24, -25, -31, 焼結ボート取出装置 A, B, C グローブボックス)	(つづき)				
グローブボックス給気フィルタ(PA0120-F-80213, F-80214) ～ 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	最高使用圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度	100℃	2.3(2)⑤
外径	114.3mm 139.8mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*60	2.3(3)①	
回収粉末処理・混合装置グローブボックス入口ダクト分岐点 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 ～ 調整粉末搬送装置-11, -13, -14, -16 グローブボックス, 回収粉末処理・詰替装置グローブボックス, 回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1, -3, 焼結ボート搬送装置グローブボックス-49, 一次混合装置 A, B グローブボックス	最高使用圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 139.8mm 165.2mm 355.6mm	パラメータ	*61	2.3(3)①

(補足)  
 ・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 給気フィルタ (PA0120-F-80204, F-80205) ～ 予備混合装置グ ローブボックス	最高使用 圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を 想定するグローブ ボックスの最高温 度	100℃	2.3(2)⑤
外径	114.3mm 165.2mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*62	2.3(3)①	
予備混合装置グ ローブボックス入口 ダクト分岐点 1, 2, 3, 4, 5, 6 ～ ウラン粉末・回収粉 末秤量・分取装置グ ローブボックス, 原 料 MOX 粉末秤量・分 取装置 A, B グローブ ボックス, 原料粉末 搬送装置-6 グロー ブボックス	最高使用 圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm 165.2mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*63	2.3(3)①
		最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃
	外径	114.3mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*64	2.3(3)①
グローブボックス 給気フィルタ (PA0120-F-80207, F-80208) ～ 造粒装置グローブ ボックス, 均一化混 合装置グローブボ ックス	最高使用 圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を 想定するグローブ ボックスの最高温 度	100℃	2.3(2)⑤
	外径	114.3mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*64	2.3(3)①
造粒装置グローブ ボックス入口ダク ト分岐点 ～ 調整粉末搬送装置- 8, -9 グローブボ ックス	最高使用 圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm	パラメータ	*65	2.3(3)①

(補足)  
 ・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
 4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 給気フィルタ (PA0120-F-80215, F-80216) ～ プレス装置 A, B(プレ ス部)グローブボ ックス, 添加剤混合 装置 A, B グローブボ ックス	最高使用 圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
		100℃	重大事故の発生を 想定するグローブ ボックスの最高温 度	100℃	2.3(2)⑤
外径	114.3mm 165.2mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.4mm	パラメータ	*66	2.3(3)①	
プレス装置 A(プレ ス部)グローブボ ックス入口ダクト分 岐点 1, 2 ～ プレス装置 A(粉末 取扱部)グローブボ ックス, グリーンペ レット積込装置 A グ ローブボックス	最高使用 圧力	0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*67	2.3(3)①
プレス装置 B(プレ ス部)グローブボ ックス入口ダクト分 岐点 1, 2, 3 ～添加剤混合粉末 搬送装置-3 グロー ブボックス, プレス 装置 B(粉末取扱部) グローブボックス, グリーンペレット 積込装置 B グローブ ボックス	最高使用 圧力	0Pa 980/-980Pa	運転静圧	0Pa 980/-980Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 139.8mm 165.2mm 216.3mm 318.5mm	パラメータ	*68	2.3(3)①

(補足)  
 ・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
 4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(グローブボックス給気フィルタ (PA0145-F-10801, F-10802) ~ 燃料棒解体装置グローブボックス~グローブボックス排気フィルタ (PA0145-F-10843, F-10844)), (搬送装置-1 グローブボックス-3~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-80841, F-80842)), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-31801) ~ γ線測定装置グローブボックス~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-31841, F-31842)), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-45801) ~ 質量分析装置Eグローブボックス~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-45841, F-45842)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-25801) ~ イオン交換装置グローブボックス-1), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-25802) ~ イオン交換装置グローブボックス-2), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-26801) ~ 試料塗布装置グローブボックス) ~ グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-25841, F-25842)), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-30801) ~ α線測定装置グローブボックス~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-30841, F-30842)),	最高使用圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃ 60℃	設置室の周囲温度 グローブボックス等の最高温度	50℃ 60℃	2.3(2)① 2.3(2)②
外径	60.5mm 89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm 456.0mm 506.0mm	パラメータ	*69	2.3(3)①	
(つづき)					

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様	根拠
(グローブボックス 給気フィルタ (PA0163-F-44801) ～質量分析装置Dグ ローブボックス～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0163-F-44841 , F-44842)), (グローブボックス 給気フィルタ (PA0163-F-43801) ～質量分析装置Cグ ローブボックス～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0163-F-43841 , F-43842)), ((グローブボック ス給気フィルタ (PA0163-F-24801) ～スパイキング装 置グローブボック ス-1), (グローブボ ックス給気フィル タ (PA0163-F- 24802) ～スパイキ ング装置グローブ ボックス-2～グロ ーブボックス排気 フィルタ (PA0163- F-24841 , F- 24842)), ((グローブボック ス給気フィルタ (PA0163-F-23801) ～スパイク試料調 製装置-3 グローブ ボックス-1), (グロ ーブボックス給気 フィルタ (PA0163-F -23802) ～スパイク 試料調製装置-3 グ ローブボックス-2) ～グローブボック ス排気フィルタ (PA0163-F-23841 , F-23842)), (グローブボックス 給気フィルタ (PA0163-F-42801) ～質量分析装置Bグ ローブボックス～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0163-F-42841 , F-42842)), (搬送装置-2 グロー ブボックス-1～グ ローブボックス排 気フィルタ	(つづき)	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様	根拠
(PA0163-F-81841 , F-81842)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-22801) ~スパイク試料調製装置-2 グローブボックス-1), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-22802) ~スパイク試料調製装置-2 グローブボックス-2) ~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-22841 , F-22842)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-21801) ~スパイク試料調製装置-1 グローブボックス-1), (グローブボックス給気フィルタ (PA0163-F-21802) ~スパイク試料調製装置-1 グローブボックス-2) ~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-21841 , F-21842)), (試料溶解・調製装置-1 グローブボックス-1, 試料溶解・調製装置-1 グローブボックス-2 ~グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-20841 , F-20842)), (プルトニウム含有率分析装置グローブボックス ~ グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-40841 , F-40842)), (受払・分配装置グローブボックス, 蛍光 X 線分析装置グローブボックス ~ グローブボックス排気フィルタ (PA0163-F-10841, F-10842)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0166-F-10801) ~ 収去試料受払装置グローブボックス), (グローブボッ	(つづき)	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
クス給気フィルタ (PA0166-F-20801) ～収去試料調製装置グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0166-F-10841, F-10842)), 手動ダンパ(W8630, W8631), 302 分析第一室入口取合点 ～ 手動ダンパ(W8638)	(つづき)				
受払装置グローブボックス, 分配装置グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0164-F-10841, F-10842)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-20803) ～試料溶解・調製装置-2 グローブボックス-3), (グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-20802)～試料溶解・調製装置-2 グローブボックス-2), (グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-20801) ～試料溶解・調製装置-2 グローブボックス-1)～グローブボックス排気フィルタ (PA0164-F-20841, F-20842)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-76801) ～X 線回析測定装置グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-52802) ～炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス-2), (グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-52801)～炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス-1) ～グローブボックス排気フィルタ (PA0164-F-52841, F-52842)),	最高使用圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃ 60℃	設置室の周囲温度 グローブボックス等の最高温度	50℃ 60℃	2.3(2)① 2.3(2)②
	外径	60.5mm 89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*70	2.3(3)①
(つづき)					

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
((グローブボックス給気フィルタ(PA0164-F-53801)～塩素・フッ素分析装置グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ(PA0164-F-70801)～粉末物性測定装置グローブボックス)～グローブボックス排気フィルタ(PA0164-F-53841, F-53842)), ((グローブボックス給気フィルタ(PA0164-F-71802)～金相試験装置グローブボックス-2), (グローブボックス給気フィルタ(PA0164-F-71801)～金相試験装置グローブボックス-1)～グローブボックス排気フィルタ(PA0164-F-71841, F-71842)) ～ 手動ダンパ(W8537)	(つづき)				
搬送装置-3 グローブボックス-4 ～ グローブボックス排気フィルタ(PA0164-F-80841, F-80842) ～ 手動ダンパ(W8545)	最高使用圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*71	2.3(3)①
グローブボックス給気フィルタ(PA0164-F-54801) ～ EPMA 分析装置グローブボックス ～ グローブボックス排気フィルタ(PA0164-F-54841, F-54842) ～ 手動ダンパ(W8546)	最高使用圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm	パラメータ	*72	2.3(3)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	60.5mm 114.3mm	パラメータ	*73	2.3(3)①	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-72801) ～ プルトニウムスポ ット検査装置グロ ープボックス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0164-F-72841 , F-72842) ～ 手動ダンパ(W8547)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	60.5mm 114.3mm	パラメータ	*73	2.3(3)①
フードB ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0165-F-01843 , F-01844) ～ 手動ダンパ(W8637)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm	パラメータ	*74	2.3(3)①
プルトニウムスポ ット検査装置オー ンポートボック ス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0164-F-72843 , F-72844) ～ 手動ダンパ(W8632)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm	パラメータ	*75	2.3(3)①
(グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-73801) ～ 液浸密度測定装置 グローブボック ス), (グローブボッ クス給気フィルタ (PA0164-F-74801) ～ 熱分析装置グロ ープボックス) ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0164-F-73841 , F-73842) ～ 手動ダンパ(W8550)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	60.5mm 89.1mm 114.3mm 165.2mm	パラメータ	*76	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-75801) ～ ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1), (グローブボックス給気フィルタ (PA0164-F-75802) ～ ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2) ～ グローブボックス排気フィルタ (PA0164-F-75841, F-75842) ～ 手動ダンパ(W8551)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度 グローブボックス 等の最高温度	50℃	2.3(2)①
		60℃		60℃	2.3(2)②
外径	60.5mm 89.1mm 114.3mm 165.2mm	パラメータ	*77	2.3(3)①	
グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-55801) ～ ICP-発光分光分析装置グローブボックス ～ グローブボックス排気フィルタ (PA0164-F-55841, F-55842) ～ 手動ダンパ(W8553)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm 114.3mm	パラメータ	*78	2.3(3)①	
グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-56801) ～ ICP-質量分析装置グローブボックス ～ グローブボックス排気フィルタ (PA0164-F-56841, F-56842) ～ 手動ダンパ(W8554)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	114.3mm	パラメータ	*79	2.3(3)①	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-57801) ～ 水素分析装置グローブボックス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0164-F-57841 , F-57842) ～ 手動ダンパ(W8555)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm 114.3mm	パラメータ	*80	2.3(3)①	
水分分析装置グローブボックス, 0/M 比測定装置グローブボックス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0164-F-50841 , F-50842) ～ 手動ダンパ(W8556)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*81	2.3(3)①
グローブボックス 給気フィルタ (PA0164-F-58801) ～ 蒸発性不純物測定 装置 A グローブボッ クス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0164-F-58841 , F-58842) ～ 手動ダンパ(W8557)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	114.3mm	パラメータ	*82	2.3(3)①	
(グローブボックス 給気フィルタ (PA0167-F-50801 , F-50802)～放射能 濃度分析グローブ ボックス-1), (グローブボックス 給気フィルタ (PA0167-F-10801 , F-10802)～分析済 液中和固液分離グ ローブボックス) ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0167-F-10841 , F-10842) ～ 手動ダンパ(W8558)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm 114.3mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*83	2.3(3)①	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
(スタック編成設備 A グローブボックス ~ グローブボックス 排気フィルタ (PA0141-F-11841 , F-11842)), (スタック編成設備 B グローブボックス ~ グローブボックス 排気フィルタ (PA0141-F-21841 , F-21842)), (ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3, -14 ~ グローブボックス 排気フィルタ (PA0144-F-10841 , F-10842)) ~ 手動ダンパ(W8568)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa 0Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa 0Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 114.3mm	パラメータ	*84 *85	2.3(3)①
(乾燥ポート取出装置 A, B グローブボックス, 乾燥ポート搬送装置グローブボックス-3, 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)A, B グローブボックス, スタック供給装置 A, B グローブボックス ~ グローブボックス 排気フィルタ (PA0142-F-13841 , F-13842, F-13843, F-13844)), ((グローブボックス給気フィルタ (PA0143-F-16801 , F-16802) ~ 除染装置 A グローブボックス), (グローブボックス給気フィルタ (PA0143-F-26801, F-26802) ~ 除染装置 B グローブボックス) ~ グローブボックス 排気フィルタ (PA0143-F-16841 , F-16842)), (乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12 ~	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm	パラメータ	*86	2.3(3)①
(つづき)					

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 排気フィルタ (PA0144-F-20843 , F-20844), (乾燥ボ ート搬送装置グロ ーブボックス-11 ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0144-F-20841 , F-20842), ピストン ダンパ(PD W3522), 手動ダンパ(W8576, W8577 , W8579 , W8581) ～ 手動ダンパ(W8572)	(つづき)				
手動ダンパ (W5230), 吸気口 ～ グローブボックス 給気フィルタ (0142-F-13801) ～ 乾燥ボート取出装 置A,Bグローブボッ クス, 乾燥ボート搬 送装置グローブボ ックス-7, -9, -10, 挿入溶接装置(被覆 管取扱部)A, B グロ ーブボックス	最高使用 圧力	980Pa 1000Pa	運転静圧	980Pa 1000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*87	2.3(3)①
(グローブボックス 給気フィルタ (PA0167-F-30801 , F-30802) ～ ろ過・第1活性炭処 理グローブボッ クス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0167-F-30841 , F-30842)), (グロ ーブボックス給気フ ィルタ (PA0167-F- 40801, F-40802) ～ 第2活性炭・吸着処 理グローブボッ クス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0167-F-40841 , F-40842)), (グロ ーブボックス給気フ ィルタ (PA0167-F-60802 , F-60801)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃ 60℃	設置室の周囲温度 グローブボックス 等の最高温度	50℃ 60℃	2.3(2)① 2.3(2)②
	外径	89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm	パラメータ	*88	2.3(3)①
	(つづき)				

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
～ 放射能濃度分析グローブボックス-2 ～ グローブボックス排気フィルタ (PA0167-F-60841 , F-60842)) ～ 手動ダンパ(W5447)	(つづき)				
グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80337 , F-80338) ～ ペレット立会検査装置グローブボックス ～ グローブボックス排気フィルタ (PA0130-F-84361 , F-84362) ～ 手動ダンパ(W8589)	最高使用圧力	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃ 60℃	設置室の周囲温度 グローブボックス等の最高温度	50℃ 60℃	2.3(2)① 2.3(2)②
	外径	165.2mm 216.3mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm	パラメータ	*89 *90	2.3(3)①
(吸着処理オープンポートボックス, ろ過処理オープンポートボックス ～グローブボックス排気フィルタ (PA0172-F-10841 , F-10842)), (フードA～グローブボックス排気フィルタ (PA0182-F-61841 , F-61842)), (フードB～グローブボックス排気フィルタ (PA0182-F-62841 , F-62842)), (フードA～グローブボックス排気フィルタ (PA0182-F-63841 , F-63842)), (フードB～グローブボックス排気フィルタ (PA0182-F-64841 , F-64842)), (グローブボックス給気フィルタ (PA0173-F-80401 , F-80402) ～選別・保管グローブボックス～グローブボックス排気フィルタ (PA0173-F-84401 , F-84402)) ～気密逆止ダンパ (ATCD W6429)	最高使用圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃ 60℃	設置室の周囲温度 グローブボックス等の最高温度	50℃ 60℃	2.3(2)① 2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 406.0mm 456.0mm 114.3mm	パラメータ	*91 *92	2.3(3)①
	(つづき)				

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
	項目	仕様	項目	根拠	備考
気密逆止ダンパ (ATCD W6429) ～ 手動ダンパ(W8591)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	456mm	パラメータ	*93	2.3(3)①
ウラン粉末払出装 置オープンポート ボックス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0110-F-84103 , F-84104) ～ 手動ダンパ(W8559)	最高使用 圧力	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm 114.3mm 165.2mm	パラメータ	*94 *95	2.3(3)①
ペレット保管容器 搬送装置グローブ ボックス-13 ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0130-F-84359 , F-84360), 延焼防止 ダンパ(SPD W3163) ～ 手動ダンパ(W8431)	最高使用 圧力	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm 89.1mm 114.3mm	パラメータ	*96 *97	2.3(3)①
新鮮窒素供給設備 取合弁 (0192- W7191) ～ グローブボックス 給気フィルタ (PA0143-F-14801 , F-14802) ～ 部材供給装置(部材 搬送部)A オープン ポートボックス	最高使用 圧力	980Pa 970000Pa	運転静圧	980Pa 970000Pa	2.3(1) ①⑦
	最高使用 温度	50℃	窒素ガスの 供給温度	50℃	2.3(2)③
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	27.2mm 34.0mm 60.5mm 89.1mm 114.3mm	パラメータ	*98	2.3(3)①	
新鮮窒素供給設備 取合弁 (0192- W7195) ～ グローブボックス 給気フィルタ (PA0143-F-24801 , F-24802) ～ 部材供給装置(部材 搬送部)B オープン ポートボックス)	最高使用 圧力	980Pa 970000Pa	運転静圧	980Pa 970000Pa	2.3(1) ①⑦
	最高使用 温度	50℃	窒素ガスの 供給温度	50℃	2.3(2)③
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	27.2mm 34.0mm 60.5mm 89.1mm 114.3mm	パラメータ	*99	2.3(3)①	
新鮮窒素供給設備 取合弁 (0192- W7196) ～ 手動ダンパ(W5822)	最高使用 圧力	980Pa 970000Pa	運転静圧	980Pa 970000Pa	2.3(1) ①⑦
	最高使用 温度	50℃	窒素ガスの 供給温度	50℃	2.3(2)③
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	27.2mm 42.7mm 60.5mm 114.3mm	パラメータ	*100	2.3(3)①	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
手動ダンパ(W5822) ～ グローブボックス 給気フィルタ (PA0144-F-20801 , F-20802) ～ 乾燥ボート搬送装 置グローブボッ クス-11	最高使用 圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm	パラメータ	*101	2.3(3)①
新鮮窒素供給設備 取 合 弁 (0192- W7192) ～ (グローブボックス 給 気 フ ィ ル タ (PA0163-F-10801 , F-10802)～受払・分 配装置グローブボ ックス), (グローブ ボックス給気フィ ル タ (PA0163-F- 47801, F-47802) ～ 蛍光 X 線分析装置グ ローブボックス), (グローブボックス 給 気 フ ィ ル タ (PA0163-F-80801 , F-80802) ～ 搬送装置-1 グロー ブボックス-1), (グ ローブボックス給 気 フ ィ ル タ (PA0163-F-40801 , F-40802) ～ プラトニウム含有 率分析装置グロー ブボックス), (グロ ーブボックス給気 フィルタ (PA0163- F-20803, F-20804) ～ 試料溶解・調製装置 -1 グローブボッ クス-2), (グローブボ ックス給気フィル タ (PA0163-F- 20801, F-20802) ～ 試料溶解・調製装置 -1 グローブボッ クス-1)	最高使用 圧力	980Pa 970000Pa	運転静圧	980Pa 970000Pa	2.3(1) ①⑦
	最高使用 温度	50℃	窒素ガスの 供給温度	50℃	2.3(2)③
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	48.6mm 60.5mm 89.1mm 114.3mm 267.4mm	パラメータ	*102	2.3(3)①
(つづき)					

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
新鮮窒素供給設備 取 合 弁 (0192- W7161) ～ (グローブボックス 給 気 フ ィ ル タ (PA0164-F-51801 , F-51802) ～ 水分分析装置グロ ーブボックス), (グ ローブボックス給 気 フ ィ ル タ (PA0164-F-50801 , F-50802)～0/M 比測 定装置グローブボ ックス), (グローブ ボックス給気フィ ル タ (PA0164-F- 10801, F-10802) ～ 受払装置グローブ ボックス, 分配装置 グロ ー ブ ボ ッ ク ス (グローブボッ クス給気フィルタ (PA0164-F-80801 , F-80802) ～ 搬送装置-3 グロー ブボックス-1)	最高使用 圧力	980Pa 970000Pa	運転静圧	980Pa 970000Pa	2.3(1) ①⑦
	最高使用 温度	50℃	窒素ガスの 供給温度	50℃	2.3(2)③
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	48.6mm 60.5mm 89.1mm 114.3mm 165.2mm 267.4mm	パラメータ	*103	2.3(3)①
新鮮窒素供給設備 取 合 弁 (0192- W7173) ～ 新鮮窒素供給配管 弁 (0171-W3917 , W3918)	最高使用 圧力	980Pa 970000Pa	運転静圧	980Pa 970000Pa	2.3(1) ①⑨
	最高使用 温度	50℃	窒素ガスの 供給温度	50℃	2.3(2)③
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	60.5mm 114.3mm 165.2mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*104	2.3(3)①
新鮮窒素供給配管 弁 (0171-W3917) ～ グローブボックス 給 気 フ ィ ル タ (PA0130-F-80315 , F-80316) ～ 焼結ポート搬送装 置グローブボッ クス-36, -38, -40, - 42	最高使用 圧力	980Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)Pa	運転静圧	980Pa 0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm 318.5mm 114.3mm 139.8mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm	パラメータ	*105 *106	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
新鮮窒素供給配管弁 (0171-W3918) ~ グローブボックス給気フィルタ (PA0130-F-80327, F-80328) ~ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	最高使用圧力	980Pa 0Pa 980(内圧)/980(外圧)	運転静圧	980Pa 0Pa 980(内圧)/ 980(外圧)	2.3(1)①
	最高使用温度	60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm 114.3mm 139.8mm 165.2mm	パラメータ	*107 *108	2.3(3)①
グローブボックス給気フィルタ (PA0142-F-11801, F-11802) ~ 乾燥ポート供給装置Aグローブボックス	最高使用圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	216.3mm 267.4mm	パラメータ	*109	2.3(3)①	
グローブボックス給気フィルタ (PA0142-F-21801, F-21802) ~ 乾燥ポート供給装置Bグローブボックス	最高使用圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	216.3mm 267.4mm	パラメータ	*110	2.3(3)①	
グローブボックス給気フィルタ (PA0144-F-10803, F-10804) ~ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8, -14	最高使用圧力	980Pa 0Pa	運転静圧	980Pa 0Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm 114.3mm 165.2mm 114.3mm	パラメータ	*111 *112	2.3(3)①	
グローブボックス給気フィルタ (PA0144-F-10805, F-10806) ~ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	最高使用圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1 mm	パラメータ	*113	2.3(3)①	
グローブボックス給気フィルタ (PA0144-F-20803, F-20804) ~ 乾燥ポート搬送装置グローブボックス-14	最高使用圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*114	2.3(3)①	
グローブボックス給気フィルタ (PA0144-F-10801, F-10802) ~ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	最高使用圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm	パラメータ	*115	2.3(3)①	

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
グローブボックス 給気フィルタ (PA0144-F-10807, F-10808) ～ ペレット保管容器 搬送装置グローブ ボックス-12	最高使用 圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm	パラメータ	*116	2.3(3)①	
グローブボックス 給気フィルタ (PA0130-F-80329, F-80330) ～ ペレット保管容器 搬送装置グローブ ボックス-14	最高使用 圧力	0Pa 980(外圧)Pa	運転静圧	0Pa 980(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*117	2.3(3)①	
グローブボックス 給気フィルタ (PA0163-F-81801) ～ 搬送装置-2 グロー ブボックス-3	最高使用 圧力	980Pa	運転静圧	980Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の 最高温度	60℃	2.3(2)⑤
外径	89.1mm	パラメータ	*118	2.3(3)①	
(グローブボックス 給気フィルタ (PA0145-F-20801, F-20802) ～ 溶接試料前処理装 置グローブボック ス ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0145-F-20841, F-20842)), (溶接試 料前処理装置オー プンポートボック ス～グローブボッ クス排気フィルタ (PA0145-F-20843, F-20844)), (燃料棒 搬入オープンポー トボックス～グロ ーブボックス排気 フィルタ (PA0145- F-10841, F- 10842)), ～ 手動ダンパ(W8631)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	50℃	設置室の周囲温度	50℃	2.3(2)①
		60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
外径	89.1mm 114.3mm 165.2mm 216.3mm	パラメータ	*119	2.3(3)①	
フードA ～ グローブボックス 排気フィルタ (PA0165-F-01841, F-01842) ～ 手動ダンパ(W8630)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa 5000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa 5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	216.3mm 267.4mm	パラメータ	*120	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
貯蔵容器受払装置 オープンポートボ ックス, 外蓋着脱装 置オープンポート ボックス ～ グローブボックス 排 気 フ ィ ル タ (PA0110-F-84101 , F-84102) ～ 102 原料受払室出 口取合点	最高使用 圧力	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	運転静圧	5000Pa 0Pa 980(外圧)Pa 3000(外圧)Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm 355.6mm 267.4mm 355.6mm	パラメータ	*121 *122	2.3(3)①
102 原料受払室出 口取合点 ～ 手動ダンパ(W5299)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm	パラメータ	*123	2.3(3)①
手動ダンパ(W5299) ～ 302 分析第一室入 口取合点	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm	パラメータ	*124	2.3(3)①
被覆管供給装置 A, B オープンポートボ ックス, 汚染検査装 置 A, B オープンポ ートボックス, 部材供 給装置(部材供給 部)A, B オープンポ ートボックス ～ グローブボックス 排 気 フ ィ ル タ (PA0143-F-12841 , F-12842) ～ 手動ダンパ(W8581)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm 216.3mm 318.5mm 355.6mm	パラメータ	*125	2.3(3)①
部材供給装置(部材 搬送部)A オープン ポートボックス ～ グローブボックス 排 気 フ ィ ル タ (PA0143-F-14841 , F-14842) ～ 手動ダンパ(W8576)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*126	2.3(3)①
部材供給装置(部材 搬送部)B オープン ポートボックス ～ グローブボックス 排 気 フ ィ ル タ (PA0143-F-24841 , F-24842) ～ 手動ダンパ(W8577)	最高使用 圧力	980Pa 3000Pa	運転静圧	980Pa 3000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*127	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
手動ダンパ(W8388) ～ 排ガス処理装置 A グローブボックス (下部) ～ 手動ダンパ(W8914)	最高使用 圧力	0Pa	運転静圧	0Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*128	2.3(3)①
手動ダンパ(W8395) ～ 排ガス処理装置 B グローブボックス (下部) ～ 手動ダンパ(W8920)	最高使用 圧力	0Pa	運転静圧	0Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*129	2.3(3)①
手動ダンパ(W8399) ～ 排ガス処理装置 C グローブボックス (下部) ～ 手動ダンパ(W8926)	最高使用 圧力	0Pa	運転静圧	0Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm	パラメータ	*130	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3107, W3109, W3111, W3113, W3115, W3117, W3118, W3126, W3128, W3130, W3142, W3144, W3146, W3148, W3182, W3184) ～ 302 分析第一室入 口取合点	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	114.3mm 165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm 456.0mm 556.0mm 656.0mm	パラメータ	*131	2.3(3)①
302 分析第一室入 口取合点 ～ 窒素循環戻りダク ト合流点 1 (B2F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	656.0mm	パラメータ	*132	2.3(3)①
延焼防止ダンパ (SPD W3197) ～ 気密逆止ダンパ (ATCD W6424)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm 318.5mm	パラメータ	*133	2.3(3)①
気密逆止ダンパ (ATCD W6424) ～ 窒素循環戻りダク ト合流点 1 (B2F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm	パラメータ	*134	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
窒素循環戻りダクト合流点1(B2F) ～ 窒素循環冷却機A, B ～ 窒素循環ファンA, B ～ 窒素循環給気ダクト分岐点1(B2F)	最高使用 圧力	2500Pa 5000Pa 7500Pa 10000Pa	運転静圧	2500Pa 5000Pa 7500Pa 10000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	656.0mm 806.0mm 856.0mm 956.0mm 479.0×809.0mm 706.0×1056.0mm 709.0×1059.0mm 1109.0×1109.0mm 712.0×1412.0mm	パラメータ	*135	2.3(3)①
窒素循環給気ダクト分岐点1(B2F) ～ ピストンダンパ(PD W3523)	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	355.6mm	パラメータ	*136	2.3(3)①
ピストンダンパ(PD W3523) ～ 手動ダンパ(W8588)	最高使用 圧力	1000Pa 2500Pa	運転静圧	1000Pa 2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm 355.6mm	パラメータ	*137	2.3(3)①
窒素循環給気ダクト分岐点1(B2F) ～ 302 分析第一室出口取合点	最高使用 圧力	2500Pa	運転静圧	2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	756.0mm 806.0mm	パラメータ	*138	2.3(3)①
302 分析第一室出口取合点 ～ 窒素循環設備/グローブボックス排気設備取合ダンパ(W8483, W8484, W8486, W8488, W8489, W8490, W8492, W8493, W8494, W8495, W8496, W8498, W8501, W8502, W8504, W8505)	最高使用 圧力	1000Pa 2500Pa	運転静圧	1000Pa 2500Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	165.2mm 216.3mm 267.4mm 318.5mm 355.6mm 406.0mm 456.0mm 506.0mm 556.0mm 706.0mm 756.0mm	パラメータ	*139	2.3(3)①
手動ダンパ(W8579) ～ 窒素循環戻りダクト合流点2(B2F)	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	267.4mm 318.5mm	パラメータ	*140	2.3(3)①
窒素循環給気ダクト分岐点2(B2F) ～ 手動ダンパ(W5230)	最高使用 圧力	1000Pa	運転静圧	1000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	60℃	グローブボックス 等の最高温度	60℃	2.3(2)②
	外径	318.5mm 355.6mm	パラメータ	*141	2.3(3)①

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
可搬型排風機入口 接続口分岐点 ～ 可搬型排風機入口 接続口	最高使用 圧力	5000Pa	運転静圧	5000Pa	2.3(1)①
	最高使用 温度	100℃	重大事故の発生を 想定するグローブ ボックスの最高温 度	100℃	2.3(2)⑤
	外径	267.4 mm	パラメータ	*142	2.3(3)①

注記 \*1: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
654.6	2.3	—	0.332			
1456.4	3.2	—	1.65			
1806.4	3.2	—	2.54			
1809.0	4.5	—	2.54			
2209.0	4.5	—	3.80			
2306.0	3.0	—	4.15			
1006.4× 1256.4	3.2	—	1.25			
1406.4× 1406.4	3.2	—	1.96			
1406.0× 1406.0	3.0	—	1.96			
2406.4× 1806.4	3.2	—	4.32			

\*2: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
203.2	1.6	—	0.0314			
353.2	1.6	—	0.0962			
403.2	1.6	—	0.126			
503.2	1.6	—	0.196			

(補足)  
 ・重大事故の発生を想定するグローブボックスの最高温度は、重事00-02別紙  
 4-1(重事1-2)による。

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*3 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
403.2	1.6	—	0.126			

\*4 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
353.2	1.6	—	0.0962			

\*5 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
203.2	1.6	—	0.0314			

\*6 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
453.2	1.6	—	0.159			

\*7 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
203.2	1.6	—	0.0314			
253.2	1.6	—	0.0491			
303.2	1.6	—	0.0707			
403.2	1.6	—	0.126			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*8: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
303.2	1.6	—	0.0707			
353.2	1.6	—	0.0962			
403.2	1.6	—	0.126			
503.2	1.6	—	0.196			
603.2	1.6	—	0.283			
603.2	1.6	—	0.283			
603.2	1.6	—	0.283			
603.2× 403.2	1.6	—	0.24			

\*9: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
353.2	1.6	—	0.0962			

\*10: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
203.2	1.6	—	0.0314			
353.2	1.6	—	0.0962			
453.2	1.6	—	0.159			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*11：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
403.2	1.6	—	0.126			
453.2	1.6	—	0.159			
503.2	1.6	—	0.196			
603.2	1.6	—	0.283			
653.2	1.6	—	0.332			
654.6	2.3	—	0.332			
703.2	1.6	—	0.385			
903.2	1.6	—	0.636			
953.2	1.6	—	0.709			
1153.2	1.6	—	1.04			
1154.6	2.3	—	1.04			
1156.4	3.2	—	1.04			
1003.2× 653.2	1.6	—	0.650			
1103.2× 1003.2	1.6	—	1.10			

\*12：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
403.2	1.6	—	0.126			
503.2	1.6	—	0.196			
603.2	1.6	—	0.283			
653.2	1.6	—	0.332			
753.2	1.6	—	0.442			
904.6	2.3	—	0.636			
1156.4	3.2	—	1.04			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*13：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
1156.4	3.2	—	1.04			

\*14：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
654.6	2.3	—	0.332			
1356.4	3.2	—	1.43			
1506.0	3.0	—	1.77			
1506.4	3.2	—	1.77			
906.4× 1116.4	3.2	—	0.999			
1306.0× 1306.0	3.0	—	1.69			
1306.4× 1306.4	3.2	—	1.69			

\*15：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
1506.0	3.0	—	1.77			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙1

\*16: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
406.0	3.0	—	0.126			
506.0	3.0	—	0.196			
606.0	3.0	—	0.283			
656.0	3.0	—	0.332			
906.0	3.0	—	0.636			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*17: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	3.5	50	0.00225			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
216.3	4	200	0.0341			
355.6	4	350	0.0949			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			
355.6	4	350	0.0949			
406.4	4.5	400	0.124			
457.2	4.5	450	0.158			
508	5	500	0.195			
609.6	5.5	600	0.281			
609.6	5.5	600	0.281			
60.5	3.5	50	0.00225			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
318.5	4	300	0.0757			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

(つづき)

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	4	350	0.0949			
406.4	4.5	400	0.124			
558.8	5	550	0.237			
165.2	3.4	150	0.0197			
318.5	4	300	0.0757			
355.6	4	350	0.0949			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
318.5	4	300	0.0757			
355.6	4	350	0.0949			

\*18: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
456.0	3.0	—	0.159			
506.0	3.0	—	0.196			
656.0	3.0	—	0.332			
706.0	3.0	—	0.385			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙1

\*19: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
267.4	4	250	0.0528			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			

\*20: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
706.0	3.0	—	0.385			

\*21: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙1

\*22: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			

\*23: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
906.0	3.0	—	0.636			
1156.0	3.0	—	1.04			
856.0× 1206.0	3.0	—	1.02			
806.0× 1306.0	3.0	—	1.04			

\*24: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
656.0	3.0	—	0.332			
1006.0	3.0	—	0.785			
1206.0	3.0	—	1.13			
806.0× 1306.0	3.0	—	1.04			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*25: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
1206.0	3.0	—	1.13			
1106.0× 1106.0	3.0	—	1.21			
1109.0× 1109.0	4.5	—	1.21			
719.0× 1209.0	4.5	—	0.852			

\*26: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
1206.0	3.0	—	1.13			

\*27: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
456.0	3.0	—	0.159			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*28: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
456.0	3.0	—	0.159			
556.0	3.0	—	0.238			
606.0	3.0	—	0.283			
656.0	3.0	—	0.332			
706.0	3.0	—	0.385			

\*29: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			
355.6	4	350	0.0949			
406.4	4.5	400	0.124			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			
355.6	4	350	0.0949			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*30: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
318.5	4	300	0.0757			

\*31: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
216.3	4	200	0.0341			

\*32: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*33：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
216.3	4	200	0.0341			

\*34：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
267.4	4.0	250	0.0528			

\*35：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*36：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			

\*37：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
267.4	4	250	0.0528			

\*38：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*39: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
267.4	4	250	0.0528			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			

\*40: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*41: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			
318.5	4	300	0.0757			

\*42: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			

\*43: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
267.4	4	250	0.0528			
267.4	4	250	0.0528			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*44: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	5.0	350	0.0938			
456.0	3.0	—	0.159			

\*45: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
355.6	4	350	0.0949			
457.2	4.5	450	0.158			
355.6	4	350	0.0949			

\*46: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
355.6	5.0	350	0.0938			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*47: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
216.3	4	200	0.0341			

\*48: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			

\*49: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*50: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			

\*51: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			

\*52: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
406.0	3.0	—	0.126			

\*53: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	5.0	350	0.0938			

\*54: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	5.0	350	0.0938			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*55: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			

\*56: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			

\*57: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	4	350	0.0949			
318.5	4	300	0.0757			
267.4	4	250	0.0528			
216.3	4	200	0.0341			
165.2	3.4	150	0.0197			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙1

\*58: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
456.0	3.0	—	0.159			
506.0	3.0	—	0.196			
606.0	3.0	—	0.283			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*59: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
609.6	5.5	600	0.281			
406.4	4.5	400	0.124			
355.6	4	350	0.0949			
318.5	4	300	0.0757			
267.4	4	250	0.0528			
216.3	4	200	0.0341			
165.2	3.4	150	0.0197			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
60.5	3.5	50	0.00225			
406.4	4.5	400	0.124			
216.3	4	200	0.0341			
165.2	3.4	150	0.0197			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
60.5	3.5	50	0.00225			

\*60: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	4	350	0.0949			
318.5	4	300	0.0757			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*61: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
355.6	4	350	0.0949			

\*62: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	4	350	0.0949			
318.5	4	300	0.0757			
267.4	4	250	0.0528			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

\*63: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
267.4	4	250	0.0528			
318.5	4	300	0.0757			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*64: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	4	350	0.0949			
318.5	4	300	0.0757			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

\*65: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

\*66: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
406.4	4.5	400	0.124			
355.6	4	350	0.0949			
318.5	4	300	0.0757			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
267.4	4	250	0.0528			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*67: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4	250	0.0528			
165.2	3.4	150	0.0197			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
318.5	4	300	0.0757			

\*68: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	4	200	0.0341			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
216.3	4	200	0.0341			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
318.5	4	300	0.0757			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*69: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
456.0	3.0	—	0.159			
506.0	3.0	—	0.196			
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			
267.4	6.5	250	0.0508			
216.3	6.5	200	0.0325			
60.5	3.5	50	0.00225			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*70: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			
114.3	4.0	100	0.00887			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			
60.5	3.5	50	0.00225			

\*71: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

\*72: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*73: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	3.5	50	0.00225			
114.3	4.0	100	0.00887			

\*74: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			

\*75: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
165.2	5.0	150	0.0189			

\*76: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	3.5	50	0.00225			
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*77: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			
60.5	3.5	50	0.00225			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

\*78: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			

\*79: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			

\*80: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*81 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

\*82 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			

\*83 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			
318.5	6.5	300	0.0733			
318.5	6.5	300	0.0733			
114.3	4.0	100	0.00887			
267.4	6.5	250	0.0508			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*84: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
216.3	6.5	200	0.0325			
165.2	5.0	150	0.0189			
165.2	5.0	150	0.0189			
114.3	4.0	100	0.00887			

\*85: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*86：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
267.4	6.5	250	0.0508			
318.5	6.5	300	0.0733			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			
89.1	4.0	80	0.00517			
89.1	4.0	80	0.00517			

\*87：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			
318.5	6.5	300	0.0733			
355.6	8.0	350	0.0906			
267.4	6.5	250	0.0508			
165.2	5.0	150	0.0189			
89.1	4.0	80	0.00517			
216.3	6.5	200	0.0325			
114.3	4.0	100	0.00887			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*88 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			
89.1	4.0	80	0.00517			
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			

\*89 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			

\*90 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
216.3	4	200	0.0341			
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
216.3	4	200	0.0341			
165.2	3.4	150	0.0197			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙1

\*91: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
406.0	3.0	—	0.126			
456.0	3.0	—	0.159			
165.2	5.0	150	0.0189			
216.3	6.5	200	0.0325			
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			
318.5	6.5	300	0.0733			

\*92: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

\*93: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
456.0	3.0	—	0.159			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*94: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			

\*95: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
165.2	3.4	150	0.0197			

\*96: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			

\*97: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
89.1	4	80	0.00517			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*98: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
27.2	2.5	20	0.000387			
60.5	3.5	50	0.00225			
34.0	3.0	25	0.000616			
114.3	4.0	100	0.00887			
89.1	4.0	80	0.00517			

\*99: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
27.2	2.5	20	0.000387			
60.5	3.5	50	0.00225			
34.0	3.0	25	0.000616			
114.3	4.0	100	0.00887			
89.1	4.0	80	0.00517			

\*100: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
27.2	2.5	20	0.000387			
60.5	3.5	50	0.00225			
42.7	3.0	32	0.00106			
114.3	4.0	100	0.00887			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*101：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			

\*102：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
48.6	3.0	40	0.00143			
114.3	4.0	100	0.00887			
89.1	4.0	80	0.00517			
267.4	6.5	250	0.0508			
89.1	4.0	80	0.00517			
60.5	3.5	50	0.00225			

\*103：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
48.6	3.0	40	0.00143			
114.3	4.0	100	0.00887			
89.1	4.0	80	0.00517			
267.4	6.5	250	0.0508			
60.5	3.5	50	0.00225			
89.1	4.0	80	0.00517			
165.2	5.0	150	0.0189			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*104 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	3.5	50	0.00225			
165.2	5.0	150	0.0189			
114.3	4.0	100	0.00887			
318.5	6.5	300	0.0733			
267.4	6.5	250	0.0508			
114.3	4.0	100	0.00887			

\*105 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	6.5	250	0.0508			
318.5	6.5	300	0.0733			

\*106 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4	300	0.0757			
267.4	4	250	0.0528			
216.3	4	200	0.0341			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*107: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	5.0	150	0.0189			

\*108: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
139.8	3.4	125	0.0139			
139.8	3.4	125	0.0139			
114.3	3	100	0.00921			

\*109: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			

\*110: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*111：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			
89.1	4.0	80	0.00517			

\*112：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3	100	0.00921			

\*113：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			

\*114：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

\*115：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*116: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			

\*117: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			
114.3	3	100	0.00921			

\*118: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
89.1	4.0	80	0.00517			

\*119: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
89.1	4.0	80	0.00517			
114.3	4.0	100	0.00887			
114.3	4.0	100	0.00887			
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*120: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			
216.3	6.5	200	0.0325			
267.4	6.5	250	0.0508			

\*121: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			

\*122: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4	250	0.0528			
267.4	4	250	0.0528			
355.6	4	350	0.0949			
355.6	4	350	0.0949			

\*123: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*124 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			

\*125 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	5.0	150	0.0189			
318.5	6.5	300	0.0733			
216.3	6.5	200	0.0325			
355.6	8.0	350	0.0906			

\*126 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

\*127 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	4.0	100	0.00887			
165.2	5.0	150	0.0189			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*128 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			

\*129 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			

\*130 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.4	150	0.0197			
114.3	3	100	0.00921			

\*131 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
114.3	3.0	100	0.00921			
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
456.0	3.0	—	0.159			
556.0	3.0	—	0.238			
656.0	3.0	—	0.332			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*132 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
656.0	3.0	—	0.332			

\*133 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			

\*134 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*135：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
656.0	3.0	—	0.332			
806.0	3.0	—	0.503			
856.0	3.0	—	0.567			
956.0	3.0	—	0.709			
479.0× 809.0	4.5	—	0.376			
706.0× 1056.0	3.0	—	0.735			
709.0× 1059.0	4.5	—	0.735			
1109.0× 1109.0	4.5	—	1.21			
712.0× 1412.0	6.0	—	0.980			

\*136：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
355.6	5.0	350	0.0938			

\*137：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*138 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
756.0	3.0	—	0.442			
806.0	3.0	—	0.503			

\*139 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
165.2	3.5	150	0.0197			
216.3	4.0	200	0.0341			
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			
406.0	3.0	—	0.126			
456.0	3.0	—	0.159			
506.0	3.0	—	0.196			
556.0	3.0	—	0.238			
706.0	3.0	—	0.385			
756.0	3.0	—	0.442			
756.0	3.0	—	0.442			

\*140 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			
318.5	4.5	300	0.0752			

V-1-1-3-4-1  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (気体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*141：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
318.5	4.5	300	0.0752			
355.6	5.0	350	0.0938			

\*142：パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	4.0	250	0.0528			

V-1-1-3-4-1  
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
(気体廃棄物の廃棄設備)  
別紙1

2.4 機械装置

設備名称	仕様表仕様		根拠		
窒素循環冷却機 (PA0171-C-551 , -552)	個数	2(うち1台予備)	必要な個数	2	2.4(1)①

## 別紙4－3

# 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書(液体廃棄物の廃棄設備)[1項 新規]

本添付資料は、液体廃棄物の廃棄設備の設備別記載事項の設定根拠に関する説明書を示す。

目 次

	ページ
1. 概要 .....	1
2. 設備別記載事項の設定根拠に関する設定方針 .....	1
2.1 容器 .....	1
2.2 ろ過装置 .....	1
2.3 ポンプ .....	2
2.4 主配管 .....	3
2.5 核物質等取扱ボックス .....	3

別紙1 液体廃棄物の廃棄設備の各仕様の設定根拠

## 1. 概要

本資料は、放射性廃棄物の廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備に属する設備・機器で仕様表に記載する事項が通常運転時及び設計基準事故時に要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明する。

## 2. 設備別記載事項の設定根拠に関する設定方針

液体廃棄物の廃棄設備に属する設備・機器についての機種ごとの仕様表記載事項の設定根拠を以下に示す。また、設備・機器の各仕様に対する設定根拠を別紙1に示す。

### 2.1 容器

#### (1) 容量の設定根拠

発生頻度が比較的高い廃液を2日連続で受け入れた場合の廃液量以上の容量とする。…………… 2.1(1)①

管理区域内で発生する空調機器ドレン等の合計廃液量以上の容量とする。  
…………… 2.1(1)②

上流の機器の送液量以上の容量とする。…………… 2.1(1)③

イオン系廃液検査槽で、受け入れた場合の廃液量を約15倍まで希釈可能な容量以上の容量とする。…………… 2.1(1)④

#### (2) 最高使用圧力の設定根拠

開放容器であることから静水頭とする。…………… 2.1(2)①

#### (3) 最高使用温度の設定根拠

常温の廃液を受け入れて一時貯留するため、設置室の環境温度以上の温度とする。  
…………… 2.1(3)①

#### (4) 個数の設定根拠

廃液を受け入れるために必要な個数とする。…………… 2.1(4)①

### 2.2 ろ過装置

#### (1) 容量の設定根拠

廃液中の放射能濃度低減のために必要なポンプの単位時間当たりの送液量と同じとする。…………… 2.2(1)①

#### (2) 最高使用圧力の設定根拠

ポンプの最高使用圧力と同じ圧力とする。…………… 2.2(2)①

#### (3) 最高使用温度の設定根拠

設置するオープンポートボックス内の環境温度以上の温度とする。…………… 2.2(3)①

#### (4) 個数の設定根拠

ろ過処理又は吸着処理を行うために必要な個数とする。…………… 2.2(4)①

2.3 ポンプ

(1) 容量の設定根拠

上流の容器の単位時間当たりの送液可能な容量以上の容量とする。…… 2.3(1)①

廃液中の放射能濃度低減のために必要なる過装置又は吸着処理塔への単位時間当たりの送液量以上の容量とする。…… 2.3(1)②

(2) 揚程又は吐出圧力の設定根拠

容器からの送液先のうち、必要揚程が最も大きい容器への送液における静水頭並びに配管及び弁類圧力損失等を基に設定した揚程以上の揚程とする。…… 2.3(2)①

容器間の送液における静水頭並びに配管及び弁類圧力損失等を基に設定した吐出圧力以上の吐出圧力とする。…… 2.3(2)②

(3) 最高使用圧力の設定根拠

静水頭及び締切揚程の合計値以上の圧力とする。…… 2.3(3)①

吐出圧力以上の圧力とする。…… 2.3(3)②

(4) 最高使用温度の設定根拠

送液元である容器の最高使用温度と同じ温度とする。…… 2.3(4)①

(5) 原動機出力の設定根拠

下記の式により決定し、ポンプの原動機出力は軸動力以上の原動機出力とする。

…… 2.3(5)①

$$P_W = 10^{-3} \times \rho \times g \times Q \times H$$

$$\eta = \frac{P_W}{P} \times 100$$

(引用文献日本工業規格 JIS B 0131(2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \times \rho \times g \times Q \times H}{\eta/100}$$

P : 軸動力(kW)

Pu : 水動力(kW)

$\rho$  : 密度 (kg/m<sup>3</sup>)

g : 重力加速度(m/s<sup>2</sup>)

Q : 容量 (m<sup>3</sup>/s)

H : 揚程 (m)

$\eta$  : ポンプ効率(%)

下記の式により決定し、ポンプの原動機出力はポンプ負荷以上の原動機出力とする。…… 2.3(5)②

$$TP = \left( \frac{\pi}{4} \times D^2 \times P \times 10^6 + W \right) \times \frac{S}{2} \times \frac{N}{9550 \times R \times K}$$

- TP : ポンプ負荷(kW)  
 P : ポンプ最高吐出圧力(MPa)  
 D : ダイアフラム径(m)  
 S : ストローク長 (m)  
 W : ポンプ損失負荷(N)  
 N : モータ回転数 (/min)  
 R : 減速機(駆動部)の減速比(-)  
 K : 減速機(駆動部)の伝達効率(-)

(6) 個数の設定根拠

廃液を送液するために必要な個数を設置する。…………… 2.3(6)①

2.4 主配管

(1) 最高使用圧力の設定根拠

上流側の機器の最高使用圧力と同じ圧力とする。…………… 2.4(1)①

(2) 最高使用温度の設定根拠

送液元である機器の最高使用温度と同じ温度とする。…………… 2.4(2)①

(3) 外径の設定根拠

容器に受け入れた廃液を送液するため標準流速を目安に外径を選定する。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C}$$

…………… 2.4(3)①

払出前希釈槽に受け入れた廃液を配管勾配による重力流で送液するため、圧力損失・施工性等を考慮する。また、重力流で受け入れたヘッダ配管については、他のイオン系廃液払出時においても送液可能な外径とする。…………… 2.4(3)②

2.5 核物質等取扱ボックス

(1) 個数の設定根拠

核燃料物質等を閉じ込めるために、核物質等取扱ボックス内に設置する装置を収納できる個数とする。…………… 2.5(1)①

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

液体廃棄物の廃棄設備の各仕様の設定根拠

2.1 容器

設備名称	仕様表仕様		根拠		
	容量	■ 以上 (2 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /個	発生頻度が比較的高い 廃液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)①
イオン系廃液検査槽 (PA0172-V-11, -12)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	2	個数	2	2.1(4)①
	容量	■ 以上 (10 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /個	管理区域内で発生する 空調機器ドレン等の合 計廃液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)②
固体系廃液検査槽 (PA0172-V-61, -62)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	2	個数	2	2.1(4)①
	容量	■ 以上 (10 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup>	固体系廃液検査槽、吸 着処理後槽及び廃液貯 槽の送液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)③
ろ過処理前槽 (PA0172-V-70)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	1	個数	1	2.1(4)①
	容量	■ 以上 (10 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup>	ろ過処理前槽の送液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)③
ろ過処理後槽 (PA0172-V-80)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	1	個数	1	2.1(4)①
	容量	■ 以上 (2 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup>	イオン系廃液検査槽、 ろ過処理後槽及び廃液 貯槽の送液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)③
吸着処理前槽 (PA0172-V-20)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	1	個数	1	2.1(4)①
	容量	■ 以上 (2 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup>	吸着処理前槽の送液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)③
吸着処理後槽 (PA0172-V-30)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	1	個数	1	2.1(4)①
	容量	■ 以上 (22 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /個	イオン系廃液検査槽の 廃液量	■ m <sup>3</sup>	2.1(1)④
廃液貯槽 (PA0172-V- 91, -92, -93)	最高使用圧力	静水頭	開放容器の圧力	静水頭	2.1(2)①
	最高使用温度	50℃	設置室の環境温度	40℃	2.1(3)①
	個数	3	個数	3	2.1(4)①

注記 \*1：公称値を示す。

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

2.2 ろ過装置

設備名称	仕様表仕様		根拠		
	項目	仕様	根拠	数値	注
第 1 ろ過処理装置, 第 2 ろ過処理装置 (PA0172-M-71, -72)	容量	■■■■ 以上 (0.25 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h/個	廃液中の放射能濃度低減のために必要なるろ過処理前槽ポンプの送液量	■■■■ m <sup>3</sup> /h	2.2(1)①
	最高使用圧力	0.49MPa	ろ過処理前槽ポンプの最高使用圧力	0.49MPa	2.2(2)①
	最高使用温度	60℃	オープンポートボックス内の環境温度	40℃	2.2(3)①
	個数	2	個数	2	2.2(4)①
精密ろ過装置 (PA0172-M-7210)	容量	■■■■ 以上 (0.25 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h	廃液中の放射能濃度低減のために必要なるろ過処理前槽ポンプの送液量	■■■■ m <sup>3</sup> /h	2.2(1)①
	最高使用圧力	0.49MPa	ろ過処理前槽ポンプの最高使用圧力	0.49MPa	2.2(2)①
	最高使用温度	60℃	オープンポートボックス内の環境温度	40℃	2.2(3)①
	個数	1	個数	1	2.2(4)①
限外ろ過装置 (PA0172-M-73)	容量	■■■■ 以上 (0.25 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h	廃液中の放射能濃度低減のために必要なるろ過処理前槽ポンプの送液量	■■■■ m <sup>3</sup> /h	2.2(1)①
	最高使用圧力	0.49MPa	ろ過処理前槽ポンプの最高使用圧力	0.49MPa	2.2(2)①
	最高使用温度	60℃	オープンポートボックス内の環境温度	40℃	2.2(3)①
	個数	1	個数	1	2.2(4)①
吸着処理塔 (PA0172-T-21, -22)	容量	■■■■ 以上 (0.01 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h/個	廃液中の放射能濃度低減のために必要な吸着処理前槽ポンプの送液量	■■■■ m <sup>3</sup> /h	2.2(1)①
	最高使用圧力	0.29MPa	吸着処理前槽ポンプの最高使用圧力	0.29MPa	2.2(2)①
	最高使用温度	60℃	オープンポートボックス内の環境温度	40℃	2.2(3)①
	個数	2	個数	2	2.2(4)①

注記 \*1: 公称値を示す。

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

2.3 ポンプ

設備名称	仕様表仕様		根拠		
イオン系廃液検査槽ポンプ (PA0172-P-1111, -1112)	容量	■以上 (2.0 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h/個	イオン系廃液検査槽の送液可能な容量	■m <sup>3</sup>	2.3(1)①
	揚程	■以上 (15 <sup>*1</sup> )m	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)①
			静水頭	■m	
			機器圧力損失	0m	
	最高使用圧力	0.5MPa	配管及び弁類圧力損失	■m	2.3(3)①
			静水頭	■m	
	最高使用温度	50℃	絞切揚程	■m	2.3(4)①
	原動機出力	0.75kW/個	イオン系廃液検査槽の最高使用温度	50℃	2.3(5)①
			密度	1000kg/m <sup>3</sup>	
			重力加速度	9.80665m/s <sup>2</sup>	
容量			2/3600m <sup>3</sup> /s		
揚程			15m		
ポンプ効率 (設計計画値)	■%				
個数	2	個数	2	2.3(6)①	
固体系廃液検査槽ポンプ (PA0172-P-6111, -6112)	容量	■以上 (12.0 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h/個	固体系廃液検査槽の送液可能な容量	■m <sup>3</sup>	2.3(1)①
	揚程	■以上 (9 <sup>*1</sup> )m	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)①
			静水頭	■m	
			機器圧力損失	0m	
	最高使用圧力	0.5MPa	配管及び弁類圧力損失	■m	2.3(3)①
			静水頭	■m	
	最高使用温度	50℃	絞切揚程	■m	2.3(4)①
	原動機出力	2.2kW/個	固体系廃液検査槽の最高使用温度	50℃	2.3(5)①
			密度	1000kg/m <sup>3</sup>	
			重力加速度	9.80665m/s <sup>2</sup>	
容量			12/3600m <sup>3</sup> /s		
揚程			9m		
ポンプ効率 (設計計画値)	■%				
個数	2	個数	2	2.3(6)①	
ろ過処理前槽ポンプ (PA0172-P-7010)	容量	■以上 (0.25 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h	廃液中の放射能濃度低減のために必要なる過装置への送液量	5m <sup>3</sup> /24h	2.3(1)②
	吐出圧力	■以上 (0.22 <sup>*1</sup> )MPa	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)②
			静水頭	■m	
			機器圧力損失	■m	
	最高使用圧力	0.49MPa	配管及び弁類圧力損失	■m	2.3(3)②
			吐出圧力	■MPa	
	最高使用温度	50℃	ろ過処理前槽の最高使用温度	50℃	2.3(4)①
	原動機出力	0.4kW	ポンプ最高吐出圧力	■MPa	2.3(5)②
			ダイヤフラム径	■m	
			ストローク長	■m	
ポンプ損失負荷			■N		
モータ回転数			■/min		
減速機 (駆動部) の減速比			■		
減速機 (駆動部) の伝達効率	■				
個数	1	個数	1	2.3(6)①	

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)

別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
ろ過処理後槽ポンプ (PA0172-P-8010)	容量	■以上 (12.0 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h	ろ過処理後槽の送液可能な容量	■m <sup>3</sup>	2.3(1)①
	揚程	■以上 (9 <sup>*1</sup> )m	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)①
			静水頭	■m	
			機器圧力損失	0m	
			配管及び弁類圧力損失	■m	
	最高使用圧力	0.2MPa	静水頭	■m	2.3(3)①
	最高使用温度	50℃	縮切揚程	■m	
	原動機出力	1.1kW	密度	1000kg/m <sup>3</sup>	2.3(5)①
重力加速度			9.80665m/s <sup>2</sup>		
容量			12/3600m <sup>3</sup> /s		
揚程			9m		
ポンプ効率 (設計計画値)	■%				
個数	1	個数	1	2.3(6)①	
吸着処理前槽ポンプ (PA0172-P-2010)	容量	■以上 (0.021 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h	廃液中の放射能濃度低減のために必要な吸着処理塔への送液量	0.5m <sup>3</sup> /24h	2.3(1)②
	吐出圧力	■以上 (0.18 <sup>*1</sup> )MPa	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)②
			静水頭	■m	
			機器圧力損失	■m	
			配管及び弁類圧力損失	■m	
	最高使用圧力	0.29MPa	吐出圧力	■MPa	2.3(3)②
	最高使用温度	50℃	吸着処理前槽の最高使用温度	50℃	2.3(4)①
	原動機出力	0.4kW	ポンプ最高吐出圧力	■MPa	2.3(5)②
ダイアフラム径			■m		
ストローク長			■m		
ポンプ損失負荷			■N		
モータ回転数			■/min		
減速機(駆動部)の減速比			■		
減速機(駆動部)の伝達効率	■				
個数	1	個数	1	2.3(6)①	
吸着処理後槽ポンプ (PA0172-P-3010)	容量	■以上 (2.0 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h	吸着処理後槽の送液可能な容量	■m <sup>3</sup>	2.3(1)①
	揚程	■以上 (14 <sup>*1</sup> )m	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)①
			静水頭	■m	
			機器圧力損失	0m	
			配管及び弁類圧力損失	■m	
	最高使用圧力	0.5MPa	静水頭	■m	2.3(3)①
	最高使用温度	50℃	縮切揚程	■m	
	原動機出力	0.75 kW	密度	1000kg/m <sup>3</sup>	2.3(5)①
重力加速度			9.80665m/s <sup>2</sup>		
容量			2/3600m <sup>3</sup> /s		
揚程			14m		
ポンプ効率 (設計計画値)	■%				
個数	1	個数	1	2.3(6)①	

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)

別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
廃液貯槽ポンプ (PA0172-P-9111, - 9112)	容量	■ 以上(20 <sup>*1</sup> )m <sup>3</sup> /h/個	廃液貯槽の送液可能な容量	■ m <sup>3</sup>	2.3(1)①
	揚程	■ 以上(62 <sup>*1</sup> )m	送液元と送液先の圧力差	0m	2.3(2)①
			静水頭	■ m	
			機器圧力損失	0m	
	最高使用 圧力	1MPa	配管及び弁類圧力損失	■ m	2.3(3)①
			静水頭	■ m	
	最高使用 温度	50℃	廃液貯槽の最高使用温度	50℃	2.3(4)①
	原動機出 力	15kW/個	密度	1000kg/m <sup>3</sup>	2.3(5)①
			重力加速度	9.80665m/s <sup>2</sup>	
			容量	20/3600m <sup>3</sup> /s	
揚程			62m		
		ポンプ効率 (設計計画値)	■ %		
個数	2	個数	2	2.3(6)①	

注記 \*1：公称値を示す。

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

2.4 主配管

設備名称	仕様表仕様		根拠		
イオン系廃液検査槽 A, B ～ イオン系廃液検査槽ポンプ A, B ～ 廃液貯槽 A, B, C, 吸着処理前槽	最高使用 圧力	静水頭	イオン系廃液検査槽の最高使用圧力	静水頭	2.4(1)①
		0.5MPa	イオン系廃液検査槽ポンプの最高使用圧力	0.5MPa	
	最高使用 温度	50℃	イオン系廃液検査槽の最高使用温度	50℃	2.4(2)①
	外径*1	34.0mm 48.6mm	パラメータ	*2	2.4(3)①
固体系廃液検査槽 A, B ～ 固体系廃液検査槽ポンプ A, B ～ 廃液貯槽 A, B, C, ろ過処理前槽	最高使用 圧力	静水頭	固体系廃液検査槽の最高使用圧力	静水頭	2.4(1)①
		0.5MPa	固体系廃液検査槽ポンプの最高使用圧力	0.5MPa	
	最高使用 温度	50℃	固体系廃液検査槽の最高使用温度	50℃	2.4(2)①
	外径*1	48.6mm 60.5mm 76.3mm	パラメータ	*3	2.4(3)①
吸着処理前槽 ～ 吸着処理前槽ポンプ ～ 吸着処理塔 A, B ～ 吸着処理後槽 ～ 吸着処理後槽ポンプ ～ 廃液貯槽 A, B, C, ろ過処理前槽	最高使用 圧力	静水頭	吸着処理前槽又は吸着処理後槽の最高使用圧力	静水頭	2.4(1)①
		0.29MPa	吸着処理前槽ポンプの最高使用圧力	0.29MPa	
		0.5MPa	吸着処理後槽ポンプの最高使用圧力	0.5MPa	
	最高使用 温度	50℃	吸着処理前槽及び吸着処理後槽の最高使用温度	50℃	2.4(2)①
		60℃	吸着処理塔の最高使用温度	60℃	
	外径*1	17.3mm 21.7mm 27.2mm 34.0mm 48.6mm	パラメータ	*4	2.4(3)①

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)

別紙 1

設備名称	仕様表仕様		根拠		
ろ過処理前槽 ～ ろ過処理前槽ポンプ ～ 第1ろ過処理装置 ～ 第2ろ過処理装置 ～ 精密ろ過装置 ～ 限外ろ過装置 ～ ろ過処理後槽 ～ ろ過処理後槽ポンプ ～ 廃液貯槽 A, B, C, 吸着処理前槽	最高使用 圧力	静水頭	ろ過処理前槽及び ろ過処理後槽の最 高使用圧力	静水頭	2.4(1)①
		0.2MPa	ろ過処理後槽ポン プの最高使用圧力	0.2MPa	
		0.49MPa	ろ過処理前槽ポン プの最高使用圧力	0.49MPa	
	最高使用 温度	50℃	ろ過処理前槽及び ろ過処理後槽の最 高使用温度	50℃	2.4(2)①
		60℃	第1ろ過処理装 置, 第2ろ過処理 装置, 精密ろ過装 置及び限外ろ過装 置の最高使用温度	60℃	
	外径*1	21.7mm 27.2mm 34.0mm 48.6mm 60.5mm 76.3mm	パラメータ	*5	2.4(3)①
廃液貯槽 A, B, C ～ 廃液貯槽ポンプ A, B ～ 吸着処理前槽, ろ過処理 前槽, 排水口 (0172- W3054)	最高使用 圧力	静水頭	廃液貯槽の最高使 用圧力	静水頭	2.4(1)①
		1.0MPa	廃液貯槽ポンプの 最高使用圧力	1.0MPa	
	最高使用 温度	50℃	廃液貯槽の最高使 用温度	50℃	2.4(2)①
	外径*1	60.5mm 76.3mm 89.1mm	パラメータ	*6	2.4(3)①
分析済液処理設備境界弁 (0167-W3001) ～ イオン系廃液検査槽 A, B	最高使用 圧力	静水頭	イオン系廃液検査 槽の受入れ時	静水頭	2.4(1)①
		大気圧	開水路流れ	大気圧	
	最高使用 温度	50℃	払出前希釈槽の最 高使用温度	50℃	2.4(2)①
	外径*1	60.5mm 114.3mm	送液可能な外径	60.5mm 114.3mm	2.4(3)②

注記 \*1: 公称値を示す。

\*2: パラメータは以下のとおりとする。

外径	厚さ	呼び径	流路面積	流量	流速	標準流速
A	B		C	D	E	
(mm)	(mm)	(A)	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>3</sup> /h)	(m/s)	(m/s)
34.0	3.4	25	0.000581			～2.5
34.0	3.0	25	0.000616			～2.5
48.6	3.0	40	0.00143			～2.5

\*3: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
48.6	3.0	40	0.00143			~2.5
60.5	3.5	50	0.00225			~2.5
76.3	3.5	65	0.00377			~2.7

\*4: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
17.3	2.0	10	0.000139			~2.5
21.7	2.5	15	0.000219			~2.5
27.2	2.5	20	0.000387			~2.5
34.0	3.0	25	0.000616			~2.5
48.6	3.0	40	0.00143			~2.5

\*5: パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
21.7	2.5	15	0.000219			~2.5
21.7	3.7	15	0.000161			~2.5
27.2	2.5	20	0.000387			~2.5
34.0	3.0	25	0.000616			~2.5
48.6	3.0	40	0.00143			~2.5
60.5	3.5	50	0.00225			~2.5
76.3	3.5	65	0.00377			~2.7
76.3	5.2	65	0.00341			~2.7

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

\*6 : パラメータは以下のとおりとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)	流路面積 C (m <sup>2</sup> )	流量 D (m <sup>3</sup> /h)	流速 E (m/s)	標準流速 (m/s)
60.5	3.5	50	0.00225			~2.5
76.3	3.5	65	0.00377			~2.7
89.1	4.0	80	0.00517			~2.9

V-1-1-3-4-2  
 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書  
 (液体廃棄物の廃棄設備)  
 別紙 1

2.5 核物質等取扱ボックス

設備名称	仕様表仕様		根拠		
	個数		収納できる 個数		
ろ過処理オープンポートボックス (PA0172-B-20701)	個数	1	収納できる 個数	1	2.5(1)①
吸着処理オープンポートボックス (PA0172-B-10701)	個数	1	収納できる 個数	1	2.5(1)①

## 別紙4－4

# 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書(その他基本設計方針設備)[1 項新規]

本添付資料は、その他基本設計方針設備の設備別記載事項の設定根拠に関する説明書を示す。

目 次

	ページ
1. 概要 .....	1
2. 設備別記載事項の設定根拠に関する設定方針 .....	1
2.1 基本設計方針対象設備 .....	1

別紙1 基本設計方針対象設備の各仕様の設定根拠

1. 概要

本資料は、基本設計方針対象設備に属する設備・機器で通常運転時及び重大事故時に要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明する。

2. 設備別記載事項の設定根拠に関する設定方針

基本設計方針対象設備に属する設備・機器について記載事項の設定根拠を以下に示す。  
また、設備・機器の各仕様に対する設定根拠を別紙1に示す。

2.1 基本設計方針対象設備

(1) 個数の設定根拠

MOX 燃料集合体の加工運転に必要な個数とする。…………… 2.1(1)①  
核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行した MOX 粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために、「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」の「3.1.2.1 外部放出抑制設備」に示す外部放出抑制設備の設備構成に必要な個数とする。…………… 2.1(1)②

基本設計方針対象設備の各仕様の設定根拠

2.1 基本設計方針対象設備

設備名称	基本設計方針における仕様		根拠		
	個数		必要な個数		
被覆管乾燥装置	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)①
被覆管供給装置	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)①
部材供給装置(部材供給部)	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)①
部材供給装置(部材搬送部)	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)①
溶接試料前処理装置	個数	1	必要な個数	1	2.1(1)①
スケルトン組立装置	個数	1	必要な個数	1	2.1(1)①
工程室排風機入口手動ダンパ	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)②
グローブボックス排風機入口手動ダンパ	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)②
グローブボックス排気閉止ダンパ	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)②
工程室排気閉止ダンパ	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)②
排気筒	個数	1	必要な個数	1	2.1(1)①
受払装置	個数	1	必要な個数	1	2.1(1)①
ウラン粉末缶入出庫装置	個数	2	必要な個数	2	2.1(1)①

## 別紙 5

### 補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2.地盤」、「3.自然現象等」、「4.閉じ込めの機能」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1 設計基準対象の施設】 ・気体廃棄物の廃棄設備による、放射性物質の低減について説明する。  【3.1.1(2)a.(a) 処理方法】 ・気体廃棄物の処理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3	気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(1) 設備構成】 ・気体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
4	建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(1) 設備構成】 ・建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備を燃料加工建屋に収納する設計について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
5	気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
6	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。 なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6.放射線管理施設」に基づくものとする。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)a.(b) 気体廃棄物の放出量】 ・平常時における公衆の線量が十分小さいことについて説明する。 【3.1.1(2)a.(c)イ. 放出管理】 ・放射性気体廃棄物の放出管理について説明する。 【3.1.1(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・放射性気体廃棄物の測定監視について説明する。 ・排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
7	気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)e.(a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(b)イ.(イ) 考慮する因子】 【3.1.1(2)e.(b)ロ.(イ) 考慮する因子】 【3.1.1(2)e.(b)ハ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e.(b)イ.(ロ) 換気風量】 【3.1.1(2)e.(b)ロ.(ロ) 換気風量】 【3.1.1(2)e.(b)ハ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
8	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。 なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p>	<p>V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書</p> <p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)b. 気体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により放射性物質等を拡散させない設計とすることについて説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
9	<p>燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)a. (a)イ. 建屋排気設備による気体廃棄物の処理】 ・建屋排風機による排気及び建屋排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排風機による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 ・グローブボックス排風機による排気並びにグローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
10	<p>気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)a. (a)イ.(イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ロ.(イ) 工程室排気フィルタユニット】 ・工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ.(イ) グローブボックス排気フィルタ】 ・グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ.(ロ) グローブボックス排気フィルタユニット】 ・グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a. (a)ハ.(ハ) グローブボックス給気フィルタ】 ・グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
11	<p>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)a. (d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)イ.(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)イ.(ハ) 枠型フィルタ】 ・枠型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)ロ. 高性能エアフィルタの交換時期の設定】 ・高性能エアフィルタの交換時期の設定について説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
12	<p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)a. (d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)イ.(イ) 密封交換型フィルタユニット】 ・密封交換型フィルタユニットの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)イ.(ロ) 箱型フィルタ】 ・箱型フィルタの交換方法について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)イ.(ハ) 枠型フィルタ】 ・枠型フィルタの交換方法について説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
13	<p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)a. (d) 高性能エアフィルタの保守性】 ・高性能エアフィルタの保守性について説明する。 【3.1.1(2)a. (d)ハ. 高性能エアフィルタの検査方法】 ・高性能エアフィルタの検査方法について説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
14	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブボックス1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。 なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に、基づくものとする。</p>	<p>【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。</p> <p>【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・核燃料物質等の漏えいの拡大防止について説明する。</p>	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
15	気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
16	(1) 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.1.1 設計基準対象の施設】 ・設計基準対象の施設として用いる気体廃棄物の廃棄設備に係る基本方針について説明する。  【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
17	建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)d. 貯蔵施設の崩壊熱除去】 ・燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設にて発生する崩壊熱を冷却できる設計について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
18	建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
19	貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすること、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)c. 核燃料物質等の漏えいの拡大防止】 ・貯蔵容器搬送用洞道のMOX燃料加工施設境界の扉の開放時に、貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持できる設計について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
20	建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e. (a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (b)イ. (イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e. (b)イ. (ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	<排風機容量の考え方> ⇒建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について補足説明する。 ・【補足廃棄01】建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について
21	建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)イ. (イ) 建屋排気フィルタユニット】 ・建屋排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
22	(2) 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)ロ. 工程室排気設備による気体廃棄物の処理】 ・工程室排風機による排気及び工程室排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
23	工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
24	工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e. (a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (a)イ. (ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e. (b)ロ. (イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e. (b)ロ. (ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	<排風機容量の考え方> ⇒建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について補足説明する。 ・【補足廃棄01】建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について
25	工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)ロ. (イ) 工程室排気フィルタユニット】 ・工程室排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
26	(3) グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a. (a)ハ. グローブボックス排気設備による気体廃棄物の処理】 ・グローブボックス排風機による排気並びにグローブボックス排気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタユニットによる放射性物質の除去について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
27	グローブボックス排気設備は、原料MOX粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
28	気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・外部電源喪失時におけるグローブボックス排風機の機能維持について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
29	グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
30	グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)e.(a)イ. 風量決定因子の考え方】 ・風量決定因子の考え方について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(イ) 換気回数を満足するために必要な風量】 ・換気回数を満足するために必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ロ) 機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量】 ・機器発熱及び崩壊熱の除去に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ハ) 負圧維持に必要な風量】 ・負圧維持に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ニ) グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量】 ・グローブボックス、オープンポートボックス及びフードの給気に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ホ) 炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量】 ・炭酸ガス濃度の抑制に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(a)イ.(ヘ) 有害物質の希釈に必要な風量】 ・有害物質の希釈に必要な風量について説明する。 【3.1.1(2)e.(b)ハ.(イ) 考慮する因子】 ・換気風量の決定因子として考慮するものについて説明する。 【3.1.1(2)e.(b)ハ.(ロ) 換気風量】 ・決定因子に基づいて算出した換気風量について説明する。	<排風機容量の考え方> ⇒建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について補足説明する。 ・【補足廃棄01】建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について
31	グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(2)a.(a)ハ.(イ) グローブボックス排気フィルタ】 ・グローブボックス排気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)ハ.(ロ) グローブボックス排気フィルタユニット】 ・グローブボックス排気フィルタユニットの捕集効率について説明する。 【3.1.1(2)a.(a)ハ.(ハ) グローブボックス給気フィルタ】 ・グローブボックス給気フィルタによる気体廃棄物の処理について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
32	(4) 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
33	(5) 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
34	窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
35	(6) 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上1階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約20m(標高約75m)とする設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・排気筒の設計方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
36	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 廃棄施設のうち、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設計方針について説明する。  【3.2(2)a.(a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
37	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
38	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1) 設備構成】 ・低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に収納する設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし

補足すべき項目の抽出  
(第二十条 廃棄施設)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
39	液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の設備構成及び設備の概要について説明する。 【3.2(2)a.(c)イ.(イ) 液体廃棄物(油類廃棄物を除く。)の放出管理】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2(2)a.(c)ロ. 測定監視】 ・燃料加工建屋内の管理区域で発生する液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
40	排水口から排出した排水は、海洋放出管理系から海洋へ放出する設計とする。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。 ・海洋放出管理系の設備構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
41	液体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理又は保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2(1) 設備構成】 ・液体廃棄物の廃棄設備の設備構成について説明する。 【3.2(1)b. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力、面積、高さについて説明する。 【3.2(2)a.(a) 処理方法】 ・液体廃棄物の処理方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
42	液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。 なお、液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書  V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9 低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。  【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2(2)b. 液体廃棄物の廃棄設備の逆流防止】 ・低レベル廃液処理設備の逆流防止対策について説明する。 ・海洋放出管理系の逆流防止対策について説明する。	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象なし  【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象なし
43	液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。 なお、油類は、固化化する油類と固化化しない油類に分類し、固化化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。 固化化した油類の取扱いについては、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2(2)a.(a)ロ.(イ) 管理区域内で発生する油類廃棄物】 ・管理区域で発生する油類廃棄物について説明する。 ・油類の取扱いについて説明する。 【3.2(2)a.(b)ロ. 管理区域内で発生する油類廃棄物の発生量】 ・管理区域で発生する油類廃棄物の発生量について説明する。 【3.2(2)a.(c)イ.(ロ) 油類廃棄物の保管廃棄の管理】 ・油類廃棄物の保管廃棄の管理について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
44	液体廃棄物の廃棄設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。 なお、液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書  V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【2.1 閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.9 低レベル廃液処理設備】 ・堰等により漏えいの拡大を防止すること及び溶接等により漏えいしにくい設計とすることについて説明する。  【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【2.2 液体廃棄物の廃棄設備の基本方針】 ・液体廃棄物の廃棄設備の基本方針について説明する。  【3.2(2)c. 液体廃棄物の廃棄設備の漏えいの拡大防止】 ・低レベル廃液処理設備の漏えいの拡大防止について説明する。 ・海洋放出管理系の漏えいの拡大防止について説明する。	【V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象なし  【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象なし
45	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。		【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 ・低レベル廃液処理設備の設備構成及び設備の概要について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

補足すべき項目の抽出  
(第二十条 廃棄施設)

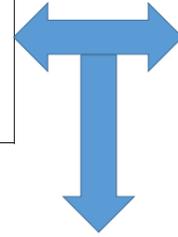
基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
46	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
47	低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
48	排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
49	また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
50	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、 <b>固化</b> しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
51	なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
52	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
53	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書  V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	【V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【7.系統施設毎の設計上の考慮 7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。  【V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 ※補足すべき事項の対象なし

補足すべき項目の抽出  
(第二十条 廃棄施設)

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
54	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 保管廃棄施設のうち、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 設備構成 a. 廃棄物保管設備 b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	※補足すべき事項の対象なし
55	固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。			
56	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。			
57	MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。			
58	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。			
59	5.1.3.1 廃棄物保管設備 廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。		V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄 (b) 固体廃棄物の発生量 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の年間発生量	※補足すべき事項の対象なし
60	なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。 (1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。		V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (イ) 廃棄物保管設備の保管廃棄	※補足すべき事項の対象なし
61	5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。		V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 (2) 設計方針 a. 固体廃棄物の保管廃棄能力 (a) 保管廃棄 イ. 管理区域内で発生する固体廃棄物(固型化した油類を含む。)の保管廃棄 (ロ) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄	
62	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設と共用する。			
63	第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【1.安全機能を有する施設 1.6共用に対する考慮】 ○悪影響防止 ○共用 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

補足説明すべき項目の抽出  
(第二十条 廃棄施設)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目				発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
添付V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	<b>【3. 施設の詳細設計方針】</b> <b>【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】</b> <b>【3.1.1 設計基準対象の施設】</b> <b>【3.1.1(2) e. (b) 各排気設備の換気風量】</b>	<排風機容量の考え方>	[補足廃棄01]	建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について	発電炉の補足説明資料には、本条文に該当する内容の資料はない。		



発電炉の補足説明資料には本条文に該当する内容の資料がないが、基本設計方針からの展開にて抽出された補足すべき事項があるため、別紙5③にて全体構成と分割申請回次を整理する。

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
	1. 設工認に係る補足説明資料(廃棄)												
	1-1 建屋排風機、工程室排風機及びグローブボックス排風機の容量の設定根拠の考え方について	排風機容量の考え方について示す。	[補足廃棄01]	-	-	○	排風機容量の考え方について示す。	-	-	-	-	-	-

凡例

- ・「申請回数」について
- ：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
- △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- ：当該申請回数で記載しない項目

## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

基本設計方針の第2回申請範囲

全体	第2回申請範囲
<p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</p> <p>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p><u>燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u></p>	<p>5. <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</u></p> <p>5.1 <u>放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</u></p> <p>5.1.1 <u>気体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p>5.1.1.1 <u>設計基準対象の施設</u></p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u></p> <p><u>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</u></p> <p>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</u></p> <p><u>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</u></p> <p><u>燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>【凡例】</b></p> <p>第1回申請箇所を下線で示す。</p> </div>

## 基本設計方針の第2回申請範囲

全体	第2回申請範囲
<p>気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性物質</u>を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、<u>負圧を維持する設計とする。</u>オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</p> <p>なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。</p> <p>(1) 建屋排気設備</p> <p>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。</p> <p><u>貯蔵容器搬送用洞道は、MOX 燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX 燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすること、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>(2) 工程室排気設備</p> <p>工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。</p> <p>工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p>気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p><u>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</u></p> <p><u>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</u></p> <p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性物質</u>を閉じ込めるため、グローブボックス等<u>及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。</u>オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、<u>燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</u></p> <p>なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に、基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。</p> <p>(1) 建屋排気設備</p> <p>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。</p> <p><u>貯蔵容器搬送用洞道は、MOX 燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX 燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすること、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>(2) 工程室排気設備</p> <p>工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。</p> <p>工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>

## 基本設計方針の第 2 回申請範囲

全体	第 2 回申請範囲
<p>(3) グローブボックス排気設備</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。</u></p> <p>なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第 2 章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを 2 基設置する設計とする。</p> <p>グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>(4) 給気設備</p> <p>給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。</p> <p>(5) 窒素循環設備</p> <p>窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。</p> <p>窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。</p> <p>(6) 排気筒</p> <p>排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上 1 階屋外に 1 基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約 20m(標高約 75m)とする設計とする。</p>	<p>(3) グローブボックス排気設備</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。</u></p> <p>なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第 2 章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを 2 基設置する設計とする。</p> <p>グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>(4) 給気設備</p> <p>給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。</p> <p>(5) 窒素循環設備</p> <p>窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。</p> <p>窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。</p> <p>(6) 排気筒</p> <p>排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上 1 階屋外に 1 基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約 20m(標高約 75m)とする設計とする。</p>

## 基本設計方針の第2回申請範囲

全体	第2回申請範囲
<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>低レベル廃液処理設備</u>、<u>廃油保管室の廃油保管エリア</u>及び<u>海洋放出管理系</u>で構成する。</p> <p><u>低レベル廃液処理設備</u>、<u>廃油保管室の廃油保管エリア</u>は、<u>燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口から排出した排水は、<u>海洋放出管理系</u>から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>廃棄物を処理又は保管廃棄</u>するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し</u>、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、<u>液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</u></p> <p>なお、<u>液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針</u>については、<u>第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</u></p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、<u>油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し</u>、<u>固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>固型化した油類の取扱いについては</u>、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし</u>、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</p> <p>なお、<u>液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針</u>については、<u>第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</u></p>	<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、<u>液体廃棄物の廃棄設備は</u>、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は</u>、<u>低レベル廃液処理設備</u>、<u>廃油保管室の廃油保管エリア</u>及び<u>海洋放出管理系</u>で構成する。</p> <p><u>低レベル廃液処理設備</u>、<u>廃油保管室の廃油保管エリア</u>は、<u>燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は</u>、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、<u>廃液の性状</u>、<u>廃液の発生量及び放射性物質の濃度</u>に応じて、<u>廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため</u>、必要に応じて、<u>希釈</u>、<u>ろ過</u>又は<u>吸着の処理</u>を行い、<u>廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し</u>、<u>排水口から排出する設計とする。</u></p> <p>排水口から排出した排水は、<u>海洋放出管理系</u>から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>廃棄物を処理又は保管廃棄</u>するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は</u>、<u>放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し</u>、<u>液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には</u>、<u>液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</u></p> <p>なお、<u>液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針</u>については、<u>第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</u></p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、<u>油類は</u>、<u>固型化する油類と固型化しない油類に分類し</u>、<u>固型化しない油類については</u>、<u>油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>固型化した油類の取扱いについては</u>、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし</u>、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</p> <p>なお、<u>液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針</u>については、<u>第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</u></p>

## 基本設計方針の第2回申請範囲

全体	第2回申請範囲
<p>5.1.2.1 低レベル廃液処理設備</p> <p>低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。</p> <p>また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</p> <p>5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</li> <li>(2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</li> <li>(3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</li> </ol> <p>5.1.2.3 海洋放出管理系</p> <p>海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系は、MOX 燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX 燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系のうち、MOX 燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX 燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>5.1.2.1 低レベル廃液処理設備</p> <p>低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。</p> <p>また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</p> <p>5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</li> <li>(2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</li> <li>(3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</li> </ol> <p>5.1.2.3 海洋放出管理系</p> <p>海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系は、MOX 燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX 燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系のうち、MOX 燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX 燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

## 基本設計方針の第 2 回申請範囲

全体	第 2 回申請範囲
<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>保管廃棄施設のうち</u>、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第 1 室及び廃棄物保管第 2 室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第 2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第 2 低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.1.3.1 廃棄物保管設備</p> <p>廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</p> <p>(2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</p> <p>(3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</p> <p>5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>第 2 低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>第 2 低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>第 2 低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>保管廃棄施設のうち</u>、<u>固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第 1 室及び廃棄物保管第 2 室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第 2 低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第 2 低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</u></p> <p><u>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p><u>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p>5.1.3.1 廃棄物保管設備</p> <p>廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</p> <p>(2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</p> <p>(3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</p> <p>5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>第 2 低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>第 2 低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>第 2 低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

第 2 回申請にて全ての範囲を申請

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
<p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</u></p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p><u>廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度、排気風量及び放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u></p> <p><u>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</u></p> <p>なお、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視に係る放射線管理施設の設計方針については、第2章 個別項目「6. 放射線管理施設」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物を処理するために必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p><u>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</u></p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p><u>燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタでろ過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。グローブボックス等並びにオープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、複数段の高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。気体廃棄物の廃棄設備に設置する高性能エアフィルタは、廃棄物を処理するために必要な捕集効率を有する設計とする。</u></p> <p><u>高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</u></p> <p><u>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</u></p>	<p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>変更なし</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p>変更なし</p> <div data-bbox="1537 1333 2611 1837" style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>【凡例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid blue; margin-right: 5px;"></span> : 既設工認に記載されている内容と同様</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid green; margin-right: 5px;"></span> : 既設工認に記載されている内容と全く同じではないが、既設工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid purple; margin-right: 5px;"></span> : その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid orange; margin-right: 5px;"></span> : 既認可等のエビデンス</li> </ul> <p>第1回申請箇所を下線で示す。</p> </div>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
<p>高性能エアフィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する設計とする。オープンポートボックス及びフードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する設計とし、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。また、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くする設計とする。</p> <p>なお、核燃料物質等の漏えいの拡大の防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を換気することにより崩壊熱を適切に除去できる設計とする。</p> <p>(1) 建屋排気設備</p> <p>建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、貯蔵容器一時保管設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気することにより適切に冷却できる設計とする。</p> <p>建屋排気設備は、建屋排気ダクト、建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。</p> <p>貯蔵容器搬送用洞道は、MOX 燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX 燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備のうち建屋排気設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX 燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>建屋排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>建屋排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>(2) 工程室排気設備</p> <p>工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>工程室排気設備は、工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット、工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備と兼用)で構成する。工程室排気設備のうち、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。</p> <p>工程室排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>工程室排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p>	<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、グローブボックス等及び管理区域の負圧維持、オープンポートボックス、フード及びグローブボックスの開口部流入風速の維持並びに負圧順序の形成に関する設計について記載していることから、変更前に記載する。</p>
<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、建屋排気設備及び工程室排気設備の設計を記載していることから、変更前に記載する。</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>(3) グローブボックス排気設備</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、原料MOX粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備及び製品ペレット貯蔵設備に貯蔵する核燃料物質等から発生する崩壊熱を除去するため、換気により冷却できる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の安全上重要な施設のグローブボックス排風機は、非常用所内電源設備と接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。</p> <p>なお、電源供給に係る非常用所内電源設備の設計方針については、第2章 個別項目「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。</p> <p>グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット、グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ(外部放出抑制設備で兼用)で構成する。グローブボックス排気設備のうち、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。</p> <p>グローブボックス排風機は、必要な排気能力を有する設計とする。</p> <p>グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニットは、必要な捕集効率を有する設計とする。</p> <p>(4) 給気設備</p> <p>給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。</p> <p>(5) 窒素循環設備</p> <p>窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)内を循環させる設計とする。</p> <p>窒素循環設備は、窒素循環ダクト、窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。</p> <p>(6) 排気筒</p> <p>排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、燃料加工建屋地上1階屋外に1基設置する設計とする。また、排気筒の排気口は、燃料加工建屋の北東、地上高さを約20m(標高約75m)とする設計とする。</p>	
<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒の設計を記載していることから、変更前に記載する。</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>廃棄施設のうち</u>、液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</u></p> <p><u>低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX 燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p> <p>排水口から排出した排水は、<u>海洋放出管理系</u>から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>廃棄物を処理又は保管廃棄</u>するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</u></p> <p>なお、<u>液体廃棄物の逆流防止に係る設計方針</u>については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄できる設計とする。</p> <p>なお、<u>油類は、固型化する油類と固型化しない油類に分類し、固型化しない油類については、油類廃棄物として廃油保管室の廃油保管エリアで保管廃棄する設計とする。</u></p> <p><u>固型化した油類の取扱い</u>については、「5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、<u>系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とし、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</u>また、液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、核燃料物質等が漏えいしにくい設計とする。</p> <p>なお、<u>液体廃棄物の漏えいの防止及び漏えいの拡大の防止に係る設計方針</u>については、第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとする。</p>	<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>変更なし</p> <div data-bbox="1576 653 2591 804" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、排水口からの排水を再処理施設の海洋放出管理系の設備から海洋へ放出する設計を記載していることから、変更前に記載する。</p> </div> <div data-bbox="1576 848 2591 961" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、液体廃棄物の廃棄設備が液体状の廃棄物を処理する能力を有する設計を記載していることから、変更前に記載する。</p> </div> <div data-bbox="1576 1104 2591 1215" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、廃油保管室での油類廃棄物を保管廃棄するための設計を記載していることから、変更前に記載する。</p> </div> <div data-bbox="1576 1541 2591 1652" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、液体廃棄物の廃棄設備が液体状の廃棄物を処理する能力を有する設計を記載していることから、変更前に記載する。</p> </div>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

	変更前	変更後
廃棄①-2	<p>5.1.2.1 低レベル廃液処理設備</p> <p>低レベル廃液処理設備は、検査槽、ろ過処理オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理オープンポートボックス、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。</p> <p>既設工認 本文</p>	<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、液体廃棄物の廃棄設備が液体状の廃棄物を処理する能力を有する設計を記載していることから、変更前に記載する。</p>
	<p>低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な容量を有する設計とする。</p>	
廃棄①-1	<p>低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。</p> <p>既設工認 本文</p>	<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、排水口の定義及び位置を記載していることから、変更前に記載する。</p>
	<p>排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の出口であり、燃料加工建屋の南西に設置する設計とする。</p>	
廃棄①-3	<p>また、低レベル廃液処理設備を設ける燃料加工建屋の管理区域内には、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。</p> <p>既設工認 本文</p>	<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、廃油保管室での油類廃棄物を保管廃棄するための設計を記載していることから、変更前に記載する。</p>
	<p>5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア</p> <p>保管廃棄施設のうち、廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、油類を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>廃油保管室の廃油保管エリアは、固型化しない油類のうち、ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>なお、油類廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1) 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</p> <p>(2) 亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</p> <p>(3) 容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</p>	

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>5.1.2.3 海洋放出管理系</p> <p>海洋放出管理系は、液体状の放射性廃棄物を海洋へ放出するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系は、MOX 燃料加工施設の排水口から排出した排水を、MOX 燃料加工施設の排水口から再処理施設までの配管、再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を經由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。</p> <p>海洋放出管理系のうち、MOX 燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する経路の境界には弁を設置し、MOX 燃料加工施設への海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>既設工認に記載はないが、既許可(2010/5/13)にて、排水口からの排水を再処理施設の海洋放出管理系の設備から海洋へ放出する設計を記載していることから、変更前に記載する。</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>保管廃棄施設のうち</u>、固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>変更なし</p>
<p>5.1.3.1 廃棄物保管設備</p> <p>廃棄物保管設備は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>なお、固体廃棄物を封入する容器は、以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1)水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。</p> <p>(2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。</p> <p>(3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。</p>	
<p>既設工認に記載はないが、既設工認時から想定しており、基本設計方針に変更がないため、変更前に記載する。</p>	
<p>5.1.3.2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用(以下同じ。))は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する設計とする。</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系は、MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化した油類を含む。)及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし、共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	
<p>既設工認に記載はないが、既設工認時から想定しており、基本設計方針に変更がないため、変更前に記載する。</p>	

チ. 放射性廃棄物の廃棄施設

MOX① チ-0001-00 M 廃棄 A

目 次	ページ
本文	
1. 低レベル廃液処理設備(その1).....	チ-1-1
(1) 設置の概要.....	チ-1-1
(2) 準拠すべき主な法令、規格及び基準.....	チ-1-1
(3) 設計の基本方針.....	チ-1-1
(4) 設計条件及び仕様.....	チ-1-1
(5) 工事の方法.....	チ-1-4
添付図	
1. 系統図	
1.1 低レベル廃液処理設備(その1)	
第1.-1図 系統図凡例.....	図-チ-1-1-1
第1.-2図 低レベル廃液処理設備の系統図(1/5).....	図-チ-1-1-2
第1.-3図 低レベル廃液処理設備の系統図(2/5).....	図-チ-1-1-3
第1.-4図 低レベル廃液処理設備の系統図(3/5).....	図-チ-1-1-4
第1.-5図 低レベル廃液処理設備の系統図(4/5).....	図-チ-1-1-5
第1.-6図 低レベル廃液処理設備の系統図(5/5).....	図-チ-1-1-6
2. 工事フロー図	
2.1 低レベル廃液処理設備(その1)	
第2.-1図 低レベル廃液処理設備(その1)の工事フロー図.....	図-チ-2-1-1

廃棄	-1	<p>1. 低レベル廃液処理設備(その1)</p> <p>(1) 設置の概要</p> <p>本設備は、燃料加工建屋の管理区域内で発生する廃液の放射性物質の濃度が、「平成12年科学技術庁告示第13号」に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下(以下、「濃度限度以下」という。)であることを確認した後、廃液を排水口から放出する設備である。</p>
廃棄	-2	<p>本設備は、検査槽、ろ過処理装置及びオープンポートボックス、吸着処理装置及びオープンポートボックス、廃液貯槽並びに排水口から構成する。また、検査槽までの配管等及び排水口から再処理施設までの配管等は、本設備の付属機器である。</p> <p>検査槽までの配管等は、分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等及び放出管理分析設備から発生する廃液と管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して取り扱う。検査槽までの配管等の一部は、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する。</p> <p>検査槽は、廃液を受け入れ必要に応じて希釈処理を行うためのものであり、燃料加工建屋地下3階の液体廃棄物処理室に設置する。なお、検査槽は、必要に応じて容器により運搬された廃液を受け入れる。</p> <p>ろ過処理装置及び吸着処理装置は、必要に応じてろ過処理、吸着処理を行うものであり、燃料加工建屋地下3階の液体廃棄物処理室に設置する。</p> <p>廃液貯槽は、必要に応じて希釈処理を行うとともに濃度限度以下であることを放出の都度確認する試料を採取するためのものであり、燃料加工建屋地下3階の液体廃棄物処理室に設置する。なお、採取した試料の放射性物質の濃度は、放出管理分析設備で確認する。</p> <p>排水口及び排水口から再処理施設までの配管等は、排水口からの排水を再処理施設を経由して海洋放出するためのものである。</p> <p>今回の申請範囲は、本設備の付属機器である検査槽までの配管等のうち、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する部分を含む配管等及び排水口から再処理施設までの配管等である。</p> <p>(2) 準拠すべき主な法令、規格及び基準</p> <p>本設備の今回の申請範囲に対する準拠すべき主な法令、規格及び基準を第1.-1表に示す。</p> <p>(3) 設計の基本方針</p> <p>本設備の今回の申請範囲に対する設計の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計を行う。</p> <p>b. 本設備は、腐食し難い材料を使用し、かつ、配管接続は溶接又はフランジ継手とし漏えいし難い構造とする。</p> <p>(4) 設計条件及び仕様</p> <p>本設備の今回の申請範囲に対する設計条件及び仕様を第1.-2表に示す。</p>

第1.-1表 準拠すべき主な法令、規格及び基準(放射性廃棄物の廃棄施設)

準拠すべき主な法令、 規格及び基準  施設/設備区分	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	○	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	○	核燃料物質の加工の事業に関する規則	○	加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則	○	核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示	○	日本工業規格(JIS)	○	原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)	○	日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME)	○
	チ. 放射性廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備(その1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第1.-2表 設計条件及び仕様

本設備の今回の申請範囲	取り扱う廃液の種類		主要な構成材	耐震クラス	系統図(注1)
	空調機器ドレン	空調機器からの凝縮水			
検査槽までの配管のうち、燃料加工建屋の壁、床等に埋設する部分を含む配管等	空調機器ドレン	金相試験機器からの排水	ステンレス鋼	Cクラス	系統図凡例 第1.-1図 低レベル廃液処理設備の系統図(1/5) 第1.-2図 低レベル廃液処理設備の系統図(2/5) 第1.-3図 低レベル廃液処理設備の系統図(3/5) 第1.-4図 低レベル廃液処理設備の系統図(4/5) 第1.-5図 低レベル廃液処理設備の系統図(5/5)
	空調機器ドレン	純水製造機器からの排水			
	手洗水・シャワー水	手洗・シャワーからの排水			
	床ドレン・消火水	床に排水された消火水等			
	排水口からの排水	排水口からの排水			
	排水口から再処理施設までの配管等	排水口から再処理施設までの配管等			

注1 技術基準に対する仕様として、系統図により排水口以外からの排水がないことを示す。

(5) 工事の方法

- a. 本設備の今回の申請範囲に対する工事フロー図を第2.-1図に示す。
- b. 本設備が，設計及び工事の方法のとおりに製作，据付されたことを確認するため，検査を行う。  
 本設備の今回の申請範囲に対する検査項目一覧を第1.-3表に，検査要領を第1.-4表に示す。

第1.-3表 低レベル廃液処理設備の検査項目一覧

	検査項目	工事検査
対象設備・機器		据付・外観検査
低レベル廃液処理設備(その1)		イ

第1.-4表 低レベル廃液処理設備の検査要領

検査項目		検査方法	判定基準
据付・外観検査	イ. 系統確認検査	目視又は通水試験により確認する。	系統図のとおり配管が据え付けられていること。

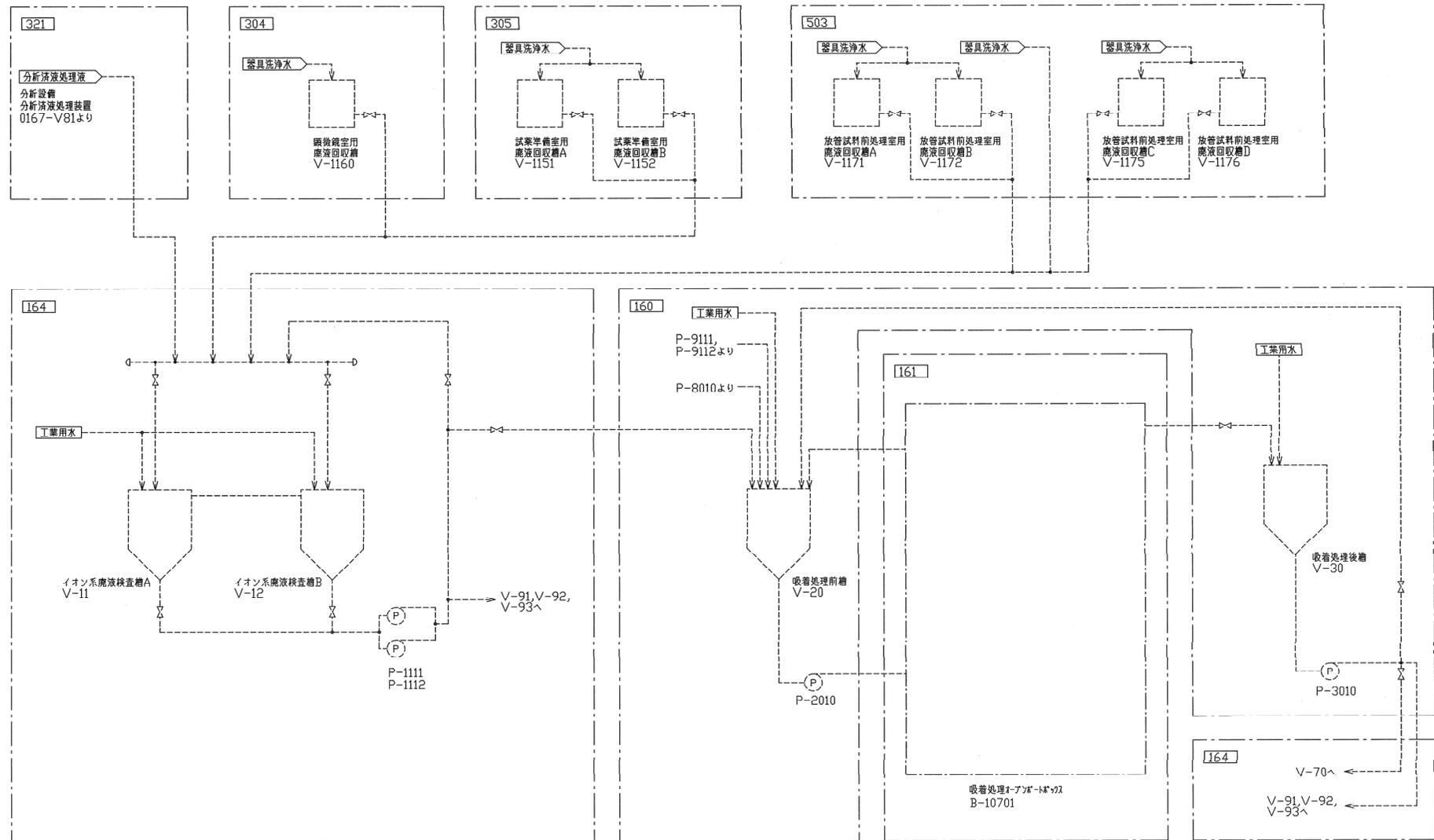
記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
	オープンポート ボックス	—	申請範囲の配管		弁		室又は建屋境界		試料採取
	ポンプ	---	他系統又は 他回申請配管		床ドレン ファンネル*2				
			他回申請者						

注1： 本凡例は各設備の系統図に記載されている記号を説明している。

注記 \*1： 部屋番号はイ建物 第1,-2表に示す部屋名称に対応している。  
\*2： 床ドレン・消火水を受け入れる。

第 1.-1 図 系統図凡例

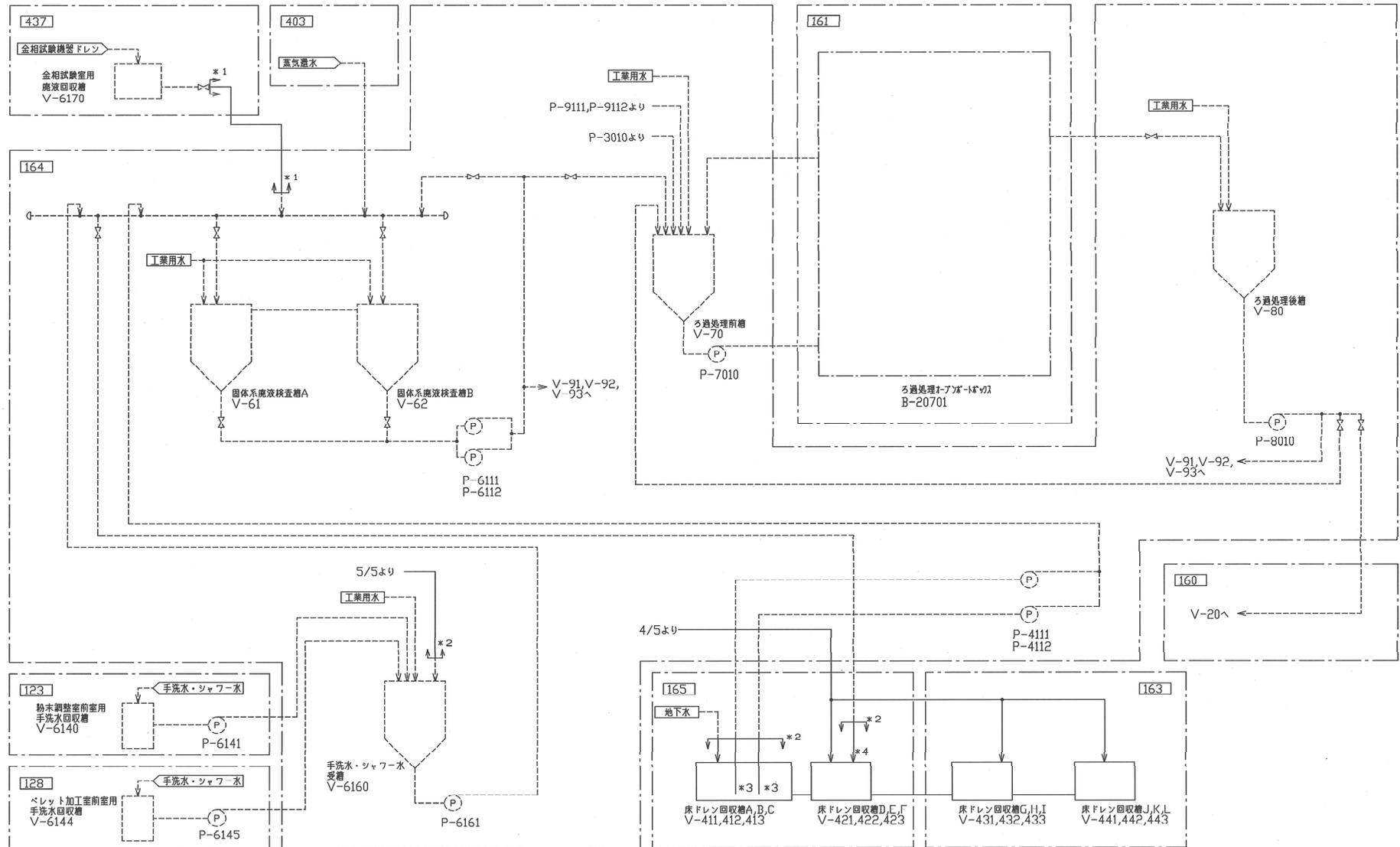
図-チ-1-1-1



注1: 系統番号は, 特記がないものは0172である。

系統番号	系統名称
0167	分析設備 分析液処理装置

第 1.-2 図 低レベル廃液処理設備の系統図(1/5)



注1: 系統番号は、特記がないものは0172である。

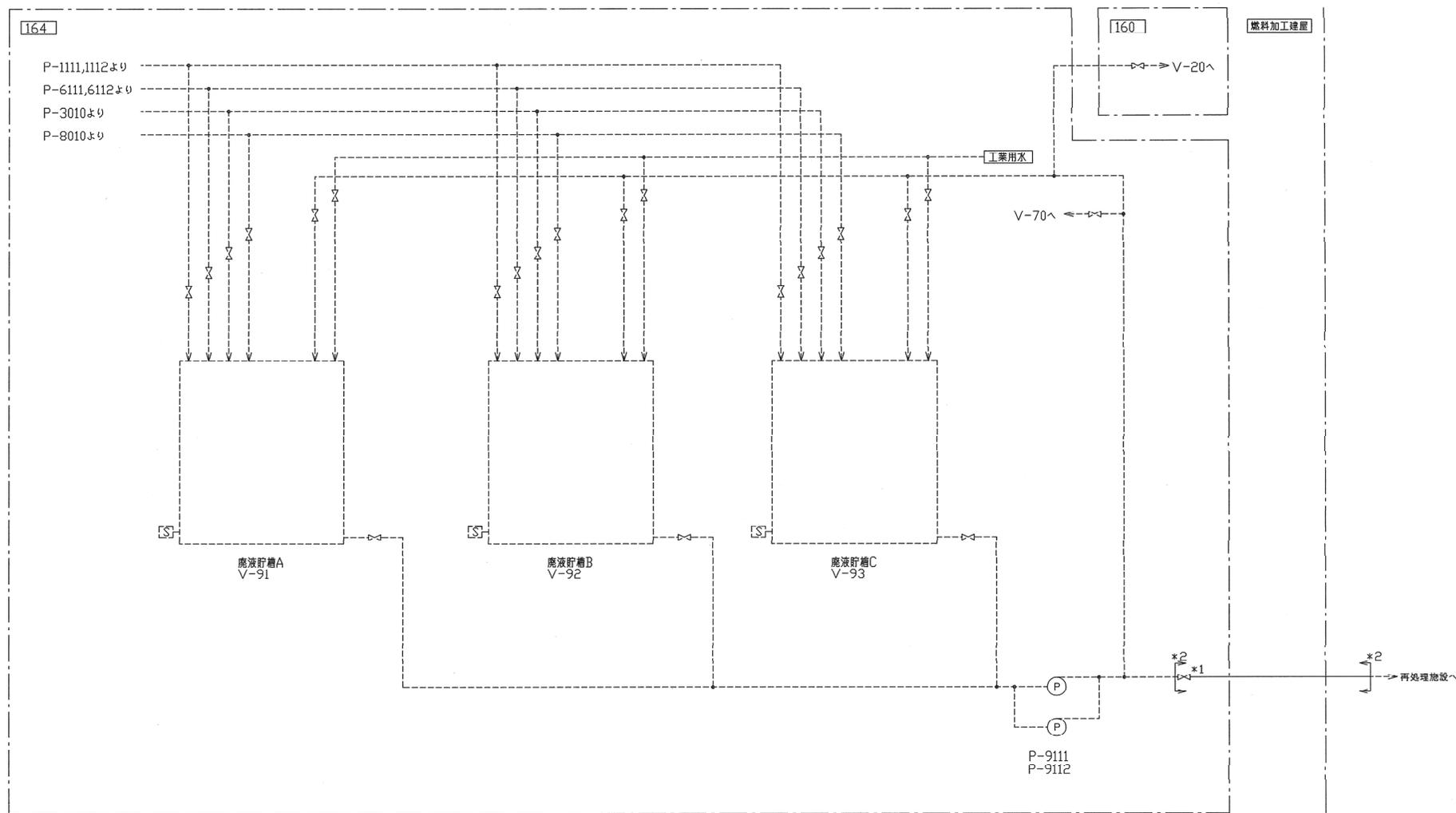
注記 \*1: 今回の申請範囲は、弁後流からヘッドより見て第1フランジ又は溶接線までの範囲である。

\*2: 今回の申請範囲は、槽入口から見て第1フランジ又は溶接線までの範囲である。

\*3: V-412のみ設置

\*4: V-422のみ設置

第1-3図 低レベル廃液処理設備の系統図(2/5)

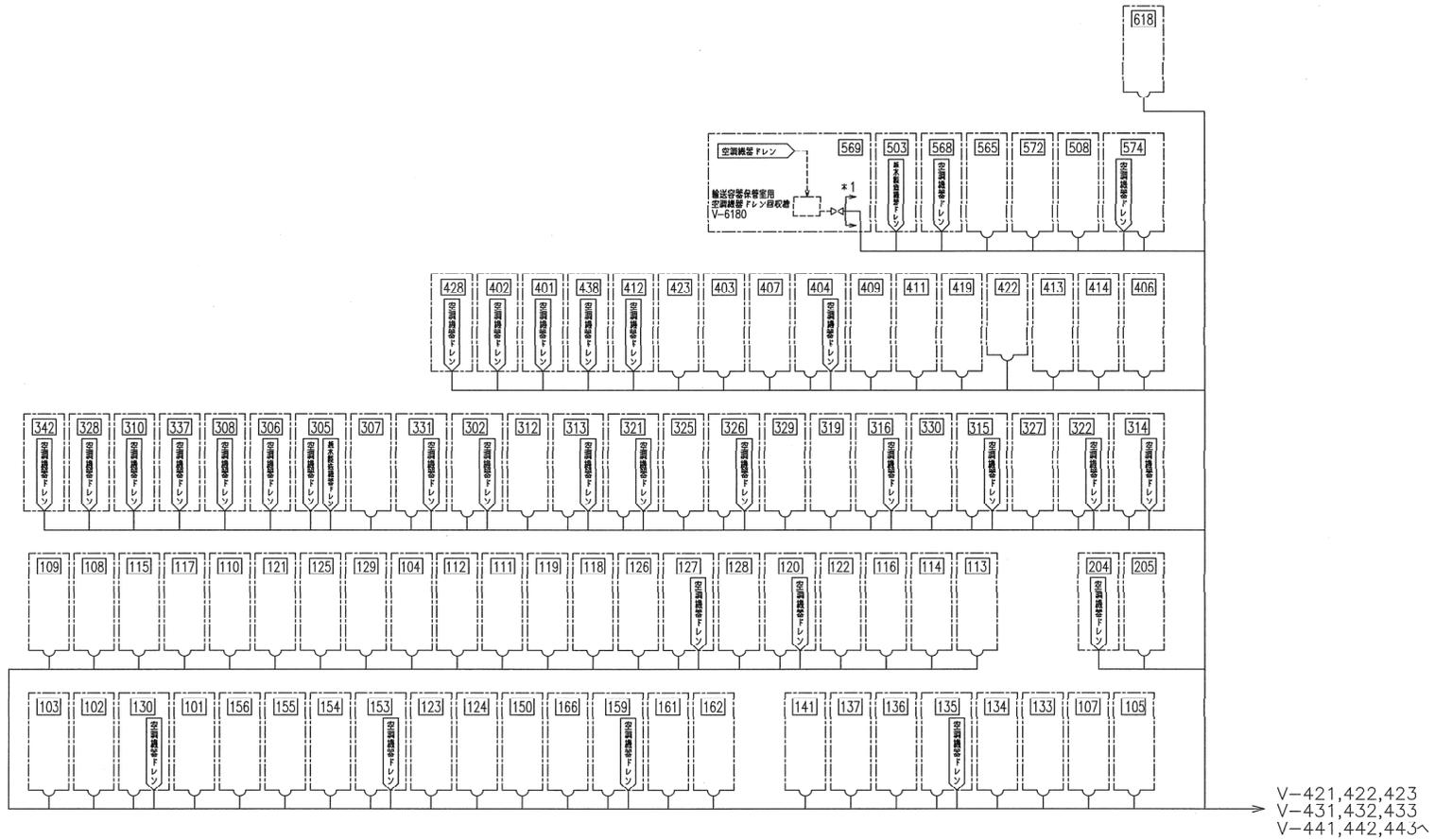


注1: 系統番号は、特記がないものは0172である。

注記 \*1: 排水口。

\*2: 今回の申請範囲は、排水口から再処理施設低レベル廃液処理建屋外壁から約1mまでの範囲である。

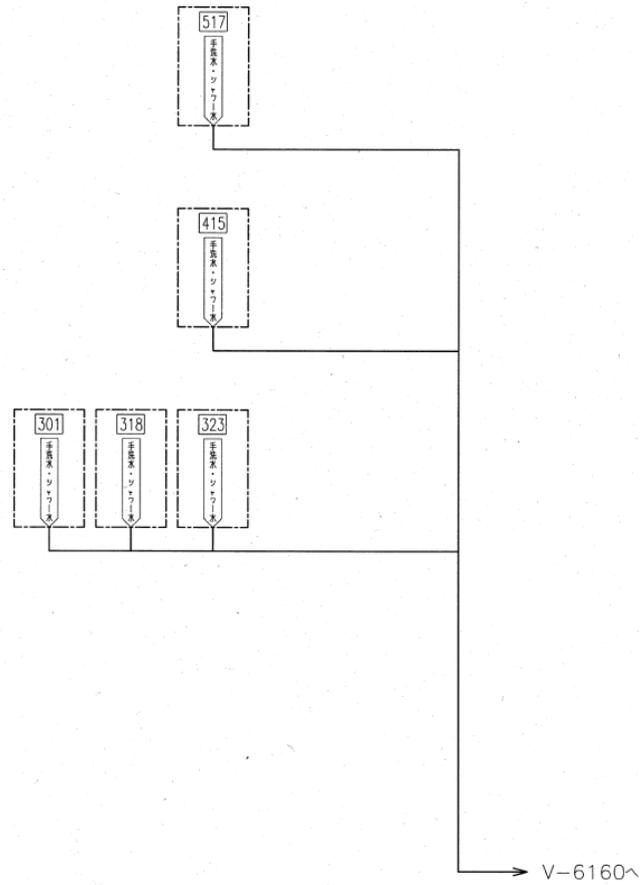
第1.-4図 低レベル廃液処理設備の系統図(3/5)



注1: 系統番号は、特記がないものは0172である。

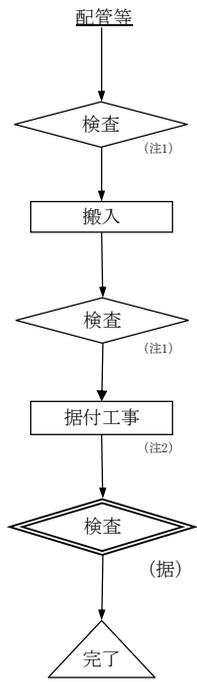
注記 \*1: 今回の申請範囲は、弁後流からの範囲である。

第1.-5 図 低レベル廃液処理設備の系統図(4/5)

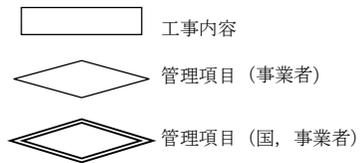


注1：系統番号は、特記がないものは0172である。

第1.-6図 低レベル廃液処理設備の系統図(5/5)



(据) 据付・外観検査



注1 必要に応じて検査を行う。  
注2 工事途中において、据付・外観検査を行う場合がある。

第2.-1図 低レベル廃液処理設備(その1)の工事フロー図